



豊川市緑の基本計画改訂（案）

2021▶2030

～『うるおい』と『にぎわい』にあふれる

緑のまち とよかわ ～



令和8年 月

豊川市

コラム ~ 市の木・市の花 ~

本市では、昭和48年6月1日の市制記念日に、市制施行30周年を記念して、市民投票の結果により、市の木は「クロマツ」、市の花は「サツキ」に決定しました。

クロマツは、高さ30mに達する常緑の高木で、東海道御油のマツ並木は国の天然記念物となっています。

サツキは高さ60~80cmの常緑木で公園の花壇や庭木によく用いられています。5月から6月にかけて色とりどりの花が咲きます。



クロマツ



サツキ

目 次

第1章 計画の概要	5
1－1 緑の基本計画について	5
1－2 本計画の枠組み	8
1－3 本計画の位置づけ	9
1－4 緑を取り巻く社会的動向	16
1－5 中間見直しの概要	24
第2章 豊川市の緑の現況	25
2－1 自然的条件	25
2－2 社会的条件	30
2－3 緑の現況	43
2－4 市民アンケート	49
第3章 豊川市の緑の分析・評価及び緑づくりの課題	60
3－1 現況の緑の分析・評価	60
3－2 現行計画の目標達成検証	71
3－3 緑づくりの課題	77
第4章 本計画の基本的な考え方	82
4－1 基本理念	82
4－2 緑の将来像	83
4－3 基本方針	84
4－4 都市公園等の整備及び管理に関する方針	92
4－5 グリーンインフラの推進に関する方針	96
第5章 緑の保全及び緑化の推進のための施策	97
5－1 基本施策の体系	97
5－2 基本施策	98
5－3 地域別施策	113
5－4 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区（緑化重点地区）	124
第6章 計画の推進体制	134
6－1 推進体制	134
6－2 進行管理	136

目 次

巻末資料	137
用語解説	137
緑に関する計画策定の経緯	147
改訂の経緯	148
中間見直しの経緯	149
豊川市緑の基本計画策定委員会設置要綱	150
豊川市緑の基本計画策定委員名簿	153

第1章 計画の概要

1-1 緑の基本計画について

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。また、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を示すとともに、都市公園の整備、緑地の保全や緑化の推進方策について、総合的に進めていくものです。

(2) 対象とする緑

緑の基本計画で対象とする緑は、公園緑地・農地・河川などの水辺・樹林地・社寺林・学校・緑化された民有地や工場など幅広い空間を対象としています。

対象とする緑のイメージを下図に示します。

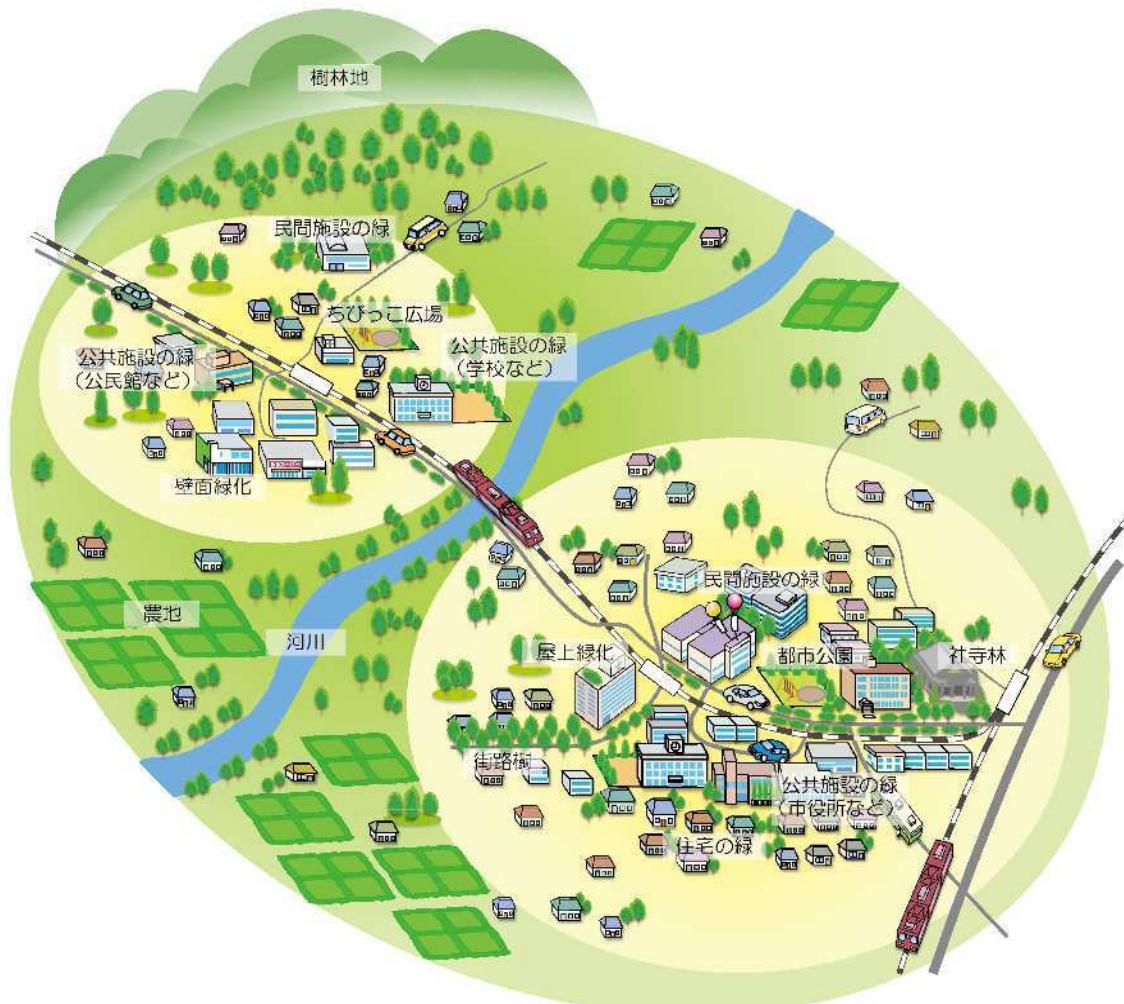
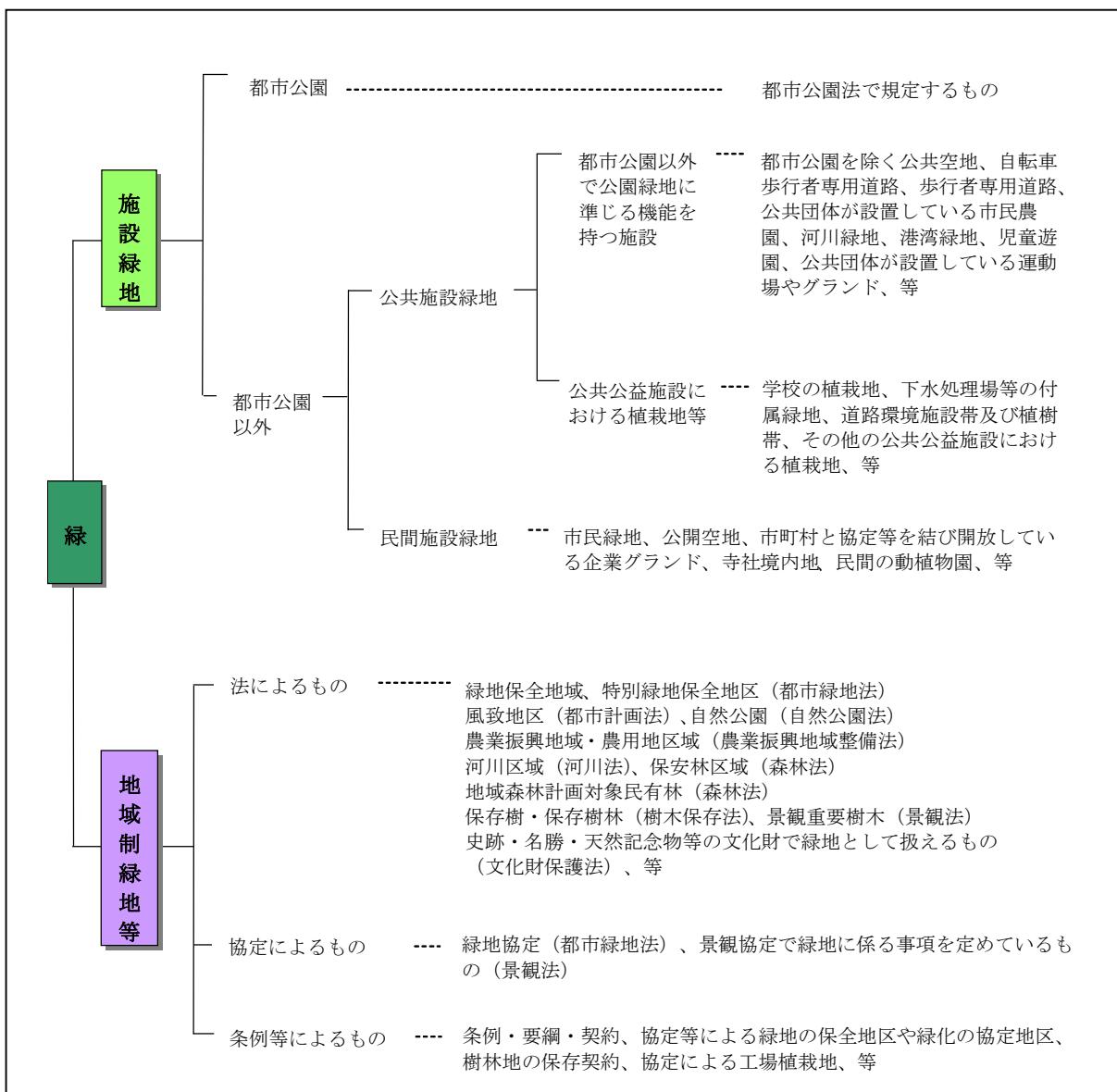


図 緑のイメージ



出典：「新編緑の基本計画ハンドブック」（(社)日本公園緑地協会、平成19年4月2日）

図 緑の基本計画で対象とする緑

(3) 緑が有する機能

「緑」は、大きく分類して、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの機能を有し、私たちの生活に様々な効果をもたらしています。

<環境保全>人と自然が共生する都市環境の確保

- 二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動の緩和
- 野生生物の生息・生育地として生態系を構築

<レクリエーション>多様な機能の活用による変化に対応した余暇時間の確保

- 運動や健康づくりの場
- 自然とのふれあいの場
- 地域コミュニティの場

<防災>都市の安全性の確保

- 避難地や避難路、火災の延焼防止帯
- 消防活動やボランティアなどの救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点

<景観形成>多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観の形成

- 四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観の創出
- 地域固有の文化や歴史と融合した魅力ある地域づくり



出典：「公園緑地マニュアル 平成29年度版」（一般社団法人日本公園緑地協会）

図 緑が有する機能

1－2 本計画の枠組み

(1) 改訂の背景

平成22年度に「豊川市緑の基本計画 2011→2020」（以下、「前計画」といいます。）を策定、計画的に緑化及び緑の保全を推進してきました。前計画が計画最終年度を迎えたことから、令和2年度（2020年度）に改訂版として「豊川市緑の基本計画 2021→2030」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、今後10年間の計画を定めました。

改訂にあたっては、都市緑地法・都市公園法等の関連法の改正や社会的動向の変化、市民のニーズの変化に配慮するとともに、平成30年度に改訂された「愛知県広域緑地計画」を踏まえました。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とし、中間年次の令和7年度（2025年度）に中間評価を実施しました。

(3) 計画対象区域

都市計画区域（市域全体）16,114haを対象とします。

(4) 目標人口

国勢調査による本市の人口は、令和2年度（2020年度）で184,661人です。

目標年次（2030年度）の人口は、「第7次豊川市総合計画」（令和8年3月）と整合を図り、178,693人と設定します。

年次	現況（2020年度）	目標年次（2030年度）
人口	184,661人	178,693人

1-3 本計画の位置づけ

本計画の改訂にあたっては、「第7次豊川市総合計画」に即し、「豊川市都市計画マスター プラン」などの関連計画と整合を図ります。

上位関連計画との関係は、下記の通りとなっており、関連する主な計画の概要を次頁から示します。

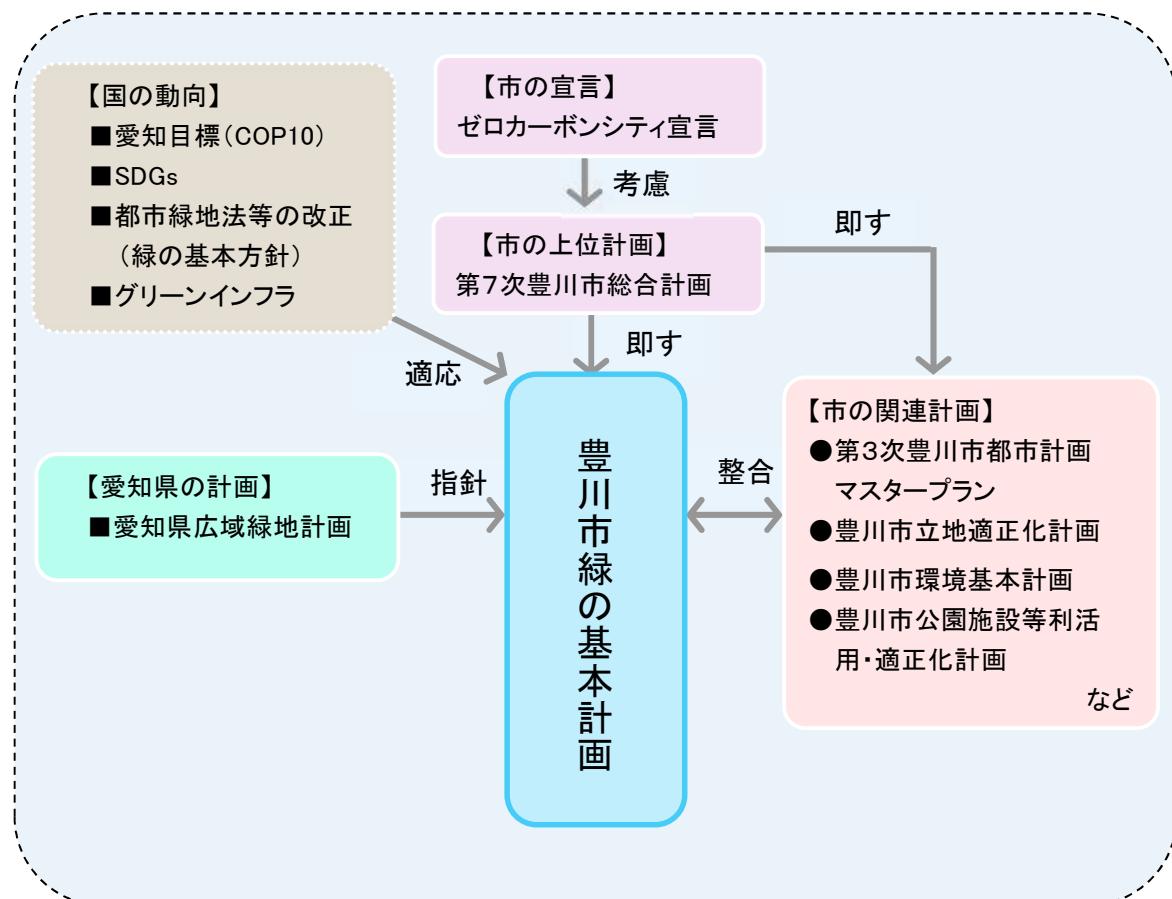


図 本計画と上位関連計画との関係

愛知県広域緑地計画（平成31年（2019年）～）

①基本理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
～緑の質を高め、多様な機能を活用～

②基本方針

「健全で良質な緑」：緑づくりの基礎

「いのちを守る緑」

基本方針1：緑の恩恵を享受し、自然と調和し
災害にも強い緑の都市づくり

「暮らしの質を高める緑」

基本方針2：良好な生活環境と生活の質を
高める緑の空間づくり

「交流を生み出す緑」

基本方針3：多様な主体との連携と地域の
特性を活かす緑づくり



■愛知県の緑づくりを考える3つのイーメ

③市町村における取組の方向性

広域緑地計画においては、市町村が緑の基本計画を策定する際の参考として、「緑の配置方針」と「施策検討」に関する20の取組を事例も含めて掲載しています。

項目	市町村における取組
緑の配置方針	1 生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成 2 将来都市構造の構築と連動した緑の配置
(1)総合的な取組について	3 地域特性に応じた植栽・管理 4 防災系統緑地の充実による災害対応
(2)都市公園等の整備及び管理について	5 官民連携による公園等の整備及び管理の推進 6 多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進 7 計画的な公園施設の老朽化対策 8 公園のストック再編の検討
(3)都市公園以外の施設緑地について	9 市民緑地の活用による緑化推進 10 地域特性に応じた市民農園の検討 11 街路樹等の適切な維持管理
(4)地域性緑地の保全等について	12 特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑地の保全 13 都市農地の保全 14 多自然川づくりの検討
(5)民有地を含めた緑化・保全について	15 民有地緑化の推進 16 緑の環境学習の推進 17 多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進 18 緑化重点地区の指定 19 緑化地域の指定による緑化推進 20 保全配慮地区等を活用した緑の継承

第7次豊川市総合計画（令和8年（2026年）～）

①まちの未来像

光・緑・人 輝くとよかわ

②まちづくりの基本方針

- 基本方針 1：人口動態の改善に向けた取組を進めます
 - 基本方針 2：シティプロモーションを進めます
 - 基本方針 3：多様な主体との協働・連携を進めます
 - 基本方針 4：持続可能なまちづくりを進めます

③まちの構造図

※「まちの構造図」は今後関連計画の策定・改定状況により変更が生じる場合があります。



■まちの構造図

④緑に関する施策

● 環境保全と生活衛生の向上

森林保全のための森林及び林道環境整備、環境学習・講座等の開催、生物多様性の保全などの施策を推進する。

● 緑や憩いの空間の充実

街路樹の植替え、公園樹木の適正管理、公園利活用の推進、公園・緑地管理における市民との協働などの施策を推進する

● 文化芸術の振興

三河国分寺跡等の整備、御油のマツ並木の保存・活用などの施策を推進する。

第3次豊川市都市計画マスタープラン（令和3年（2021年）～）

①将来都市像

歴史・文化・自然が息づき
人とまちが輝き続ける持続可能な都市



②緑に関する施策

● 水と緑の構造

緑の拠点：東三河ふるさと公園や、都市基幹公園である豊川公園、赤塚山公園など、本市を代表する緑地

環境軸：本市を代表する親水空間である佐奈川・音羽川、豊川及び豊川放水路、(都)姫街道線などの幹線道路

三河湾：身近に海と親しみ、ふれ合うことのできる場

● 公園・緑地分野の方針

- ・赤塚山公園は、開園後25年以上が経過し、利用者のライフスタイルの変化や公園施設の老朽化が進んでいることから、施設更新や利用者のニーズにも対応した民間活力導入によるイベント等のソフト事業により、さらなる賑わいの創出を図る。
- ・中心拠点に位置する豊川公園では、スポーツ利用に加え、再整備を生かした多種多様なさらなる交流人口の増加を図る。
- ・スポーツ公園では、利用者のニーズに合わせた整備を進めることで、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの場として利用促進を図る。
- ・住区基幹公園については、土地区画整理事業や宅地開発にあわせ、必要に応じ新たな公園の整備を進める。
- ・市街地内に設けられた都市緑地については、自然環境の保全や市街地の景観の向上を図るため、計画的かつ適切な維持管理を行う。

豊川市立地適正化計画（平成29年（2017年）～）

①都市の未来像

歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市

②今後のまちづくりの方針

●都市機能の集約

⇒地域の特性に応じた都市機能が配置されたまち

●居住の誘導

⇒安全・安心で住み続けられるコンパクトなまち

●拠点との交通ネットワークの充実

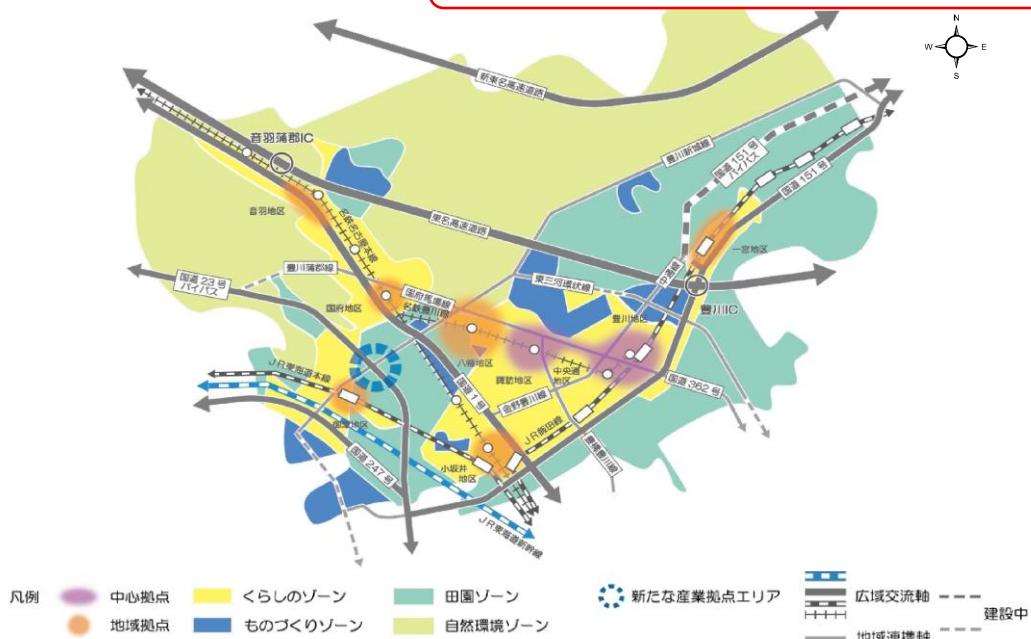
⇒誰もが都市機能にアクセスできるまち

●活力とにぎわいの創出

⇒豊川らしさの発揮による活力とにぎわいのあるまち

③都市の骨格構造

※「都市の骨格構造」は今後の関連計画の策定・改定状況により変更が生じる場合があります。



■都市の骨格構造

④緑に関する施策

- 既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進する。
- 居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討する。

豊川市環境基本計画 2020 改訂版(令和7年(2025年)3月)

①緑地の保全及び緑化の推進の目標

「環境行動都市とよかわ～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～」

②環境目標

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 : 脱炭素を実現できるまち | 2 : 多様な自然や生き物と共に存するまち |
| 3 : 資源を大切にするまち | 4 : 社会の変化に適応し安心して暮らせるまち |
| 5 : みんなで環境保全に取り組むまち | |

③緑に関する施策

環境目標 2 : 多様な自然や生き物と共に存するまち

- ・在来の生態系の適正な保全
- ・多様な野生生物の生息する森林の保全と整備
- ・生き物を育む河川・海岸等の保全と整備
- ・生態系ネットワークの形成と保全
- ・自然とふれあえる「場」の整備
- ・農地の保全と活用

環境目標 4 : 社会の変化に適応し安心して暮らせるまち

- ・気候変動の影響への適応策の推進（森林整備の実施、緑のカーテン等）
- ・ゆとりある生活空間の整備（環境の美化）
- ・豊川らしい歴史と自然を後世に残すまちづくり
(巨木・名木等の活用、御油のマツ並木の保護等)
- ・公園緑地の整備

環境目標 5 : みんなで環境保全に取り組むまち

- ・環境教育・環境学習の推進
- ・市民や事業者の積極的な参加の推進
- ・官民連携による新たな環境技術の展開
- ・市民・事業者との連携しやすい 新たな仕組みの研究
- ・広域的な活動を支える環境づくり
- ・行政職員の積極的な参加の推進

4) 重点プロジェクト（抜粋）

3 健康的な森林の育成プロジェクト

- ・健康的な森林育成の取組を、地域森林管理の担い手である市民や事業者と連携しながら、行政として積極的に支援し、健康的な森林の育成を推進
(関係主体の協議体制の構築及び既存の取組の継続、市民団体・事業者・行政の連携した森林育成の推進)

豊川市公園施設等利活用・適正化計画(令和8年(2026年)3月)

①目指すべき姿

「地域に愛される”暮らしを豊かにする空間”としての公園の再生」

②基本目標

魅力ある地域の公園・持続可能な公園

③基本方針と推進方策

公園機能の適正な再配分

- ・公園の整備
- ・身近な小さな公園の見直し、集約・統合
- ・長期未整備の都市計画公園の見直し

公園の利活用の推進

- ・既存公園の施設改修
- ・学校や公共施設等と連携した公園利活用の促進
- ・地域の団体等による公園利活用の促進
- ・他部局連携による公園の利活用の促進
- ・緑や散策などのネットワークルート形成の検討

公園の柔軟な管理運営

- ・公園の管理水準の向上
- ・地域ニーズを反映した公園の維持管理の促進
- ・柔軟な利活用の推進
- ・賑わい創出のための地域連携
- ・管理運営手法の検討

1－4 緑を取り巻く社会的動向

本計画では、以下に示す社会的動向に適応していきます。

(1) SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された17の国際目標です。令和12年（2030年）に向けて、世界中の国々で、貧困をなくし、全ての人々が平等な機会を与えられ、持続可能でよりよい生活を送ることができる世界を実現するため、17のゴール（目標）と169のターゲットを掲げています。

本計画における取組は、SDGsの目指す目標の達成に貢献するものであることから、行政、事業者及び市民一人ひとりが、目標を達成する意義を意識し、自ら当事者として主体的に取り組む必要があります。

本市では、それぞれの取組をSDGsのゴールと関連付けることで、本計画とSDGsを一体的に推進します。



出典：国連広報センター

図 SDGsの17の目標

(2) 都市緑地法の改正

① 都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年（2024年）11月施行）

気候変動対策や生物多様性の確保、Well-being の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるために、都市緑地法等の一部改正が行われました。

法改正においては、緑地のグリーンインフラとしての機能の発揮を図るための施策の強化が含まれるとともに、国家的な観点から都市における緑地の保全及び緑化の推進するための指針として「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が新たに策定されています。

◆グリーンインフラとしての役割の明確化に関する動向

- 「グリーンインフラ実践ガイド（令和5年（2023年）10月公表）」において、グリーンインフラの取り組みを位置づけることが考えられる計画として「緑の基本計画」が示されました。
- 「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（令和6年（2024年）6月公表）」において、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠が示されました。また、「今後、緑の基本計画の策定・改定を契機とし、緑の基本計画においてグリーンインフラの考え方を取り入れることで、緑の基本計画の内容を充実・高度化し、関連計画との連携を強化していくことが望ましい。」ことが示唆されました。



図 グリーンインフラの効果と他部局連携のイメージ

出典：「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」

②都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

市町村が定める「緑の基本計画」の上位にあたる指針として、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が策定され、緑地の保全や緑化の推進に関する目標や、その実現に向けた各主体の役割が整理されています。主な市町村の役割として、市町村が定める緑の基本計画は、国が定める基本方針に沿って策定すること、都道府県が定める広域計画と整合を図ることとなっています。

■全体目標（将来的な都市のあるべき姿）

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

■3つの個別目標

①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

二酸化炭素の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献

②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する

③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

出典：「緑の基本方針 概要」

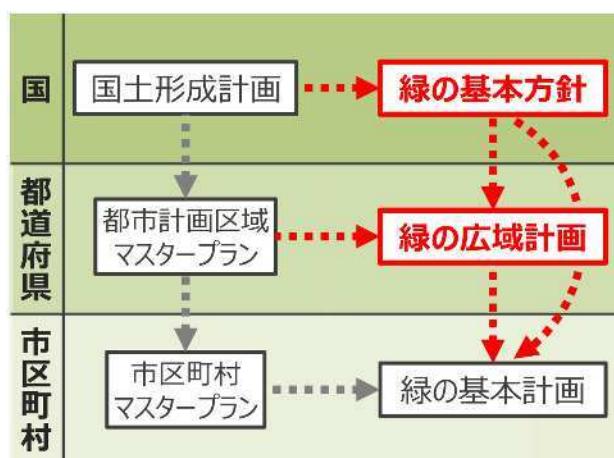


図 緑に関する各計画の連携イメージ

出典：「都市緑地法等の一部を改正する法律 概要」

(3) グリーンインフラの推進

① グリーンインフラ推進戦略 2023（令和5年（2023年）9月公表）

ネイチャー・ポジティブやカーボンニュートラル・GX（グリーン・トランスフォーメーション）等の世界的潮流等を踏まえ、令和元年度（2019年度）策定の「グリーンインフラ推進戦略」が全面改訂されています。グリーンインフラの定義「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」には変化はありませんが、グリーンインフラを目指す姿「自然と共生する社会」が新たに示されるとともに、その実現に向けた取り組みの方向性が整理されています。

② 緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（令和6年（2024年）6月公表）

都市緑地法の改正と「グリーンインフラ推進戦略 2023」を踏まえ、市町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定、改定を行う際に参考となる考え方や根拠を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が公表され、ガイドラインでは、地域課題の解決に資する「多様な機能が発揮される緑」という考え方を提示の上、グリーンインフラの展開のために重要なポイントとなる他部局連携や官民連携、広域的な視点の考え方や、グリーンインフラの取り組みが解決に貢献する地域課題に対する具体的な検討事項が例示されています。

◆ 「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」におけるグリーンインフラの考え方

『地域課題の解決に向け、以下の点を踏まえた戦略的計画に基づき、多様な機能が発揮される緑』

- 緑の機能が地域課題の解決にどの程度寄与しうるかを把握した上で、地域のニーズに応じて緑の機能をどこにどの程度導入すべきかの空間分布を検討とともに、効果の把握や施策へのフィードバックを行う
- 地域の実情に応じ、広域的な観点を踏まえ、都市・地域全体や流域全体を検討対象として捉える
- 他分野の専門性を活かした連携、企業や市民の活力による保全・整備・創出・維持管理・利活用の可能性を検討する

出典：「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」

(4) 生物多様性への配慮

平成22年（2010年）に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における決議などを踏まえ、翌年に、生物多様性の確保を目的に都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画における「生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が示されました。

さらに、平成30年（2018年）には、生物多様性の観点を緑の基本計画に取り入れるため、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が示されました。



出典：国土技術政策総合研究所資料

図 生物多様性が豊かな都市のイメージ

(5) 緑とオープンスペースの新たなステージ

経済成長・人口増加の社会情勢下では、緑とオープンスペースの量的な拡大に重点をおいてきました。しかし、一定量のストックの蓄積や施設の老朽化、少子高齢化・人口減少、財政状況の悪化、国民の価値観の多様化などの状況の変化から、緑のオープンスペースが持つ多様な機能を最大限に引き出すため、質の向上へ転換が必要となっています。多様な機能の発揮により、持続可能で魅力ある高質都市の形成、個性と活力のある都市づくりの実現、市民の生活の質の向上などを目指していくことが求められます。

このような背景から、平成29年（2017年）に都市公園法が改正され、民間活力による都市公園整備手法である公募設置管理制度（Park-PFI）など、新しい制度が創設されました。



出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

図 Park-PFI の事業イメージ

(6) ゼロカーボンシティ宣言

豊川市は、令和6年（2024年）7月16日、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。今後は「豊川市環境基本計画2020改訂版」に基づき、脱炭素化の取り組みを推進することとされています。



豊川市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界的に深刻な異常気象が多発し、国内においても、猛暑や豪雨などにより、これまでに経験したことのない自然災害が頻発しており、地球温暖化による気候変動がその要因とされています。

このため、今を生きる私たち一人ひとりが、これまで以上に地球環境に強い関心を持ち、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出量をそれぞれの立場で最大限の抑制をしながら、脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層強化する必要があります。

そこで、本市では、市民憲章に掲げる「光・緑・人 輝くとよかわ」を実現し、元気なとよかわを未来の世代により良い姿でつないでいくため、市民・事業者・行政が一体となり、「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指すことを宣言します。

令和6年7月16日

豊川市長 竹本幸夫

図 豊川市ゼロカーボンシティ宣言 宣言文

(7) 都市農地の重要性の評価

平成27年（2015年）4月に成立した都市農業振興法により、都市農業の多面的な機能（農産物の供給、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験・交流の場、農業に対する理解醸成）が評価されました。それを受け、平成29年（2017年）に都市緑地法が改正され、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を施策に組み込むことが明確化されました。

(8) オープン施設のストック再編とルールづくりの必要性

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、まちの緑やオープンスペースは、コミュニケーションや運動不足解消などコミュニティにおける様々な活動の場として再認識されたため、公園や緑地、道路空間、民間空地など、グリーンインフラとしての緑の効果向上やオープンスペースの充実に対する必要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、十分に利活用されていない既存ストックの集約・再編を行うとともに、多様な主体との対話と合意に基づき公園の利用ルールを設定するなど、多様な利活用ニーズに柔軟に対応する必要があります。

コラム ~ 本計画が貢献するSDGsの個別ターゲット ~

本計画で、目標達成に貢献するターゲットを以下に示します。

**目標3【保健】**

- 大気質、水質の改善

目標4【教育】

- 持続可能な開発を促進するための知識及び技能の普及

目標6【水・衛生】

- 水に関する生態系の保護・回復

目標11【持続可能な都市】

- 包摂的かつ持続可能な都市化の促進
- 水関連災害の死者数・被災者数の大幅削減
- 都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援

目標13【気候変動】

- 気候関連災害や自然災害に対する強靭性・適応力の強化
- 気候変動の緩和、適応、影響軽減、早期警戒に関する教育、啓発

目標14【海洋資源】

- 海洋堆積物、富栄養化など陸上活動由来の海洋汚染の防止・削減

目標15【陸上資源】

- 森林、山地などの陸域生態系の保全、回復
- 森林減少の阻止、劣化した森林の回復
- 自然生息地の劣化の抑制、生物多様性の損失の阻止

目標17【実施手段】

- 行政と事業者、NPO、市民とのパートナーシップを奨励・推進

1－5 中間見直しの概要

(1) 中間見直しの目的

現行計画への改訂後は、令和12年度（2030年度）を目標年次として、行政と市民の協働を通して緑化や緑の保全をはじめとした各種施策を進めるとともに、年度ごとに目標値の達成状況や個別施策の進捗状況をモニタリングしてきました。

一方で、カーボンニュートラルや生物多様性の実現に向けた動きが世界的に加速するなど、緑を取り巻く社会的動向が変化してきています。国は、「都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年（2024年）11月施行）」において、緑地のグリーンインフラとしての機能の発揮を図るための施策の強化を含めるとともに、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を策定しています。また、豊川市は、令和6年（2024年）7月に「豊川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、令和7年（2025年）3月には「豊川市環境基本計画2020」の改訂を実施しています。

これらの状況を踏まえ、計画期間の中間年度にあたる令和7年度（2025年度）に、施策の実施状況や目標水準の達成状況を把握・評価するとともに、その結果をもとに計画の中間見直しを実施します。

(2) 中間見直しの方針

中間見直しは、国の動向、豊川市の動向、具体施策の実施状況を主な視点として実施します。

① 国の動向を踏まえた見直し

- ・都市緑地法が、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題解決に向けて一部改正されました。このことを受け、緑が有する防災力強化や生活環境形成、気候変動対応などの多面的な効果をインフラとして捉える「グリーンインフラ」の概念を明記する方向性で、基本方針や基本施策の見直しを行います。

② 本市の動向を踏まえた見直し

- ・「豊川市ゼロカーボンシティ宣言」と関連して令和7年（2025年）3月に改訂した「豊川市環境基本計画2020」との整合を考慮して基本施策の見直しを行います。
- ・本計画と並行して改訂中の「第6次総合計画」、「第3次豊川市都市計画マスタープラン」、「豊川市立地適正化計画」と整合するように基本方針や基本施策の見直しを行います。

③ 中間評価を踏まえた見直し

- ・施策の実施状況や推進体制、関連する目標値の達成状況を踏まえ、基本方針や基本施策の見直しを行います。

第2章 豊川市の緑の現況

2-1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本市は、愛知県南東部に位置し、市域面積は161.14km²（令和3年（2021年）現在）です。周囲は、蒲郡市、岡崎市、新城市、豊橋市と隣接し、市域南部の一部が三河湾に面しています。

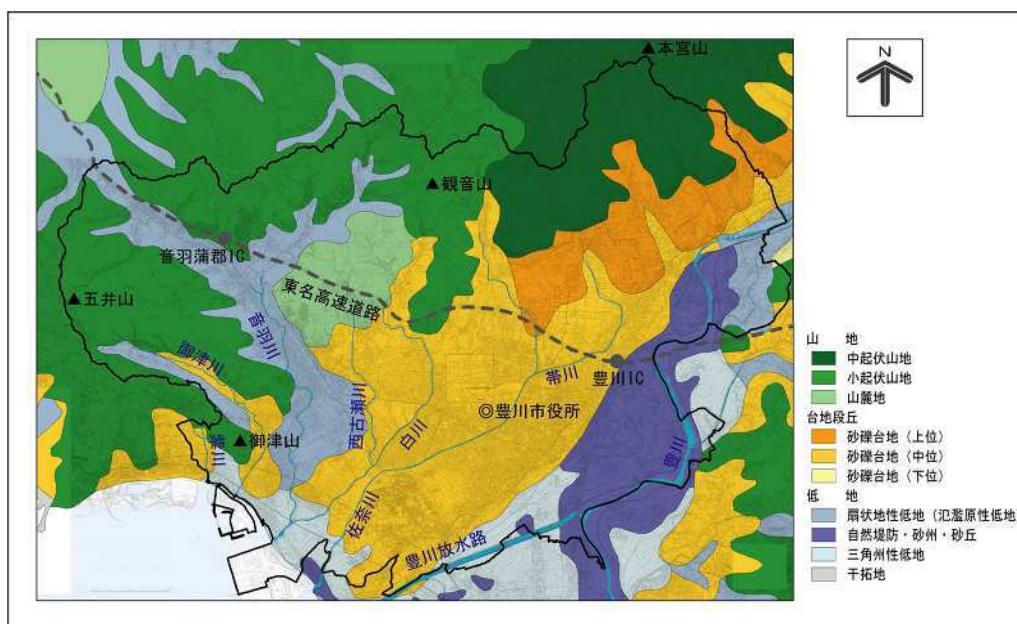
市域北部には木曽山系の本宮山（標高789.2m）をはじめとする山々が連なり、中央部から南部にかけて平野が広がり、平野部には農地が広がっています。また、一級河川豊川や二級河川佐奈川、音羽川などの自然豊かな河川が平野を貫いています。

北部に連なる山地のうち、中央より西側は比較的起伏が緩やかで、都市公園やゴルフ場などのレクリエーションの場としても活用されています。

平野部は、市街地が広がる台地と扇状地に大別され、その境界部には河岸段丘が連なっています。



図 豊川市の位置

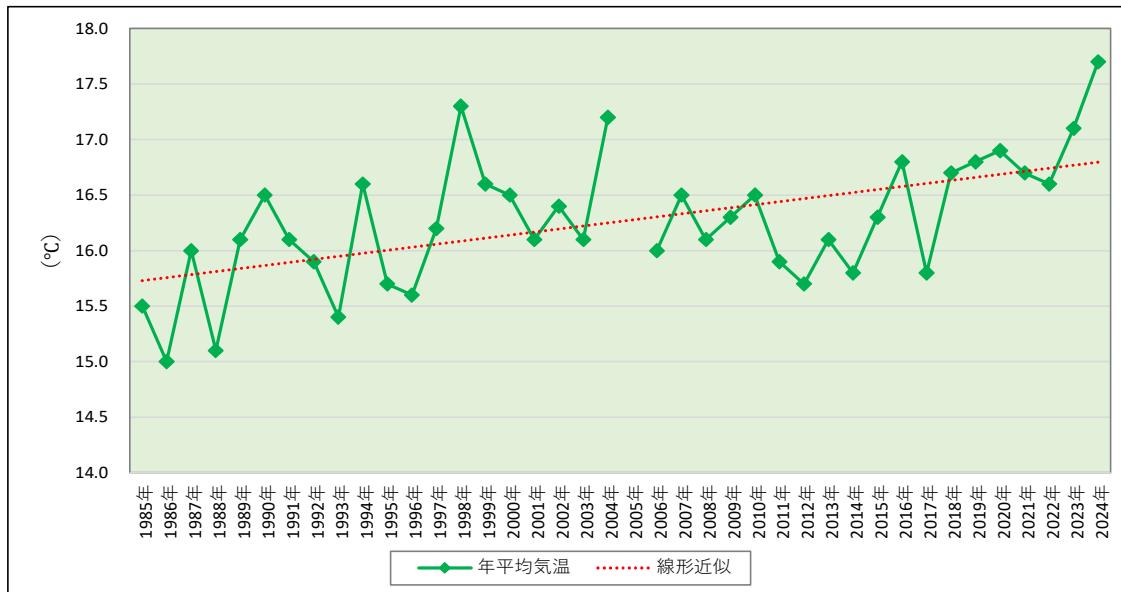


出典：「1/200,000 土地分類基本調査」（国土交通省、昭和49年）

図 地形図分類

(2) 気象条件

本市周辺の過去40年間の日平均気温の推移をみると、上昇傾向にあります。昭和60年（1985年）～平成6年（1994年）までの10年間と直近の10年間の日平均気温の平均値を比較すると、約1.0°C上昇しています。

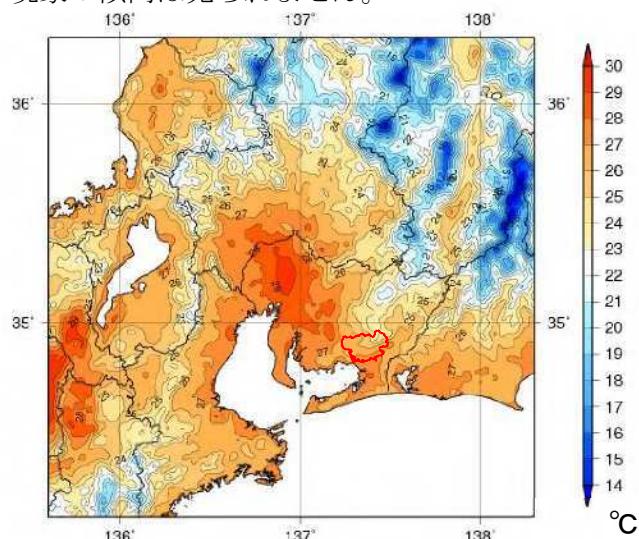


(注)
・平成17年（2005年）は資料不足のためデータを表示していない。
・線形近似は日平均気温の推移を直線で近似したもの。

出典：「気象統計情報 名古屋地方気象台豊橋観測所各年データ」（気象庁）

図 日平均気温の推移

下図は平成21年（2009年）～平成29年（2017年）の8月における都市化の影響による平均気温の変化（ヒートアイランド現象の影響）を示すものです。市街地中心部は、周辺に比べ気温が0.5～1.0°C程度高くなっています。一方で、北部から東部の山地周辺の緑が多い地域では、ヒートアイランド現象の傾向は見られません。



出典：「ヒートアイランド監視報告 2017」（気象庁、平成30年6月）

図 都市化の影響による平均気温の変化(平成21年(2009年)～平成29年(2017年))

(3) 河川

市内の一級河川豊川をはじめとした豊かな自然環境が残る河川は、動植物の生息・生育の場となっています。また、ホタルの生息地である音羽川・白川・帯川や桜の名所である佐奈川・音羽川は、市民にやすらぎと潤いを与える場として親しまれています。

河川改修にあたっては、音羽川・西古瀬川の一部区間で県の事業により多自然川づくりが行われています。



図 豊川市の主な河川



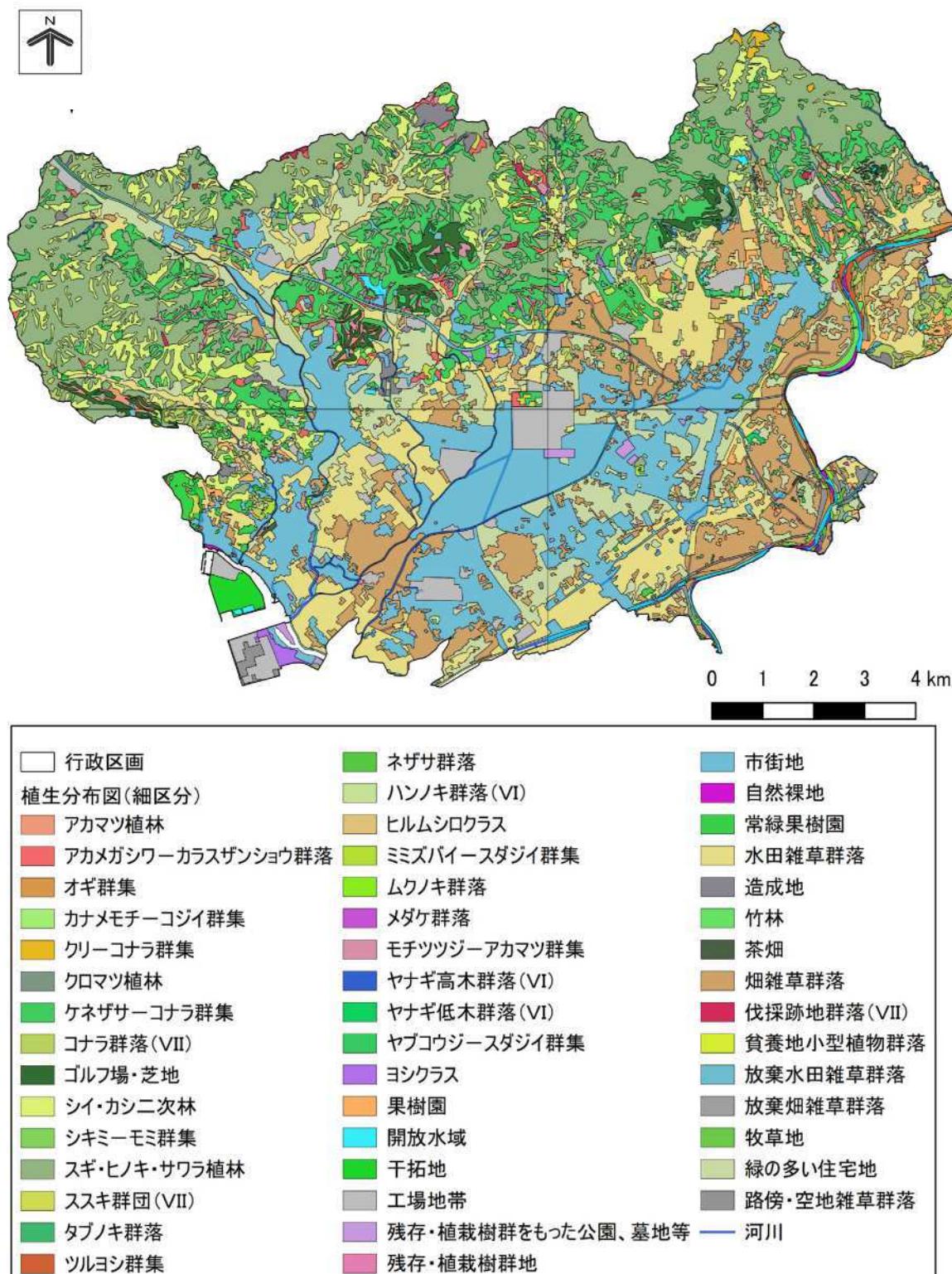
ホタルの生息地 音羽川



桜の名所 佐奈川

(4) 現況植生

市北部の三河山地の樹林地においては、スギ・ヒノキ・サワラの植林地、コナラなどの落葉広葉樹二次林、シイ・カシなどの常緑広葉樹二次林などの人工林が広く分布しています。



出典：「環境省 自然環境保全基礎調査」

図 植生分布図（細区分）

(5) 希少生物

市内の貴重な動植物として、天然記念物に指定されている「宮路山コアブラツツジ自生地」や「富士神社のコバノミツバツツジ自生地」、「財賀寺のヒメハルゼミと生息地」、「帶川のホタル」などが挙げられます。市街地の身近な自然である社寺林についても希少な動植物が生息・生育しています。

また、愛知県が調査した「レッドリストあいち 2020」によると、本市及び周辺地域において、絶滅危惧 I A類が植物 40 種・動物 4 種、絶滅危惧 I B類が植物 62 種・動物 18 種など、数多くの貴重な動植物が分布しています。



図 富士神社のコバノミツバツツジ



図 ヒメハルゼミ

表 本市及び周辺地域における絶滅危惧種の数

分類群名		県リスト							国リスト
		絶滅 (EX)	絶滅危惧 I A類 (CR)	絶滅危惧 I B類 (EN)	絶滅危惧 II 類 (VU)	準絶滅危惧 (NT)	情報不足 (DD)	地域個体群 (LP)	
植物	総管束植物	18	39	60	85	75	0	0	26
	セン類	0	1	1	6	1	0	0	0
	タイ類	0	0	1	2	0	0	0	1
動物	哺乳類	0	1	2	1	9	1	2	0
	鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0
	爬虫類	0	0	0	0	1	4	0	0
	両生類	0	1	0	1	1	0	0	0
	淡水魚類	0	0	0	0	0	0	0	0
	昆虫類	1	1	8	7	19	0	0	0
	クモ類	0	1	8	6	8	0	0	0
	貝類	0	0	0	0	0	0	0	0
	総計	19	44	80	108	114	5	2	27

- (注) 絶滅 (EX) : 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
 絶滅危惧 I A類 (CR) : ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
 絶滅危惧 I B類 (EN) : IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
 絶滅危惧 II 類 (VU) : 絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧 (NT) : 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
 情報不足 (DO) : 「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種
 地域個体群 (LP) : その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
 国リスト : 環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種

出典：「レッドリストあいち 2020・レッドデータブックあいち 2020」（愛知県環境部自然環境課）

2-2 社会的条件

(1) 人口

国勢調査による本市の人口は、令和2年で184,661人となっており、年々増加しています。

しかし、調査時点ごとの増加率を見ると、平成22年以降は伸びが鈍化しています。

全国的に人口減少社会が到来する中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は令和2年をピークに、その後減少していくことが予想されており、概ね20年後（令和27年）には17万人を下回ると推計されています。

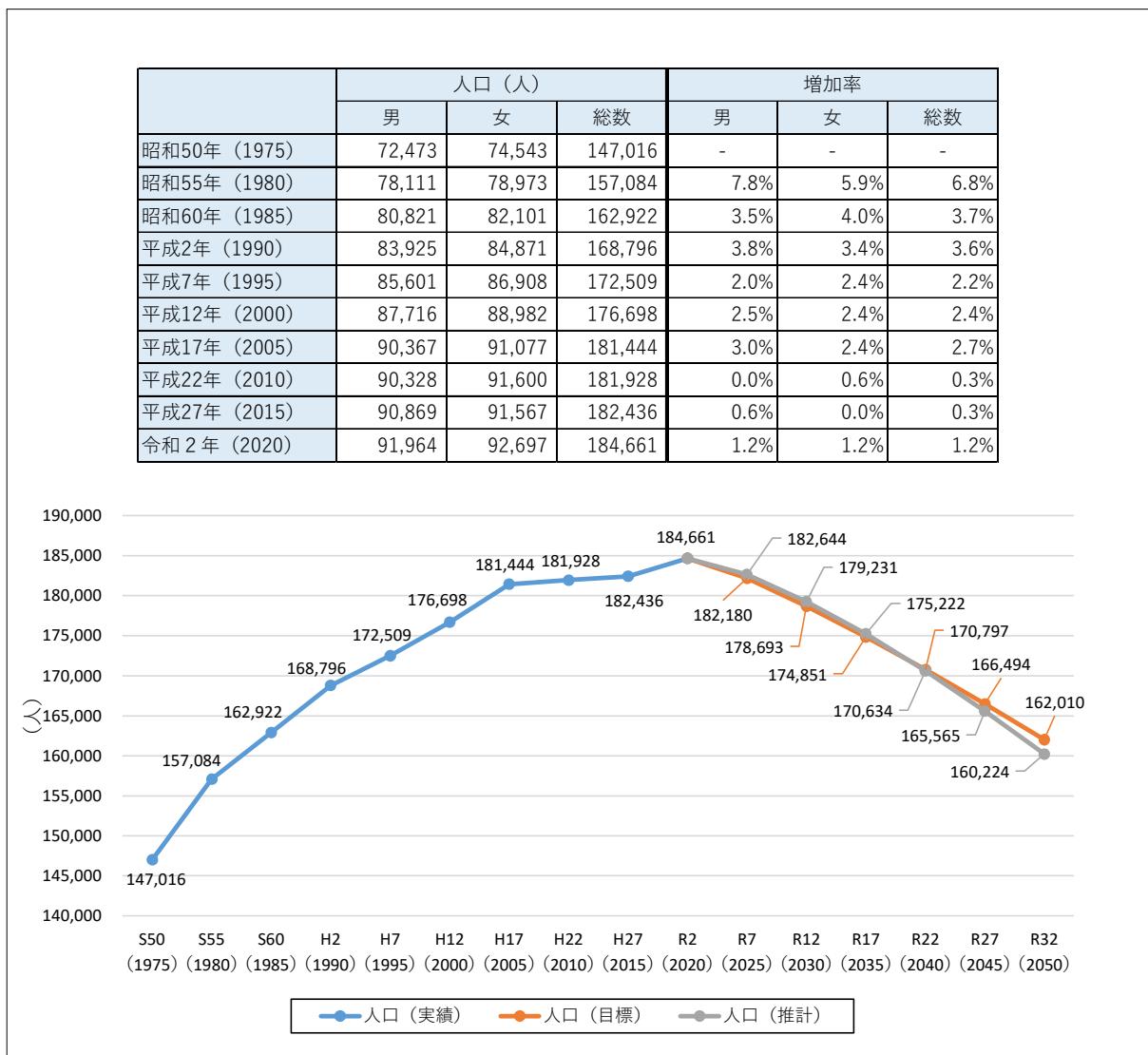
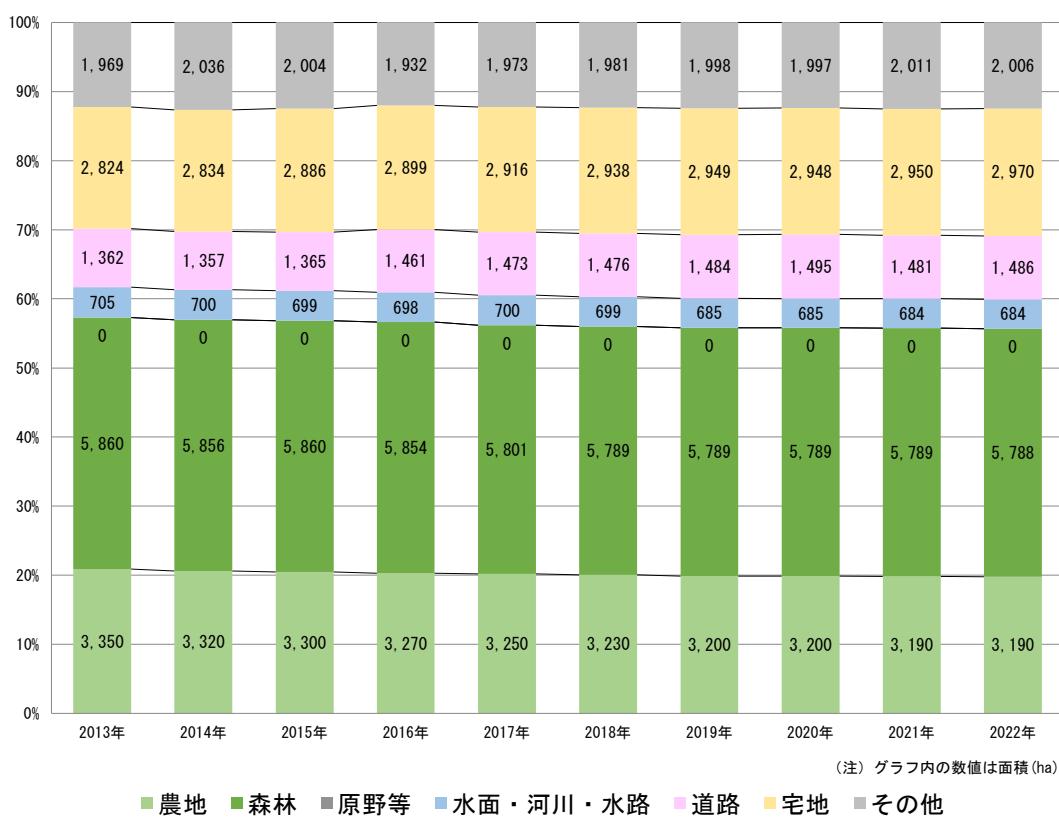


図 人口推移

(2) 土地利用

本市の土地利用は、森林面積が最も大きく、次いで農地が大きくなっています。

10年間の推移を見ると、森林及び農地が減少し、宅地が増加しています。



出典：「土地に関する統計年報」

図 土地利用状況の推移

(3) 農地環境

市街化区域内や市街地周辺に広がる農地は、農作物の生産基盤だけではなく、都市に残された緑として環境保全・レクリエーション・防災機能・良好な景観形成など様々な役割を果たしています。

本市は、奥三河を水源とする清流豊川によって堆積された肥沃な耕地と、1年を通して温暖かつ適量の降雨に恵まれた自然的・地理的好条件の環境にあり、田原市、豊橋市に次ぐ県内第3位の農業産出額を誇っています。主な品目として、大葉、菊、バラなどの施設園芸が挙げられるほか、水稻、畜産など多様な農業が営まれています。しかしながら、農地面積は、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）の10年間で160ha減少しており、一方で耕作放棄地は増加傾向にあります。また、農地面積の減少とともに農家数及び農業人口も年々減少しています。後継者不足や耕作放棄地の増加などの課題があり、国・県・市による耕作放棄地対策として、耕作放棄地を活用した景観作物の栽培などの取り組みを行っている地域もあります。

表 農業産出額県内上位都市

順位	市町村名	農業産出額 (千円)	構成比 (%)
一	愛知県 計	31,951	100.0
1位	田原市	8,911	27.9
2位	豊橋市	4,206	13.2
3位	豊川市	1,627	5.1
4位	西尾市	1,484	4.6
5位	岡崎市	1,303	4.1

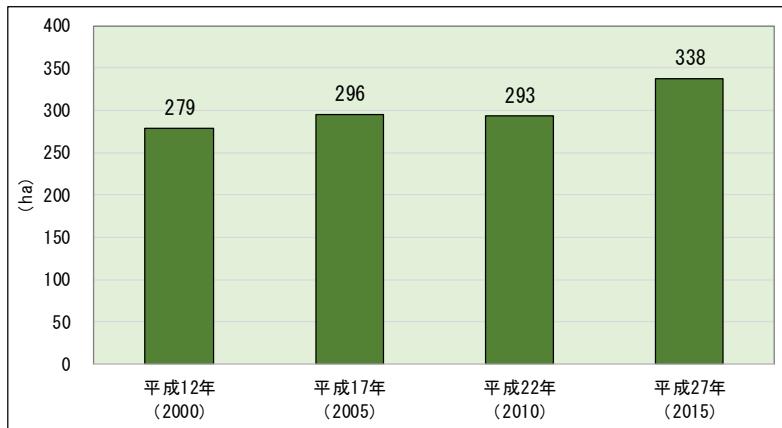


表 農家数の推移

	総農家数 (戸)	農業人口 (人)
平成17年	4,140	5,932
平成22年	3,920	4,822
平成27年	3,597	4,115
令和2年	2,990	2,806

出典：「令和5年度 農林水産統計」（東海農政局）、「愛知県の農林業センサス」

(4) 森林環境

森林は水源涵養機能（水資源の貯留・雨水流出量の調整・水質の浄化など）のほか、土砂の流出抑制の防災機能を有しています。また、多くの動植物の生息・生育地として機能しており、生物多様性の確保の観点からも重要な資源といえます。

本市では市域北部から西部にかけては山地が連なり、森林が多く分布しています。しかし、本市の森林面積は減少傾向にあります。平成30年（2017年）から令和5年（2023年）の5年間で13haが減少しています。

また、本市の水道は、自己水源と県営水道からの受水により給水を行っており、約4割が自己水源となっています。自己水源としては、伏流水1箇所、深井戸9箇所、浅井戸3箇所があり、取水能力は25,780m³/日を有しています。

コラム ~ 生態系サービスとグリーンインフラ ~

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。国連では、平成17年（2005年）に、これらの恵みを「生態系サービス」（供給サービス・調整サービス・文化的サービス・基盤サービス）と位置づける考えを提唱しました。生態系サービスと私たちが生活の中で享受する福利の関係を以下の表に示します。

グリーンインフラとは、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の自然環境が有する多様な機能（生態系サービス）を活用して、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組です。

人間の福利の区分	該当する生態系サービス
【豊かな暮らしの基盤】 私たちの生活の基盤となる食料・資源やそれを支える生態系の機能等	主に食料や水、原材料の供給にかかるサービス（農産物、特用林産物、水産物、淡水、木材、原材料）や、これらにかかる調整サービス（水の調節、土壤の調節、生物学的コントロール）
【自然とのふれあいと健康】 生態系の働きによる水や大気の浄化機能や生態系との関わりから生じる身体的・精神的健康への正負の影響等	主に健康に貢献する調整サービス（気候の調節、大気の調節、水の調節）及び文化的サービス（観光・レクリエーション（レジャー活動等））
【暮らしの安全・安心】 防災を中心とした生活の安全面に対する生態系の貢献や野生鳥獣による人的被害等	主に安全・安心に貢献する調整サービス（土壤侵食制御、洪水制御、表層崩壊防止、津波緩和）及びディスサービス（鳥獣害被害）
【自然とともにある暮らしと文化】 自然との関わりから育まれてきた宗教や生活習慣等の伝統的な文化等	主に文化や宗教等にかかる文化的サービス（宗教・祭、教育、景観、伝統芸能・伝統工芸、観光・レクリエーション、（農村体験等））

出典：「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」（環境省、平成28年3月）

(5) 観光資源

本市には、数多くの観光資源や行祭事があります。利用者数の多い資源としては、神社仏閣では年間500万人以上が訪れる豊川稻荷をはじめ、都市公園では赤塚山公園、東三河ふるさと公園などが挙げられます。定住人口が減少する中、地域の活力を維持するために、これらの資源を活用した交流人口の拡大を図ることが必要です。

表 主な観光レクリエーション利用者数の推移

単位：人

		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
観光資源	神社仏閣	豊川稻荷	5,187,014	3,763,342	3,420,424	4,928,846	5,132,085
		砥鹿神社	471,850	345,600	298,000	419,800	434,330
		五社稻荷	183,200	162,900	127,300	178,600	191,310
		観音山（財賀寺）	26,000	9,950	9,470	—	12,056
	都市公園・その他緑地	赤塚山公園（ぎょぎょランド）	395,597	254,182	349,781	450,251	533,719
		東三河ふるさと公園	329,264	385,960	397,951	385,262	313,858
		豊川海軍工廠平和公園	39,605	36,153	24,660	21,771	21,881
		三河臨海緑地日本列島	37,350	26,100	26,300	28,360	22,914
		御津山園地	20,200	17,400	16,630	18,450	11,519
	温泉	本宮の湯	316,299	215,009	209,127	175,519	332,637
	桜の名所	諫訪の桜トンネル	56,408	—	—	42,583	50,028
	登山名所	宮路山	38,400	40,100	37,450	39,950	25,877
		ウォーキングセンター（本宮山）	134,962	141,727	124,565	124,247	130,311
	歴史遺産	東海道（御油宿、赤坂宿）	18,518	8,338	—	—	11,205
行祭事	豊川市民まつり		258,000	—	—	—	185,000
	菟足神社 風まつり		32,000	—	—	—	30,000
	いなりんピック いなりんとゆかいな仲間たち大運動会		30,000	—	—	—	—
	こざかい葵まつり		12,000	—	—	10,000	6,000
	うなごうじ祭		15,000	—	—	—	15,000
	豊川市 つつじまつり		14,176	—	—	13,679	7,406
	合計		7,615,843	5,406,761	5,041,658	6,837,318	7,467,136
		7,621,420					

出典：「愛知県観光レクリエーション利用者統計」

豊川海軍工廠平和公園：豊川市生涯学習課

(6) 歴史・景観資源

① 指定・登録文化財

本市には、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」、「史跡公園」、「建造物」のいずれかに該当する文化財として、国指定文化財が8件、県指定文化財が8件、市指定文化財が68件、国登録文化財が16件あります。東海道の御油宿と赤坂宿の間にある「御油のマツ並木」など歴史的な緑が存在します。



三河国分寺跡



三河国分尼寺跡史跡公園



伊奈城趾公園



旗頭山尾根古墳群



牛の滝とその付近の自然



牛久保のナギ



御油のマツ並木



宝円寺のシダレザクラ



砥鹿神社奥宮（本宮山）の社叢



炭焼古墳群



船山古墳



わくぐり神社の社叢

出典：「豊川市 HP 豊川市の指定文化財」、「愛知県 HP 文化財ナビ愛知」 他

図 史跡・名勝・天然記念物・史跡公園・建造物

② 景観資源

本市の景観資源のうち、「美しい愛知づくり景観資源 600 選（愛知県、平成 19 年度）」において、以下の 10 点が選定されています。これらの景観資源を利活用することで、地域の個性や魅力の向上、地域の活力維持のための交流人口拡大を図ることが必要です。



音羽川に架かる旧御油橋と満開の桜



県営公園（東三河ふるさと公園）



三河国分尼寺跡史跡公園



御油のマツ並木



引馬神社八幡社の祭礼 笹踊り七福神踊り



佐奈川 桜並木



萩原神社祭礼の獅子舞神楽



豊川稲荷門前町



宮路山 コアブラツツジ自生地



伊奈城趾公園

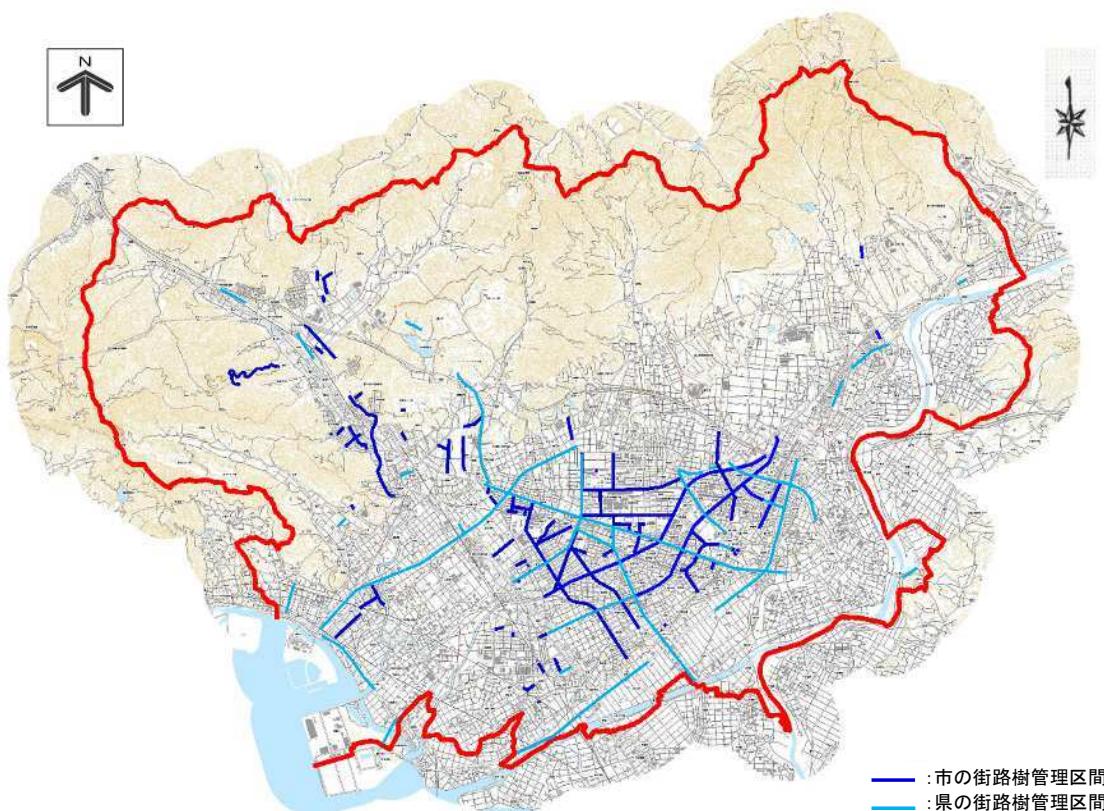
図 美しい愛知づくり景観資源（本市の資源の抜粋）

③ 街路緑化の概況

街路樹などにより緑化された道路を以下に示します。

市の中心部では緑化された区間が多くなっています。特に、佐奈川沿いをはじめ、多くの区間で街路樹に「サクラ」を用いており、本市の特徴的な市街地景観を演出しています。その他にも、市内の様々な区間で街路緑化を行っています。一方で、樹木の大木化、老朽化やそれに伴う維持管理費用の負担増など管理上の課題も発生しています。

本市では大木化や老朽化、生育環境の悪化に伴って道路交通の安全や市民生活に影響を及ぼす可能性のある樹木について、県の交付金事業「美しい並木道再生事業」を活用した街路樹の植え替えを行っています。



出典：豊川市提供資料（令和7年3月）

図 街路樹で緑化された道路

表 本市で管理する街路樹数量

	高木	中低木
街路樹数量	約 3,100 本	約 16,000 m ²

出典：豊川市提供資料（令和7年3月）

(7) 防災拠点

指定避難場所として公立学校・公共公益施設・福祉施設など92箇所、指定緊急避難場所として都市公園・児童遊園・ちびっ子広場・小中学校・市民館・公共施設など294箇所を指定しています。

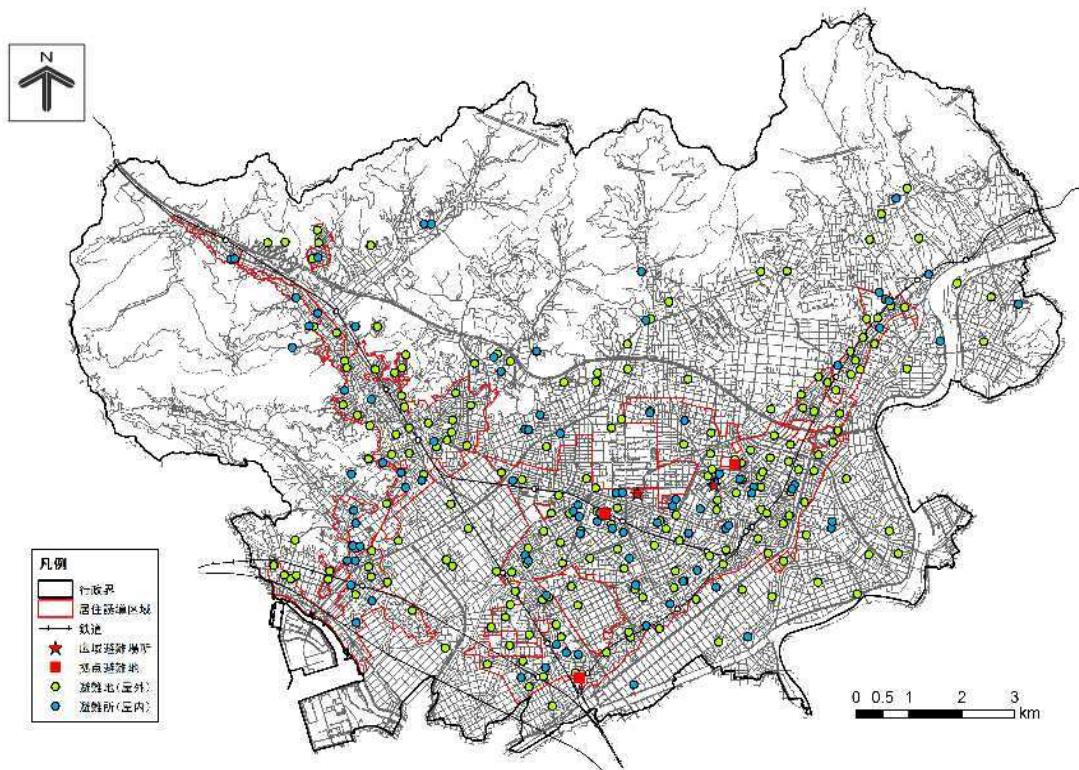


図 防災拠点位置図

(8) 官民連携

① 指定管理者制度

本市では、都市公園等・スポーツ施設に指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度を導入している施設は以下のとおりです。

表 指定管理者制度を導入している施設

施設種別	施設名		
都市公園等	・赤塚山公園	・四季の森	・児童遊園等(94箇所)
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・OKAKENアスリートフィールド ・かわしんビクトリースタジアム ・本野原第一公園広場 ・東上野球場 ・足山野球場 ・スポーツ公園野球場 ・スポーツ公園サッカー場 ・スポーツ公園ソフトボール場 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーエスジードリームコート豊川 ・上長山庭球場 ・武道館 ・シントーハートアリーナ ・一宮体育センター ・いこいの広場 ・弘法山公園野球場 ・市民健康広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂井庭球場 ・小坂井B&G海洋センター ・音羽運動公園 ・御津体育館 ・御津庭球場 ・御幸浜バターゴルフ場 ・柏木浜バターゴルフ場

② 公募設置管理制度 (Park-PFI)

赤塚山公園は、豊川市観光協会により優れた観光資源として「とよかわブランド」に認定されているように、広域的な観光拠点としての役割も果たしています。一方で、令和5年(2023年)には開園から30年を迎え、公園施設の老朽化や利用者ニーズの変化への対応が必要となっていました。

そのような背景から、官民連携による公園の魅力向上や地域活性化を図るために公募設置管理制度 (Park-PFI) を活用した再整備事業に着手し、令和5年(2023年)4月にリニューアルオープンを迎えました。



出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

図 再整備後の赤塚山公園

(9) 市民参加

① ワークショップによる公園づくり

地域の方々に長い期間にわたり愛着を持って利用していただくため、計画段階で地域住民ワークショップを開催することで、参加者の方々の意見を踏まえた公園緑地の整備に取り組んでいます。



図 地域住民ワークショップの様子（駅東電車通公園）

② 公園等の維持管理

令和6年度（2024年度）現在、都市公園91箇所・児童遊園及びちびっ子広場94箇所・その他広場16箇所について、行政と地域住民の協働による維持管理が行われており、地域住民の方々により、除草・清掃・剪定等の管理が行われています。

③ アダプトプログラム

アダプトプログラム制度とは、市民と行政が協働して、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理する制度です。

本市においては平成20年（2008年）1月15日から豊川市公共施設アダプトプログラム制度を導入しており、令和7年（2025年）3月時点で、185の個人や団体が登録し、約4,800人以上の市民が活動を行っています。活動場所としては、道路が91団体、公園が43団体、河川が27団体となっています（活動場所が複数施設にまたがる団体もあります）。

表 アダプトプログラム制度の登録団体数

	平成22年度	現況	増減
アダプトプログラム制度登録団体数	61団体	185団体	124団体増加

④ 里山林保全市民団体

平成31年（2019年）4月1日現在、2団体が市民参加による里山保全活動を行っています。また、本市では、市民参加による里山の保全と活用を目指して、毎年「里山保全リーダー養成講座」（全7回）を開講し、里山づくりに関する人材育成を推進しています。



図 里山保全リーダー養成講座の様子

⑤ 市民小菜園

本市では、農業従事者以外の方に、農作物の栽培などの農業体験を通して、農を楽しみ、親しんでいただくことを目的に市民小菜園を開設しています。しかし、平成22年（2010年）には12箇所あった市民小菜園は、地権者の要望等の理由により、4箇所（令和7年（2025年）3月末時点）まで減少しています。



図 市民小菜園の作付風景（八幡市民小菜園）

(10) 補助制度活用による民有地緑化

本市では、県の交付金事業「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用した豊川市緑化推進事業費補助制度（通称「民有地緑化制度」）を制定しています。市内の市街化区域内及び市街化調整区域内の既存集落の敷地や建築物で民有地の緑化を行う方を対象に補助金を交付しています。以下に、令和元年度（2019年度）以降の補助金による民有地緑化の実績を示します。

表 補助金による民有地緑化の実績

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	合計
空地・屋上緑地 (m ²)	160.60	154.90	105.30	230.06	413.69	202.29	1,266.84
生垣緑地 (m)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
補助申請件数	1	2	1	3	4	2	13

(11) 環境学習

都市の緑化や緑の保全を推進するためには、市民一人一人が緑の恩恵を理解し、自らが主体的な取り組みへとつなげていくことが重要です。そのための取り組みとして、本市では、様々な環境学習・普及啓発・人材育成に関する環境体験のツアーを開催しています。

これらの取り組みには、市内で活動しているNPO法人などによる自然観察会など様々な環境体験プログラムがあり、子ども達が身近な環境問題について考えてもらうきっかけとなっています。



（注）左から「みんなの大切な電気と水」「音羽川水生生物調査団」「地球環境を守るもの」

図 令和元年度（2019年度）子ども環境体験ツアー実施風景



図 NPO法人による取り組みの様子（NPO法人東三河自然観察会）

2-3 緑の現況

(1) 現況の緑の量

本市の緑地現況量は、令和元年度（2019年度）と比較して、約27.27ha減少しています。施設緑地が増加している一方で、農用地・森林の減少の影響が大きくなっています。なお、令和5年（2023年）時点の森林蓄積量は、令和元年度（2019年度）と比較して、約32,576m³増加しています。

表 現況の緑の量

(単位:ha)

区分	令和元年度 (現行計画策定時)			現況値 (令和6年度)			変化量 (現況値-現行計画策定時)				
	市街化 区域 (1)	市街化 調整区域 (2)	都市計划 区域 (1)+(2)	市街 化区域 (1)	市街化 調整区域 (2)	都市計划 区域 (1)+(2)	市街化 区域 (1)	市街化 調整区域 (2)	都市計划 区域 (1)+(2)		
施設緑地	都市公園	58.82	176.34	235.16	60.89	187.73	248.62	2.07	11.39	13.46	
	公共施設緑地	112.28	96.20	208.48	112.30	96.12	208.42	0.02	-0.08	-0.06	
	都市公園等	171.10	272.54	443.64	173.19	283.85	457.04	2.09	11.31	13.40	
	民間施設緑地	69.58	63.88	133.46	69.58	63.88	133.46	0.00	0.00	0.00	
	施設緑地 合計	240.68	336.42	577.10	242.77	347.73	590.50	2.09	11.31	13.40	
地域制緑地	法によるもの	農業振興地域農用地区域	0.00	2,817.50	2,817.50	0.00	2,791.81	2,791.81	0.00	-25.69	-25.69
		河川区域	60.86	394.14	455.00	60.86	394.14	455.00	0.00	0.00	0.00
		地域森林計画対象民有林	15.37	5,665.38	5,680.75	15.02	5,660.99	5,676.01	-0.35	-4.39	-4.74
		自然公園	3.47	1,651.53	1,655.00	3.47	1,651.53	1,655.00	0.00	0.00	0.00
	条例等によるもの	地区計画	0.00	3.49	3.49	0.00	3.49	3.49	0.00	0.00	0.00
	地域制緑地 合計	79.70	10,532.04	10,611.74	79.35	10,501.96	10,581.31	-0.35	-30.08	-30.43	
重複部		6.49	1,735.58	1,742.07	6.51	1,745.79	1,752.30	-	-	-	
緑地現況量 総計 (市域面積に対する緑の割合)		313.89	9,132.88	9,446.77 (58.6%)	315.61	9,103.90	9,419.50 (58.5%)	1.72	-28.98	-27.27	

(森林蓄積量 (m³))

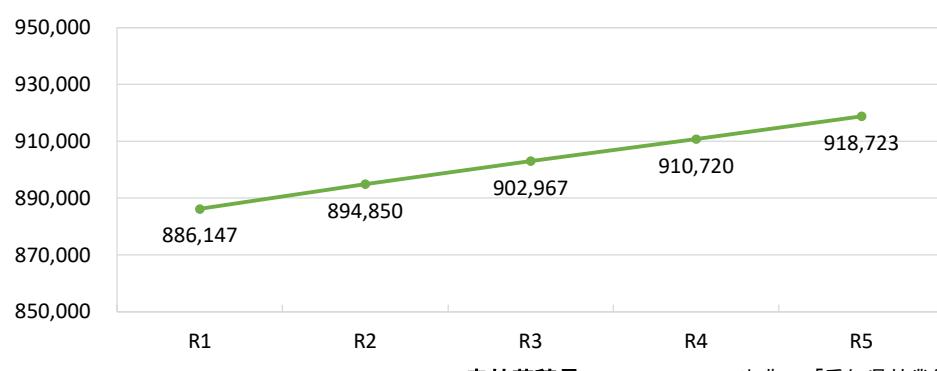


図 森林蓄積量推移

出典：「愛知県林業統計書」愛知県

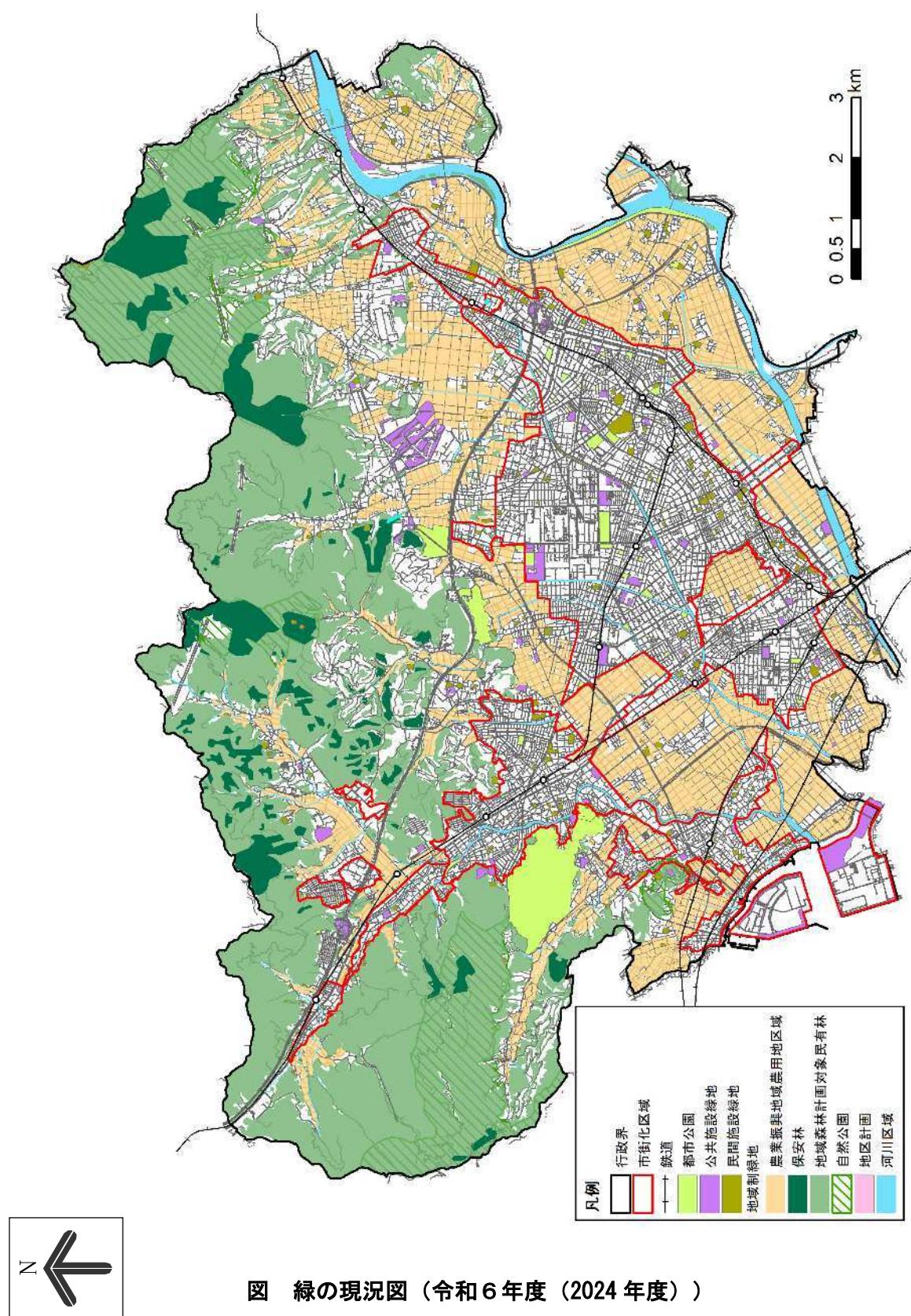


図 緑の現況図（令和6年度（2024年度））

(2) 都市公園等の概況

① 都市公園の整備状況

都市公園の整備状況は以下に示すとおりです。市民一人当たりの都市公園面積は $13.56\text{ m}^2/\text{人}$ であり、全国平均の約 $10.90\text{ m}^2/\text{人}$ 、愛知県平均の約 $8.09\text{ m}^2/\text{人}$ を上回っている状況です（出典：「令和5年度末愛知県都市公園現況」）。

県営東三河ふるさと公園（広域公園）を除く都市公園・都市緑地 119箇所のうち 5割以上が供用開始から 30 年以上経過しており、老朽化公園施設の計画的な維持管理・更新が必要となります。

表 都市公園の整備量

区分			都市計画決定		供用			
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	整備水準 ($\text{m}^2/\text{人}$)	
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	74	20.87	95	25.13	1.37
			近隣公園	10	14.40	11	16.20	0.88
			地区公園	2	10.30	4	15.99	0.87
		都市基幹公園	総合公園	1	25.10	1	25.09	1.37
			運動公園	2	32.40	2	20.39	1.11
	計		89	103.07	113	102.80	5.61	
	広域公園		1	175.00	1	135.77	7.41	
	都市緑地		5	21.00	6	10.05	0.55	
	計		95	299.07	120	248.62	13.56	

※整備水準=供用面積を令和7年3月31日時点の住民登録人口（183,322人）で除した値

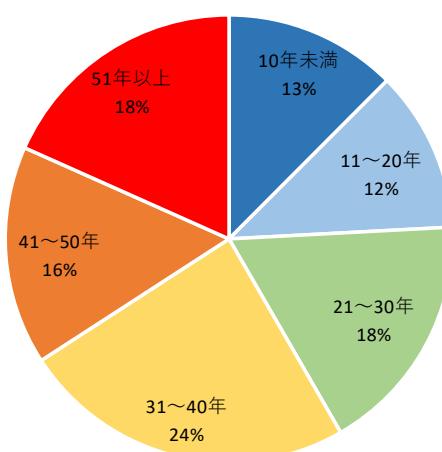


図 都市公園の供用開始からの経過年数

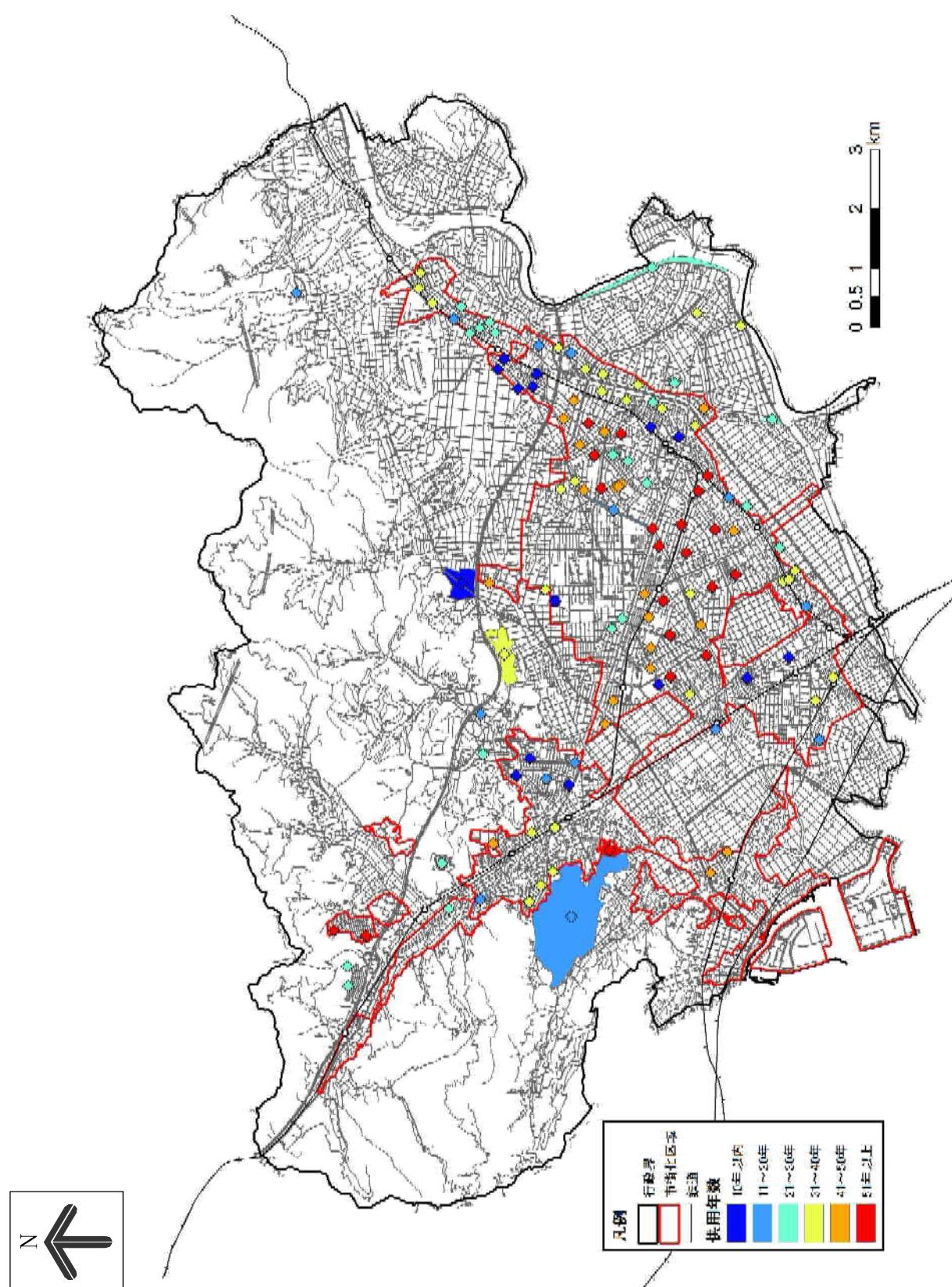


図 都市公園の供用年数別分布図（令和6年度（2024年度））

② 公共施設緑地

都市公園以外の施設緑地のうち、公共施設緑地の整備量を以下に示します。

これらも都市公園同様、レクリエーションなどの場として、市民に親しまれています。

表 公共施設緑地の整備量

区分	供用箇所数	供用面積(ha)
児童遊園	36	2.48
ちびっ子広場	58	3.14
緑地・広場	47	9.15
臨海緑地	3	43.92
史跡公園	4	2.34
その他広場等	8	22.20
市民小菜園	4	0.73
市営墓園	3	3.95
公立教育施設	41	49.68
公共公益施設	47	70.83
合計	251	208.42

（3）公園・緑地の配置のバランス

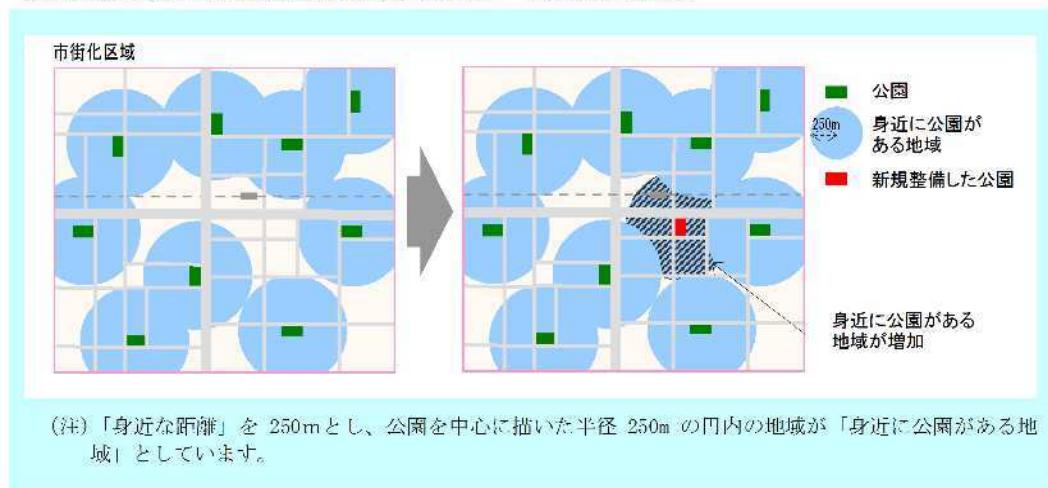
本市の市街化区域・居住誘導区域・居住誘導区域外について、身近に公園緑地がある地域（都市公園、公共施設緑地から 250m 圏域）の割合を以下に示します。なお、公共施設緑地は、児童遊園、ちびっ子広場など公園として機能するものを対象としています。

令和元年（2019 年）と比較すると、市域全体では約 181ha、そのうち市街化区域では約 108ha、居住誘導区域では約 68ha それぞれ増加しています。

表 身近に公園緑地がある地域の割合

指標	市街化区域	居住誘導区域	居住誘導区域外
身近に公園がある地域	76.5%	79.4%	23.8%

【参考資料：身近に公園がある地域の増加割合・面積の計上方法】



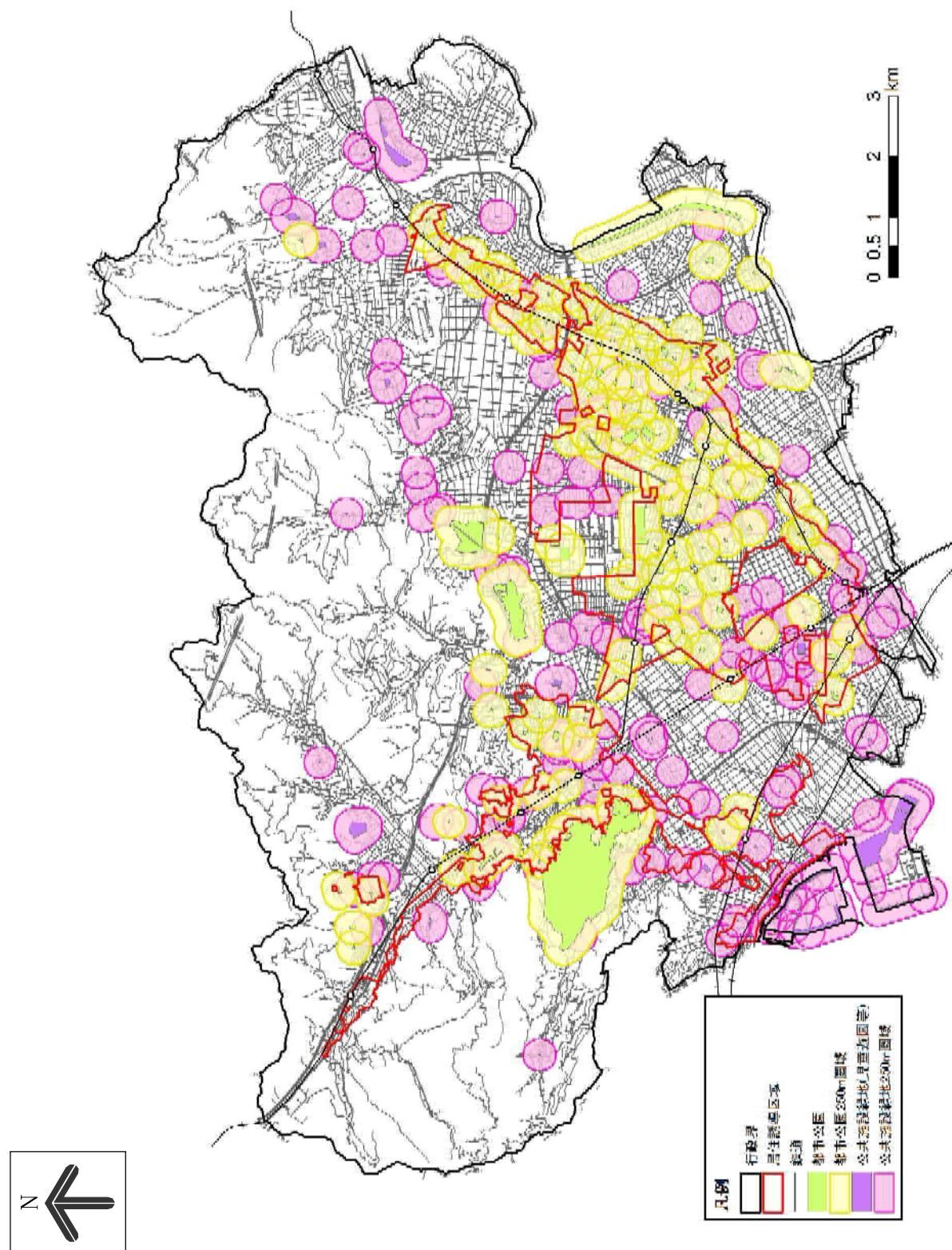


図 身近に公園がある地域（令和6年度（2024年度））

2-4 市民アンケート

緑の基本計画の策定にあたっては、市民の意見の反映が義務付けられています。本計画では策定にあたり、郵送による市民アンケート調査を実施しました。

(1) 実施概要

調査の目的	公園や緑地の利用状況や、今後の緑のまちづくりに対する市民の考えを把握する
調査方法	郵送配布、郵送回収
配布対象	18歳以上の市民 3,000名（※うち、宛先不明 14通）
調査期間	配布：令和元年（2019年）12月27日（金） 回収〆切り：令和2年（2020年）1月14日（火）
回収状況	1,134票（回収率：38.0%）
標本誤差	2.9%（信頼度 95%）
備考	比率は全て百分率（%）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合もある

コラム ~ アンケート調査 ~

統計調査には、対象となるすべてを調査する「全数調査」と対象から調査対象（標本）を抽出して調査する「標本調査」とがあります。行政のアンケートでは、アンケート調査にかかる費用と手間を抑えるために標本調査を行うのが一般的です。ただし、標本調査は、選ばれた一部の標本を対象に調査を行うため、全数調査の場合と結果に誤差（標本誤差）が含まれます。そのため、標本調査では、標本誤差がどれくらいになるかを予測して、標本数を決定する必要があります。一般的にアンケート調査の標本数は、誤差率（標本誤差）1~10%、信頼度 90~99%の範囲で設定します。

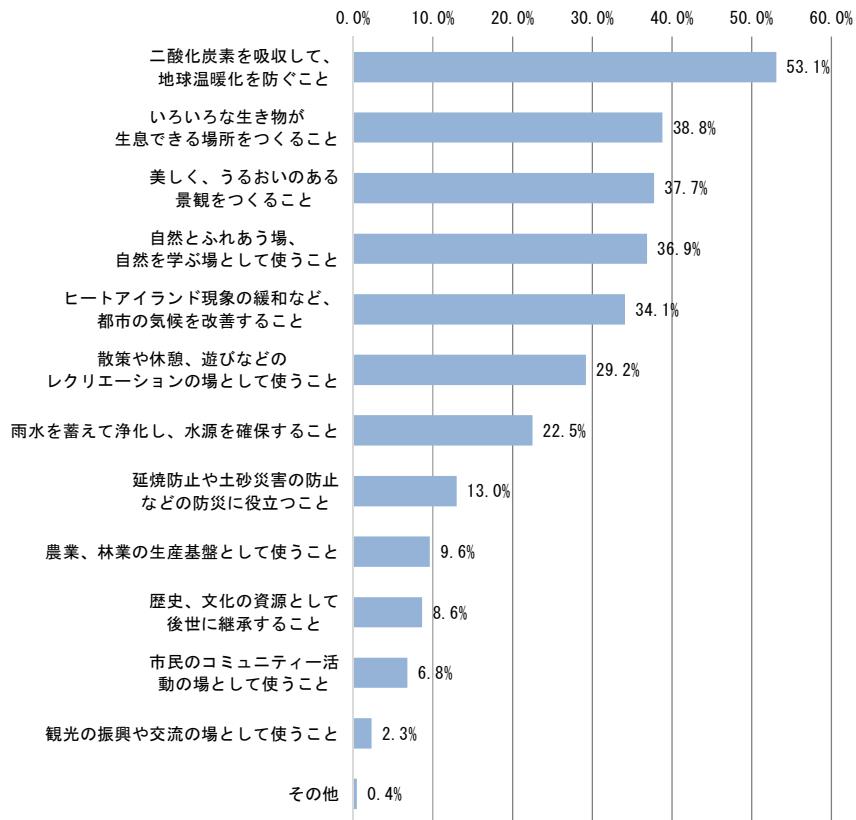
本計画のアンケート調査では、信頼度を 95% に設定し、標本誤差は最高で 2.9%となりました。これは、今回のアンケート調査結果が、「真の値」（全数調査の場合の結果） $\pm 2.9\%$ の範囲内に 95% の確率で存在していることを意味しています。

（例）概ね 10 年前と比べた場合、居住する小学校区の緑の量が「減った」と回答した割合は 44.4% でした。このことから、「真の値」は 95% の確率で $44.4 \pm 2.9\%$ の範囲に存在します。

(2) 実施結果

① 「緑」の役割として大切なものの割合

- 緑の役割として大切なものは、「二酸化炭素を吸収して、地球温暖化を防ぐこと」が約 53% と最も多くなっています。次いで、「いろいろな生き物が生息できる場所をつくること」が約 39%、「美しく、うるおいのある景観をつくること」が約 38% と多くなっています。

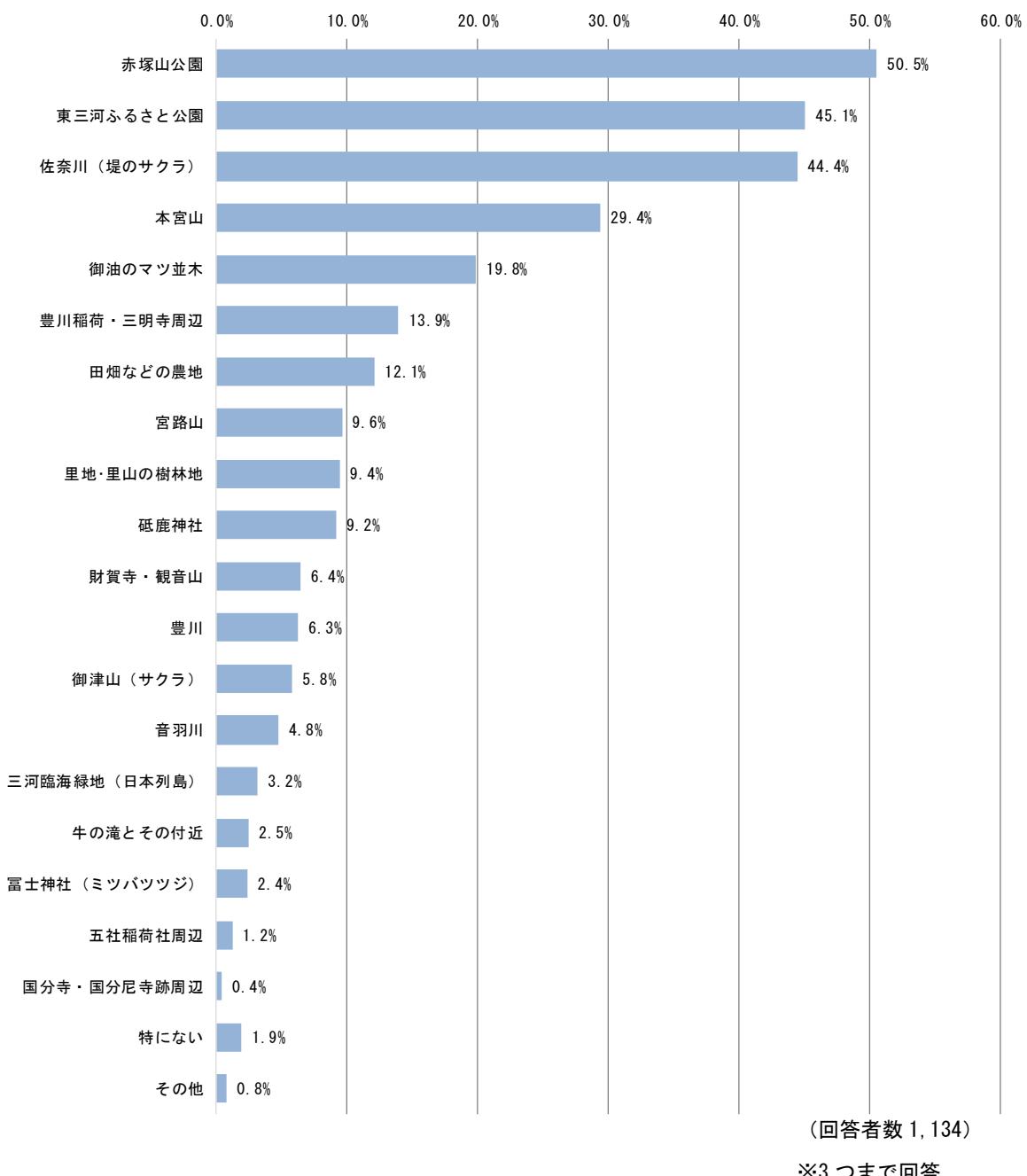


(回答者数 1,134)

※3つまで回答

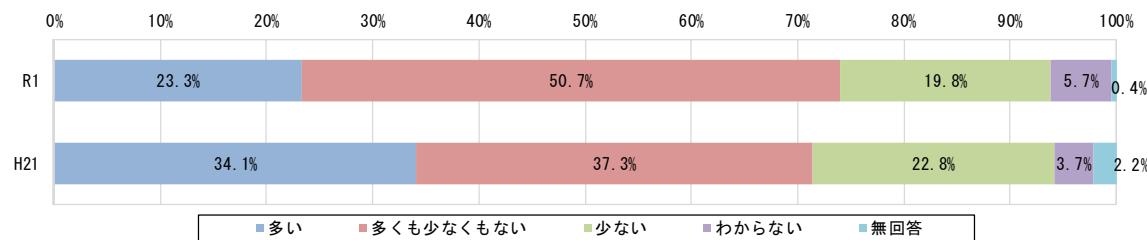
② 豊川市の特徴的な緑

- 市内の特徴的な緑として「赤塚山公園」を選択した回答者が約 51%と最も多くなっています。次いで、「東三河ふるさと公園」が約 45%、「佐奈川（堤のサクラ）」が約 44%となっています。



③居住する小学校区の緑の量について

- 緑の量は、「多くも少なくもない」が約51%と最も多くなっています。
- 平成21年度（2009年度）に比べると、「多い」は減少しています。
- 小学校区別では、緑の量が「多い」と「少ない」の回答割合を比較した場合、「多い」の割合の方が大きい小学校区は、北部及び東部に集中しています。



(回答者数：令和元年度（2019年度）1,134、回答者数：平成21年度（2009年度）786)

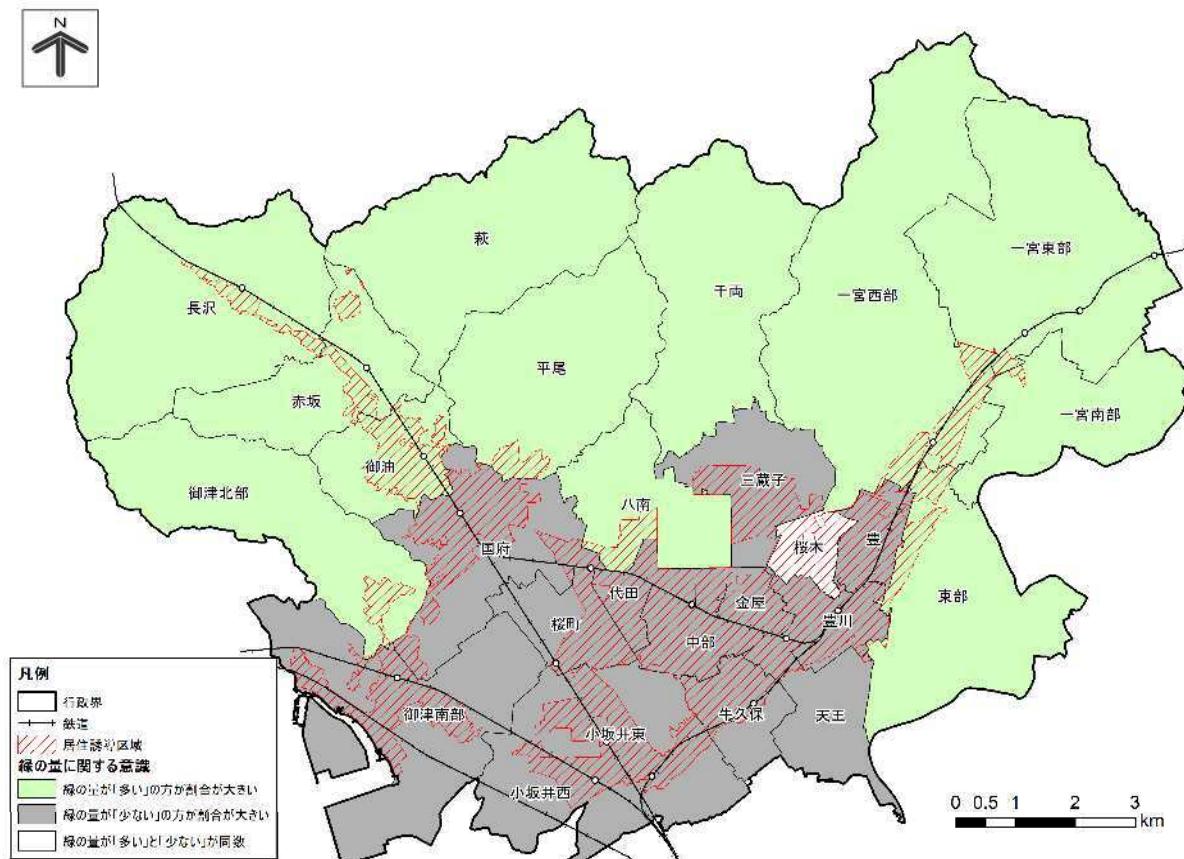
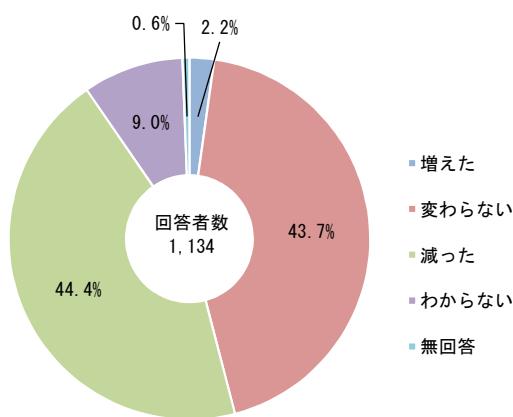


図 小学校区別の緑の量に関する意識

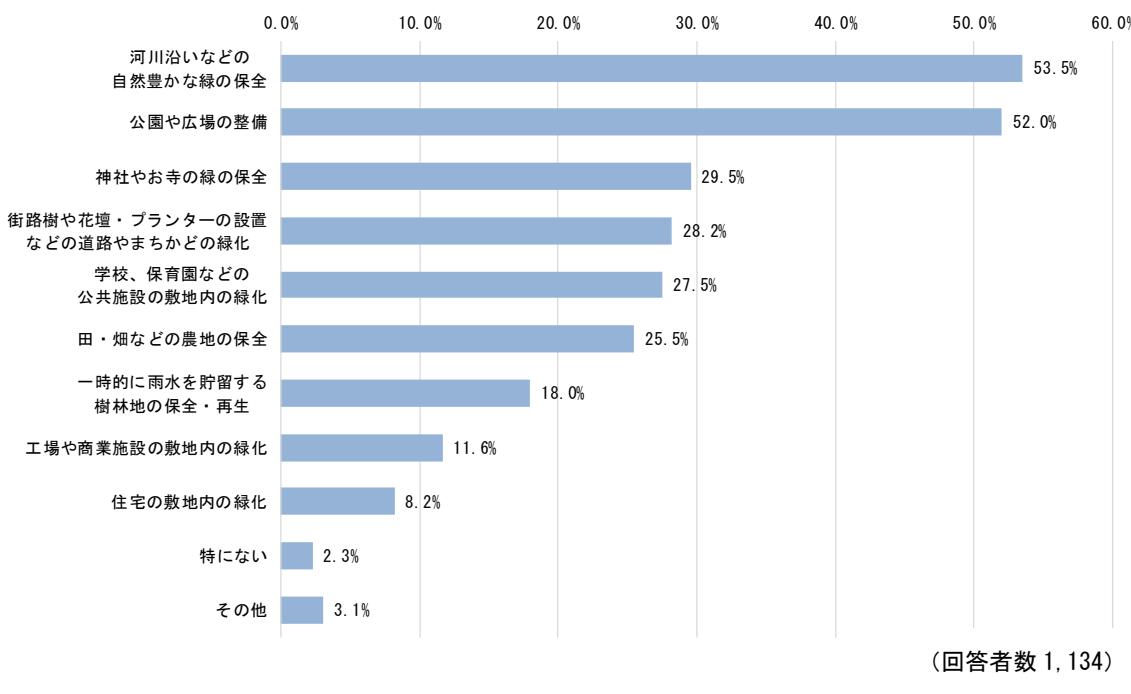
④概ね10年前と比べた場合の居住する小学校区の緑の量について

- 概ね10年前と比べて、緑の量が「減った」が約44%と最も多くなっています。



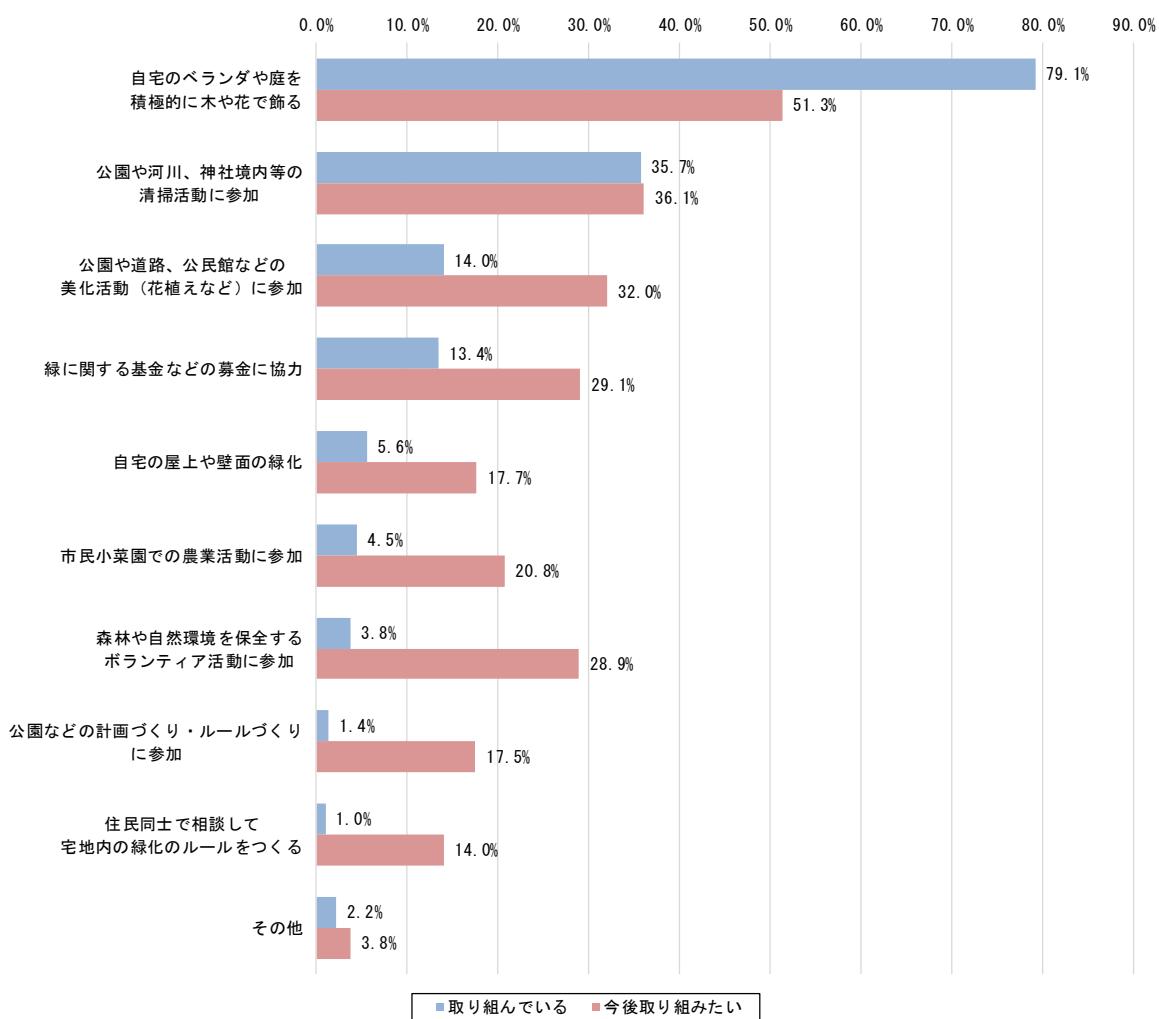
⑤「緑」を守り増やすために今後行うこと

- 「緑」を守り増やすために今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」と回答した方が約54%と最も多くなっています。次いで、「公園や広場の整備」が52%、「神社やお寺の緑の保全」が約30%と多くなっています。



⑥ 現在取り組んでいる活動、今後取り組みたい活動

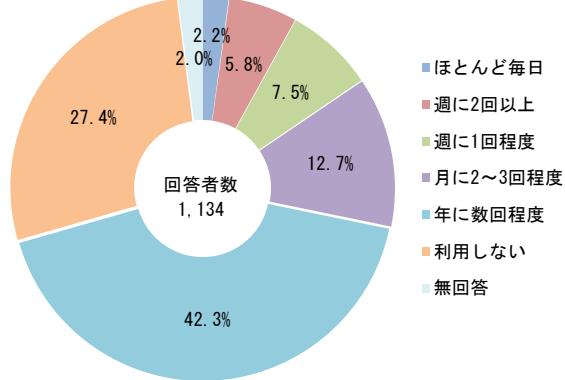
- 現在取り組んでいる緑化活動は、「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」が約 79% と最も多くなっています。次いで、「公園や河川、神社境内等の清掃活動に参加」が約 36%、「公園や道路、公民館などの美化活動（花植えなど）に参加」が 14% と多くなっています。
- 今後取り組みたい緑化活動は、「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」が約 51% と最も多くなっています。次いで、「公園や河川、神社境内等の清掃活動に参加」が約 36%、「公園や道路、公民館などの美化活動（花植えなど）に参加」が 32% と多くなっています。



(回答者数 現在取り組んでいる：701 今後取り組みたい：672)

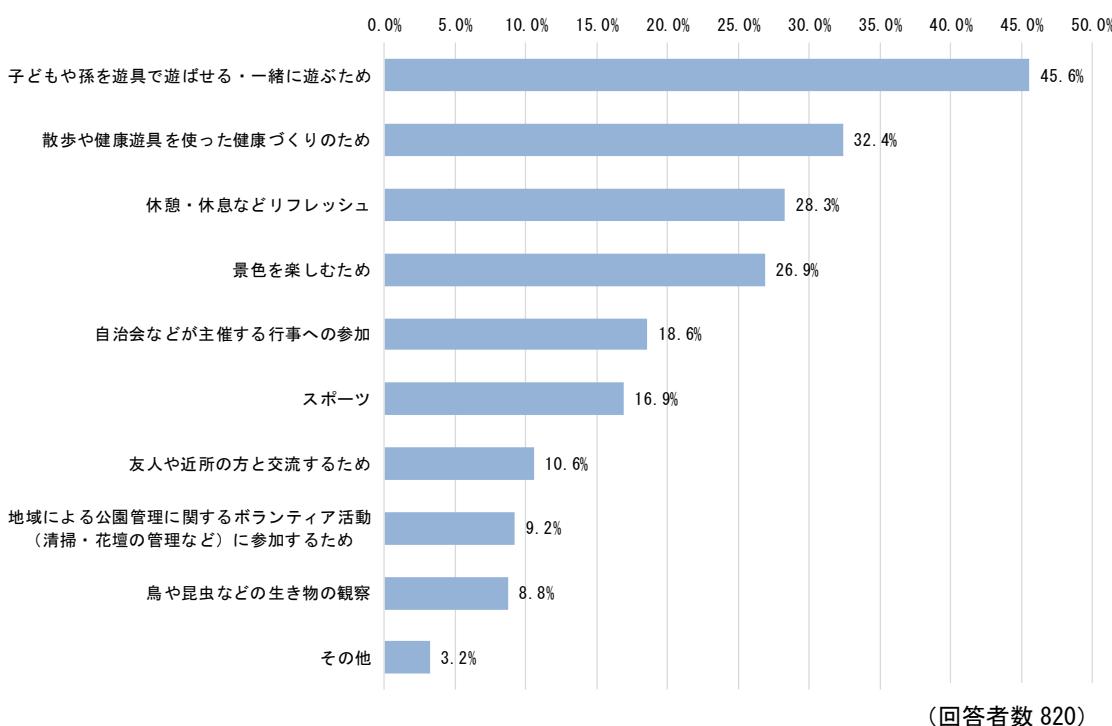
⑦公園の利用頻度

- 「月に2～3回」程度以上の頻度で利用する人は、全体の約28%となっています。



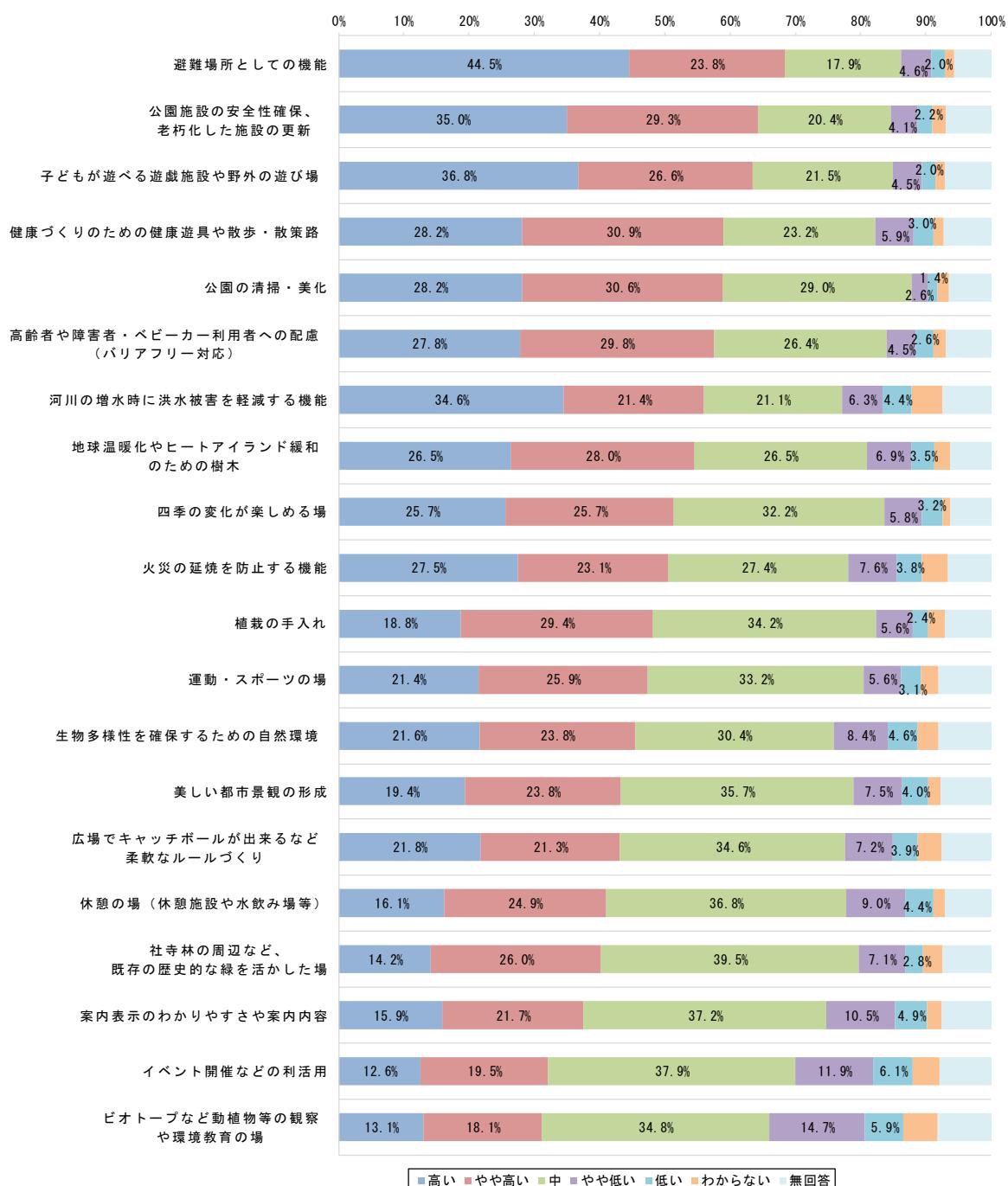
⑧公園の利用目的

- 公園利用の目的として、「子どもや孫を遊具で遊ばせる・一緒に遊ぶため」が約46%と最も多くなっています。次いで、「散歩や健康遊具を使った健康づくりのため」が約32%、「休憩・休息などリフレッシュ」が約28%と多くなっています。



⑨公園・広場について充実させたい点

- 公園・広場について充実させたい点について、重要度が「高い」または「やや高い」と回答した方の割合の合計が多い上位5点は、「避難場所としての機能」（約68%）・「公園施設の安全性確保・老朽化した施設の更新」（約64%）・「子どもが遊べる遊戯施設や野外の遊び場」（約63%）・「健康づくりのための健康遊具や散歩・散策路」（約59%）・「公園の清掃・美化」（約59%）となっています。

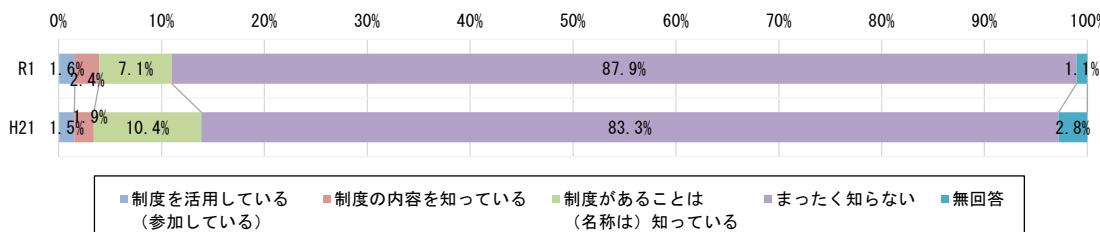


■高い ■やや高い ■中 ■やや低い ■低い ■わからない ■無回答

（回答者数 1,134）

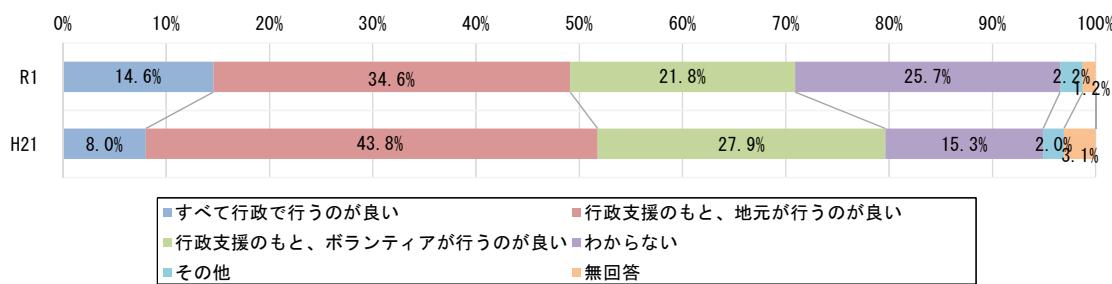
⑩ アダプトプログラムの認知度

- 制度について「まったく知らない」は約88%と多く、平成21年度（2009年度）と比較して、多くなっています。



⑪ 身近な公園・広場の日常管理

- 身近な公園・広場などの日常管理は、「行政支援のもと、地元が行うのが良い」が約35%と最も多くなっています。
- 平成21年度（2009年度）と比較して、「行政支援のもと、地元が行う」「行政支援のもと、ボランティアが行う」が減っています。



(3) アンケートの結果のまとめ

● 緑に求められる役割

- ・ 地球温暖化の防止、生物多様性、美しい景観などの役割が求められており、前回調査時と類似した傾向となっています。

● 象徴する緑

- ・ 赤塚山公園、東三河ふるさと公園、佐奈川（堤のサクラ）、本宮山、御油のマツ並木などが豊川市を象徴する緑として認識されており、前回調査時と類似した傾向となっています。

● 緑の量

- ・ 寺社の緑、まちなかの田畠、河川空間の緑が多いと認識されています。
- ・ 緑の量は多くも少なくもないと感じている人が多く、概ね10年間においては減った、もしくは変化がないと感じている人が多くなっています。
- ・ 小学校区別では、緑の量が「多い」と「少ない」の回答割合を比較した場合、「多い」の割合の方が大きい小学校区は、北部及び東部に集中しています。

● 緑を守り増やす活動

- ・ 緑を守り増やすため、「河川沿いの緑の保全」や「公園・広場の整備」、「寺社の緑の保全」などが求められています。
- ・ 緑を守り増やす活動では、「自宅の緑化」、「公園などの清掃」、「公園などの美化活動」に取り組んでいます。
- ・ 今後取り組みたい活動では、「自宅の緑化」、「公園などの清掃」、「公園などの美化活動」への取組意思が示されています。

● 公園・広場の利用

- ・ 月に2～3回以上の頻度で利用する割合は約3割であり利用されていません。
- ・ 公園・広場の整備では、「防災機能」、「公園施設の安全確保・老朽化施設の更新」、「子どもの遊び場」を重視しています。

● 緑の維持管理

- ・豊川市公共施設アダプトプログラムの認知度は低く、8割以上が知らない状況です。
- ・身近な公園・広場の管理は「行政支援のもと、地元が行うのがよい」が多くなっています。ただし、前回調査と比較して行政支援のもと地元やボランティアにより管理を行うのがよいという回答は減っています。

コラム ~ 新しい生活様式における公園利用 ~

コロナ禍において、一部の地域では、感染拡大防止策として、公園全体や公園施設を閉鎖せざるを得ない状況が発生しました。感染症対策による活動制限・運動不足の長期化による影響として、ストレスの蓄積、体重増加、生活習慣病の発症・悪化、腰痛、肩こり、疲労、体調不良などが指摘されています。

国土交通省では、コロナ禍でも、誰もが安心して公園が利用できるよう、感染症対策の専門家からの助言をもとに、新しい生活様式における公園利用の4つのポイントとして、①体調が悪いときは利用を控える②すいた時間・場所を選び、ゆずりあう③人ととの距離をあける④こまめに手洗いをする、を提唱しています。



人ととの距離に関する注意喚起
(赤塚山公園)

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

第3章 豊川市の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

3-1 現況の緑の分析・評価

第2章で整理した現況の緑について、緑が持つ基本的な機能である「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの視点に「（市民や多様な主体との）協働」、「緑の量」の2つの視点を加えて、それぞれの視点から本市の緑に関する特徴を整理します。

■緑の評価・分析の視点

① 環境保全 人と自然が共生する都市環境の確保

- 都市環境の改善
- 生物多様性の確保

② レクリエーション 多様な機能の活用による変化に対応した余暇時間の確保

- 運動や健康づくり、休養・休息の場
- 自然とのふれあいの場、自然を学ぶ場
- 地域のコミュニティや交流の場、子どもの健全な育成の場

③ 防災 都市の安全性の確保

- 延焼防止や雨水流出量調整などの災害の防止
- 災害時の避難場所や復旧活動の拠点

④ 景観形成 多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観の形成

- 歴史的・文化的な景観
- 美しい自然景観
- 潤いや秩序のある都市景観

⑤ 協働 良好的な環境を将来に伝えるための様々な主体の協働

- 市民への緑に関する情報提供や普及啓発
- 市民等による緑の管理・育成
- 市民と連携した公園・緑地づくり

⑥ 緑の量 都市内の緑空間の確保

- 市全体の緑の確保

(1) 環境保全の視点による分析・評価

●都市環境の改善

- 本市の緑は、大きくは、本宮山から宮路山にかけて連なる三河山地の森林、豊川・佐奈川・音羽川などの河川、平野部に広がる農地、海（三河湾）により構成されています。緑には、ヒートアイランドの緩和、二酸化炭素の吸収などの役割があり、市街地を取り囲むこれらの自然の緑は、良好な都市環境を形成する上で重要な要素となっています。
- 市街地では、ヒートアイランド現象の影響が観測されています。豊川公園、佐奈川、豊川稻荷周辺など、市街地内の公園や樹林地、水辺などの緑地は、ヒートアイランド現象を緩和する効果があります。
- 市街地周辺の農地は、農作物の生産基盤だけではなく、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善効果を有します。しかし、農地面積及び農業人口は減少しており、耕作放棄地は増加しています。

●生物多様性の確保

- 市街地を取り囲む豊かな自然の緑は、「宮路山コアブラツツジ自生地」や「帶川のホタル」、「御津山のヒメハルゼミの棲息地」など、天然記念物に指定される貴重な動植物の生息・生育空間となっています。また、市内において、県のレッドリストに掲載される動植物の種数が増加しており、動植物の生息・生育空間が減少していると考えられます。
- 市内の河川は、音羽川・白川・帶川のホタルをはじめ、様々な動植物の貴重な生息空間となっています。
- 市街地周辺の農地は、農作物の生産基盤だけではなく、生物多様性確保の機能も有します。しかし、農地面積及び農業人口は減少しており、耕作放棄地は増加しています。
- 森林は、水源涵養機能（水資源の貯留・水質の浄化）や生物多様性確保などの機能を有します。豊川や佐奈川などの上流部に位置する本市北部の森林は、これらの機能を有し、本市の重要な水源となっています。しかし、森林面積は減少しています。

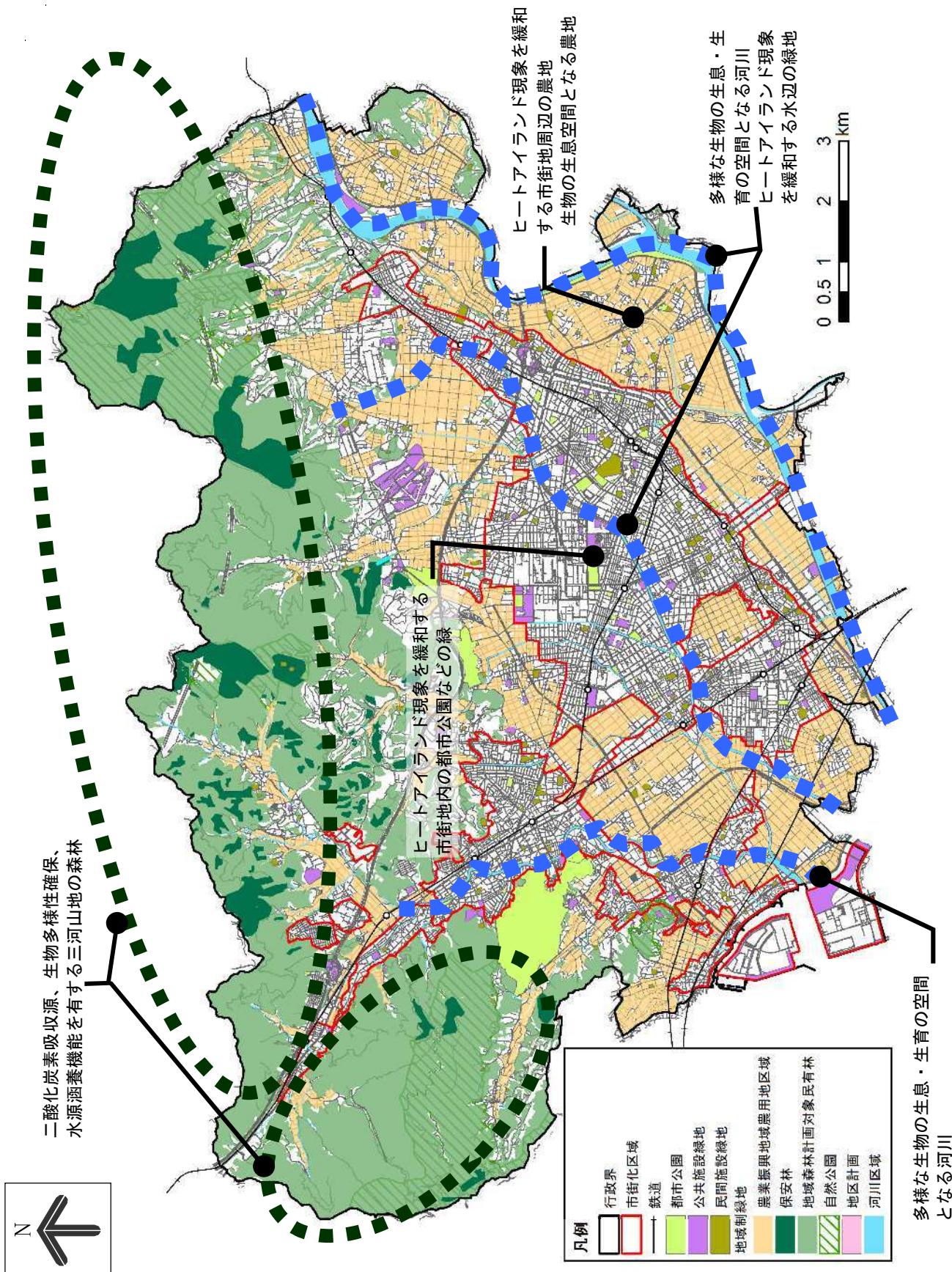


図 環境保全の視点から見た分析・評価の概要

(2) レクリエーションの視点による分析・評価

●運動や健康づくり、休養・休息の場

- ・広域公園である東三河ふるさと公園は、広域的な利用に対応するほか、市民の日常的な散策や休憩、ウォーキングなど、健康増進のための場として機能しています。（令和6年度（2024年度）年間利用者：約29.2万人）
- ・総合公園である赤塚山公園は、淡水魚水族館や小動物園などが併設されており、年間を通じて多様なレクリエーションの場として機能しています。（令和6年度（2024年度）年間利用者：約43.8万人）
- ・豊川公園やスポーツ公園、桜ヶ丘公園、音羽運動公園、三河臨海緑地（日本列島）など、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点があります。
- ・佐奈川や音羽川などは、桜や水辺の自然と親しみながら、散策が楽しめる空間として、市民に親しまれています。

●自然とふれあう場、自然を学ぶ場

- ・東三河ふるさと公園は、東三河地域の自然とふれあうことができ、自然を学ぶ場として、市民に親しまれています。
- ・三河湾国定公園や本宮山県立自然公園は、登山やハイキングなどを通じて自然とふれあう場として、市民に親しまれています。
- ・市民小菜園は、野菜作りなどを通じて、土とふれあうことができ、自然の恵みを感じる「食育」の場として市民に親しまれています。しかし、市民小菜園の数は減少傾向にあります。

●地域のコミュニティや交流の場、子どもの健全な育成の場

- ・住区基幹公園は、前計画目標年次の令和2年度（2020年度）時点には、開設後30年以上を経過する公園が全体の約6割を占め、施設・遊具などの老朽化が進行しています。
- ・児童遊園やちびっ子広場などは、住区基幹公園を補完する身近なレクリエーションの場として機能しており、各地域に配置されています。
- ・年間500万人が訪れる豊川稻荷、桜まつりの舞台となる桜トンネルや佐奈川、音羽川などの緑、うなごうじまつり（牛久保八幡社）、風まつり（菟足神社）など地域の伝統的な祭りが行われる神社やその周辺の緑は、市内外の人の交流を支える緑として機能しています。
- ・アンケートの結果、身近な公園は子育て世代の利用頻度が高く、また、公園利用の目的は、「子どもや孫を遊具で遊ばせる・一緒に遊ぶため」が最も多くなりました。

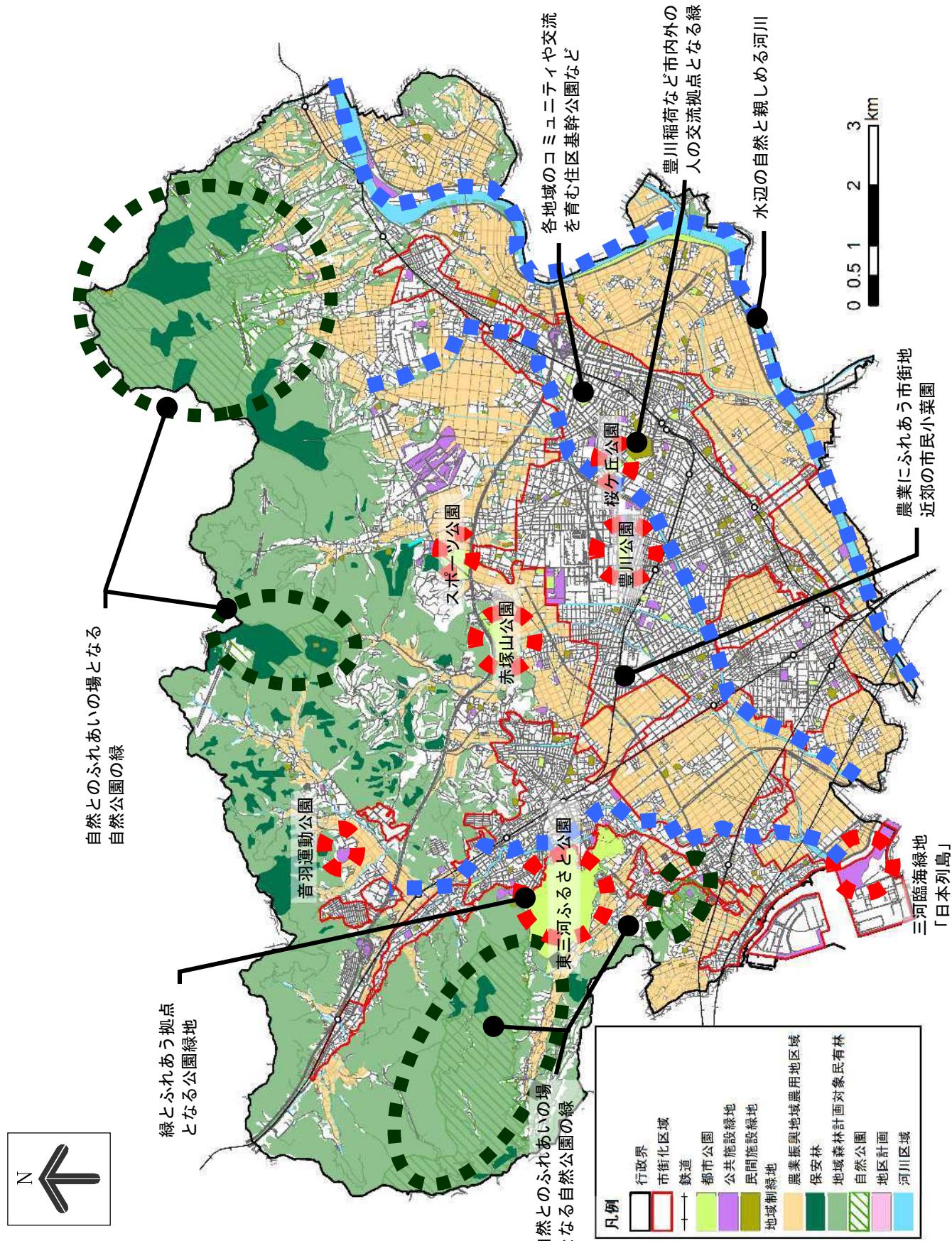


図 レクリエーションの視点から見た分析・評価の概要

(3) 防災の視点による分析・評価

●延焼防止や雨水流出量調整などの災害の防止

- 市街地内の佐奈川などの河川、緑化された道路、公園などのオープンスペースは火災時に延焼防止帯となるなど、災害の被害低減の役割を果たします。
- 三河山地の森林は、水源涵養（雨水流出量の調整）や土砂の流出抑制などの防災機能を有しています。しかし、森林面積は減少しています。
- 豊川沿いなど市街地周辺の農地は、災害時に一時的な遊水地やオープンスペースなどの役割を果たします。しかし、農地面積は減少しています。

●災害時の避難場所や復旧活動の拠点

- 広域避難場所として「豊川公園」、「桜ヶ丘公園及び豊川高等学校グラウンド」の2箇所を指定しています。また、指定緊急避難場所として都市公園・児童遊園・ちびっ子広場・小中学校・市民館・公共施設など294箇所を指定しています。
- 災害復旧用オープンスペース候補地として、公園緑地や公共施設など17箇所を指定しています。

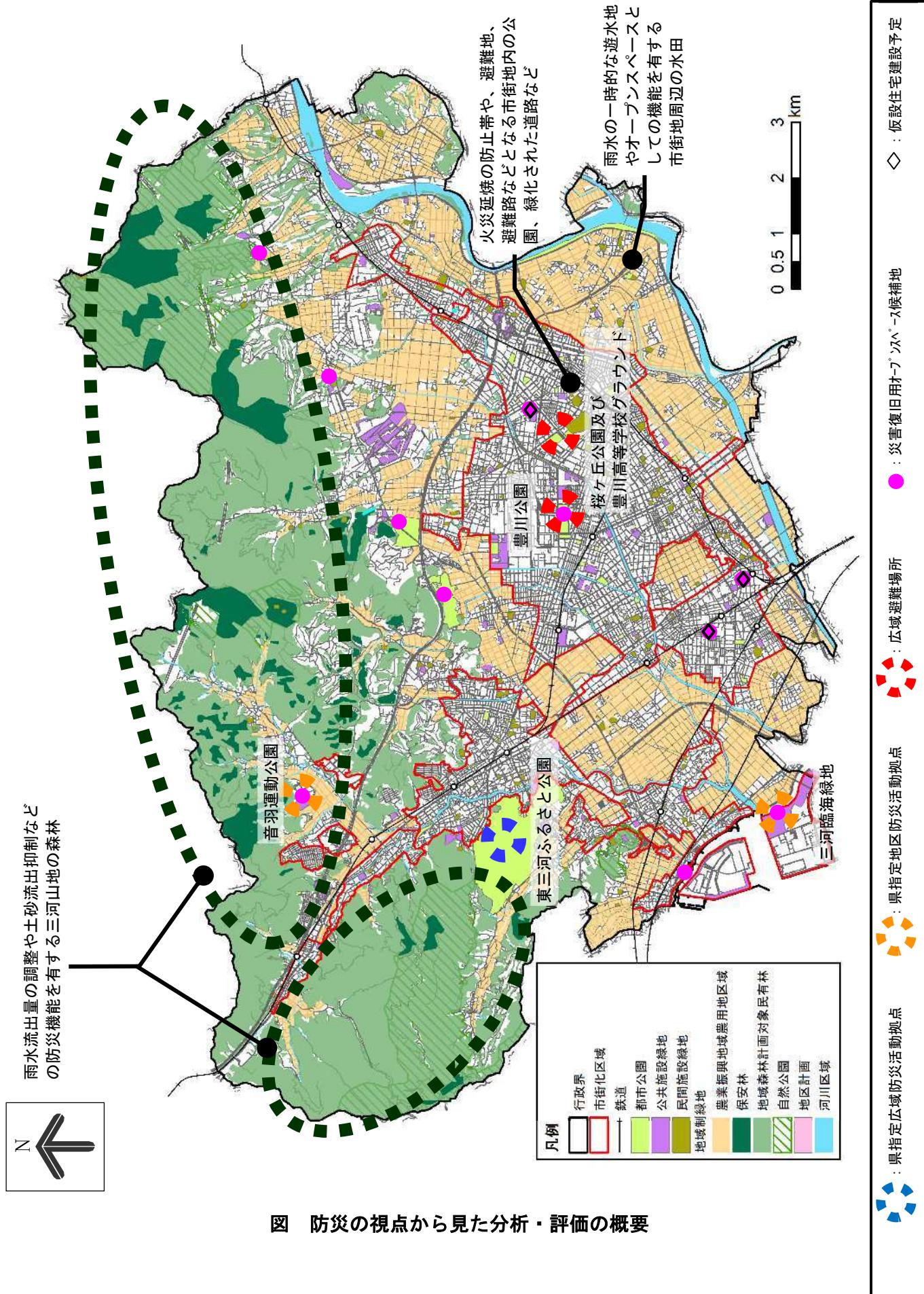


図 防災の視点から見た分析・評価の概要

(4) 景観形成の視点による分析・評価

●歴史的・文化的な景観

- ・国指定の史跡である三河国分寺跡や三河国分尼寺跡、天然記念物である御油のマツ並木や牛久保のナギなど、緑と一体となった数多くの文化財が分布しています。
- ・三河国分尼寺跡史跡公園、伊奈城趾公園、豊川海軍工廠平和公園などの整備や管理を推進しています。

●美しい自然景観

- ・三河山地の森林、河川、丘陵地、海といった自然の緑は、本市の景観の骨格を構成する要素となっています。
- ・市域北部には、本宮山を代表とする自然の景勝地があります。また、宮路山や東三河ふるさと公園、御津山園地、三河臨海緑地「日本列島」は、三河湾を臨む名所となっています。
- ・市街地の北側や豊川右岸に広がる農地では、穏やかな田園景観を眺めることができます。しかし、耕作放棄地の増加などにより、景観の悪化が懸念されます。

●潤いや秩序を与える都市景観

- ・総合体育館前のケヤキ並木や市中心部の桜並木などの街路樹は、美しい景観を形成しています。また、樹木の大木化・老朽化・生育環境の悪化に対応するために、県の交付金事業「美しい並木道再生事業」を活用した街路樹の再生を行っています。

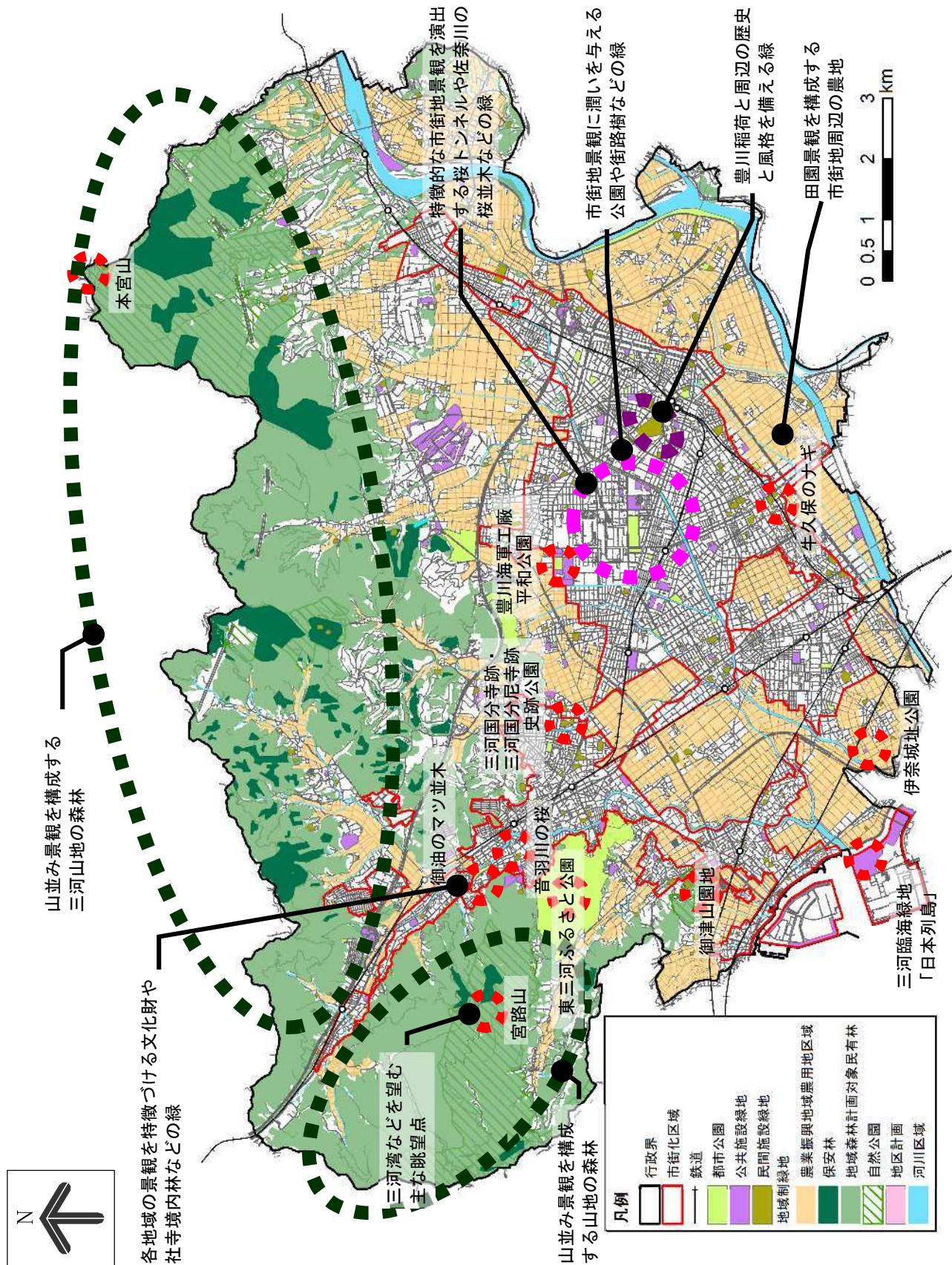


図 景観形成の視点から見た分析・評価の概要

(5) 協働の視点による分析・評価

●市民への緑に関する情報提供や普及啓発

- 子ども環境体験ツアーやNPO法人による自然観察会など、これから豊川市を担う子どもたちへの環境学習を実施しています。
- 市民参加による里山の保全と活用を目指して、「里山保全リーダー養成講座」を開講し、里山づくりに関する人材育成を行っています。市内では、里山林保全市民団体が2団体活動しています（令和元年（2019年）9月現在）。
- アンケートの結果、「豊川市公共施設アダプトプログラム」について、「まったく知らない」が全体の約88%を占めました。

●市民等による緑の管理・育成の活動

- 本市では、地域住民や市民活動団体による緑の保全・管理の取組が行われています。また、豊川市公共施設アダプトプログラム制度に185の個人や団体（令和7年（2025年）3月時点）が登録し、道路・公園・河川の美化活動などに約4,800人の市民が参加しています。
- 赤塚山公園やスポーツ施設において、指定管理者制度を導入しています。
- 県の交付金事業「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用した民有地緑化制度（豊川市緑化推進事業費補助制度）により、令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）の6年間で、約1,267m²の空地・屋上が緑化されました。
- 市民と行政が協働で管理する公園緑地は、全体の80.0%です。

●市民と連携した公園・緑地づくり

- 市民に長期間にわたって公園・緑地を愛用してもらうために、計画・設計段階で住民ワークショップを開催し、公園整備を進めています。平成22年度（2010年度）以降、17ヶ所（令和6年（2024年度）実績）の公園・緑地整備を住民ワークショップにより行っています。

(6) 緑の量に関する分析・評価

●市全体の緑の確保

- ・農用地、森林の減少により市全体の緑の量は、令和元年度（2019年度）と比較して、約27.27ha 減少しています。
- ・都市公園の整備水準は令和6年（2024年）度で一人あたり $13.56\text{ m}^2/\text{人}$ となっており、愛知県平均（約 $8.04\text{ m}^2/\text{人}$ 、令和4年度（2022年度）末）、全国平均（約 $10.80\text{ m}^2/\text{人}$ 、令和4年度（2022年度）末）を上回っています。しかし、身近に公園がない区域は、居住誘導区域の20%を占めるなど公園の配置に偏りが見られます。
- ・公園緑地の整備、民有地緑化により、緑地が市街化区域に占める割合は、平成22年度（2010年度）の8%から9%（令和6年度（2024年度））となり、目標を達成しています。
- ・市全体における緑地の割合は、計画策定時と同等の約59%を維持しています。

3-2 現行計画の目標達成検証

(1) 数値目標の目標達成検証

現行計画において設定した目標数値に対する達成状況を以下に示します。

基本方針	指標	現行計画策定時 (令和元年度)	中間年次	目標年次 (令和12年度)	目標値の 達成状況
「基本方針」1 「守る針」	(1) 市域面積に対する緑の割合	58.6%	想定値 (R6) 58.8%	59.0%	想定値未満
			実績値 (R6) 58.5%		
「基本方針」2 「創る針」	(2) 緑・自然の豊かさの市民満足度	79.9%	想定値 (R7) 81.3%	82.5%	想定値未満
			実績値 (R7) 80.9%		
「基本方針」3 「育てる針」	(3) 市民1人あたりの都市公園面積	12.8m ² /人	想定値 (R6) 13.1m ² /人	13.4m ² /人	想定値以上
			実績値 (R6) 13.5m ² /人		
「基本方針」4 「かかす針」	(4) 身近に公園がある地域の割合	77.6%	想定値 (R6) 78.5%	79.5%	想定値以上
			実績値 (R6) 79.4%		
「基本方針」3 「育てる針」	(5) アダプトプログラム登録団体数	155団体	想定値 (R6) 180団体	210団体	想定値以上
			実績値 (R6) 185団体		
「基本方針」3 「育てる針」	(6) 市民と行政が協働で管理する公園緑地の割合	80.0%	想定値 (R6) 80.0%	80.0%	想定値未満
			実績値 (R6) 79.1%		
「基本方針」3 「育てる針」	(7) ワークショップを行って整備する公園緑地の数	10箇所	想定値 (R6) 14箇所	19箇所	想定値以上
			実績値 (R6) 17箇所		
「基本方針」4 「かかす針」	(8) 公園の利用頻度	70.4%	想定値 (R6) 74.8%	80.0%	想定値未満
			実績値 (R6) 62.2%		
「基本方針」4 「かかす針」	(9) 公園の状況の市民満足度	58.1%	想定値 (R7) 61.9%	65.0%	想定値以上
			実績値 (R7) 62.9%		

(2) 前期の評価・分析

基本方針1 「守る」

(1) 市域面積に対する緑の割合

[達成状況と要因]

- ・市域面積に対する緑の割合は 58.5%、中間年次の想定値 58.8%を 0.3%下回りました。
- ・施設緑地は、都市公園の整備が進み 13.40ha 増加した一方で、地域制緑地は農業振興地域や地域森林計画対象民有林を中心に 30.43ha 減少しています。施設緑地の増加量を地域制緑地の減少量が上回っていることが、市内全体の緑地面積の減少要因となっています。

[現状の課題]

- ・山林や里山を保全する施策を継続的に実施するとともに、関係主体の協議体制を構築するなど、市民、事業者との連携により健康的な森林の育成を推進することで森林面積の減少を抑制する必要があります。
- ・また、農地の緑の保全や耕作放棄地の解消に関する施策を継続的に実施し、農地の減少を抑制する必要があります。

(2) 緑・自然の豊かさの市民満足度

[達成状況と要因]

- ・市民の緑に対する満足度は 80.9%、中間年次の想定値 81.3%を 0.4%下回りました。
- ・令和元年度と令和 7 年度の市民満足度はほぼ横ばいに推移しており、緑を「守る」現状の取り組みに市民が物足りなさを感じていると考えられます。

[現状の課題]

- ・現状は保全の取り組みのみにとどまっており、緑の「質」の向上の観点から満足度の推移に結びついていないと考えられることから、緑の「質」に着目し、歴史ある緑や、地域のシンボルとなるような緑の保全など、質の向上にこだわった施策を展開する必要があります。
- ・また、農地の緑の保全や耕作放棄地の解消に関する施策を継続的に実施するとともに、営農環境の向上に資する施策を展開する必要があります。

基本方針2 「創る」

(3) 市民1人あたりの都市公園面積

[達成状況と要因]

- ・市民1人あたりの都市公園面積は13.5m²、中間年次の想定値13.1m²を0.4m²上回りました。
- ・人口が横ばいである一方で、都市公園面積は、令和2年度に広域公園（東三河ふるさと公園）を拡張したほか、街区公園等を毎年度1～3公園供用開始しており、増加傾向が続いていることが、「市民1人あたりの都市公園面積」の増加につながったと考えられます。

[現状の課題]

- ・本市の「市民1人あたりの都市公園面積」は、全国平均や愛知県平均を上回っており、現状で「市民1人あたりの都市公園面積」が充足していることを踏まえ、今後は公園施設長寿命化計画に基づき、安心・安全な公園づくりを進めていく必要があります。
- ・また、今後の人団減少や公園施設の老朽化を見据え、地域のニーズに合わせた公園機能の向上や再編を検討する必要があります。

(4) 身近に公園がある地域の割合

[達成状況と要因]

- ・身近に公園がある地域の割合は79.4%、中間年次の想定値78.5%を0.9%上回りました。
- ・居住誘導区域内において公園整備が進んだことにより、居住誘導区域内における「身近に公園がある地域」が拡大したことが要因と考えられます。

[現状の課題]

- ・今後は公園施設長寿命化計画に基づき、安心・安全な公園づくりを進めるとともに、開発行為に対して、緑地の確保に関する適正な指導を継続し、緑の量や質を維持する必要があります。

基本方針3 「育てる」

(5) アダプトプログラム登録団体数

[達成状況と要因]

- ・アダプトプログラム登録団体数は185団体、中間年次の想定値180団体を5団体上回りました。
- ・企業へアダプトプログラムのPRを行ったことにより、令和2年度、令和3年度の新規登録者が多かったことが要因と考えられます。また、緑化活動を行うボランティア団体等に対して、花や苗木等の配布や、剪定道具の貸出など、緑化活動を支援してきたことが、増加につながったと考えられます。

[現状の課題]

- ・令和12年度の目標値達成に向けて、アダプトプログラム制度の周知、啓発を継続する必要があります。
- ・ただし、登録団体数が想定値以上に推移しているものの、参加者の高齢化に伴い活動休止等の団体が見受けられるため、登録団体の活動状況の精査が必要です。

(6) 市民と行政が協働で管理する公園緑地の割合

[達成状況と要因]

- ・市民と行政が協働で管理する公園緑地の割合は79.1%、中間年次の想定値80.0%を0.9%下回りました。
- ・令和元年度から令和6年度の推移に着目すると、都市公園数が増加している一方で、「協働で管理する公園緑地」は横ばいに推移しているため、割合としては低下しています。
- ・また、地元管理の多くを担っている町内会や老人会が高齢化していることから、これまでのような管理体制を確保できなくなっていることも要因として考えられます。

[現状の課題]

- ・今後も担い手の高齢化が見込まれることから、都市公園の管理に積極的に参加したいと感じられるような仕組みづくりや町内会だけでなく、公園利用者にも管理を担っていただくなど、柔軟な管理体制を構築する必要があります。

(7) ワークショップを行って整備する公園緑地の数**[達成状況と要因]**

- ワークショップを行って整備する公園緑地の数は 17 箇所、中間年次の想定値 14 箇所を 3 箇所上回りました。
- 毎年度 1 公園以上のペースでワークショップを実施したことで、想定値以上の推移となっています。

[現状の課題]

- 公園に愛着を持って利用していただけるように、既存公園の再編等において、引き続きワークショップの取り組みを継続していく必要があります。
- また、公園管理への参加意欲向上を見据え、公園の維持管理に関するワークショップの取り組みを行う必要があります。

基本方針4 「活かす」

(8) 公園の利用頻度

[達成状況と要因]

- ・公園の利用頻度は 62.2%、中間年次の想定値 74.8%を 12.6%下回りました。
- ・すべての年齢層で公園の利用頻度が減少していますが、特に 10 歳代から 40 歳代にかけて顕著に減少していることが要因として考えられます。公園種別の推移を見ると、「街区公園」「近隣公園」「地区公園」で特に利用者数が減少しており、身近な公園での利用者減少が要因と考えられます。

[現状の課題]

- ・若年層や子育て世代による街区公園や近隣公園などの身近な公園の利用を促進するために、利用ニーズに応じた施設の再編など、魅力ある空間づくりに向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

(9) 公園の状況の市民満足度

[達成状況と要因]

- ・公園の状況の市民満足度は 62.9%、中間年次の想定値 61.9%を 1.0%上回りました。
- ・年代別にみると、10 代から 50 代までの世代の満足度が上昇しており、赤塚山公園や豊川公園などの拠点公園の再整備により、想定値以上の満足度につながったと考えられます。

[現状の課題]

- ・公園に対する多様なニーズに対応するために、官民連携を推進して公園の質や利便の向上を図るとともに、幅広い世代が快適に利用できる公園づくりを進める必要があります。

3-3 緑づくりの課題

(1) 課題整理の視点

前節で示した6つの視点で本市の現状及び社会的動向を踏まえ、ニーズを分析・評価した結果、人口減少・少子高齢化が進行する中、第7次豊川市総合計画に掲げるまちの未来像である「光・緑・人 輝くとよかわ」を実現するためには、これまで育み、守られてきた緑の多面的な機能を「活かす」ことで、都市の賑わいの創出や快適な生活環境の整備に繋げていくことが重要と考えられます。

そこで、現行計画と同様に4つの視点（「守る」「創る」「育てる」「活かす」）で緑づくりの課題の整理を行います。

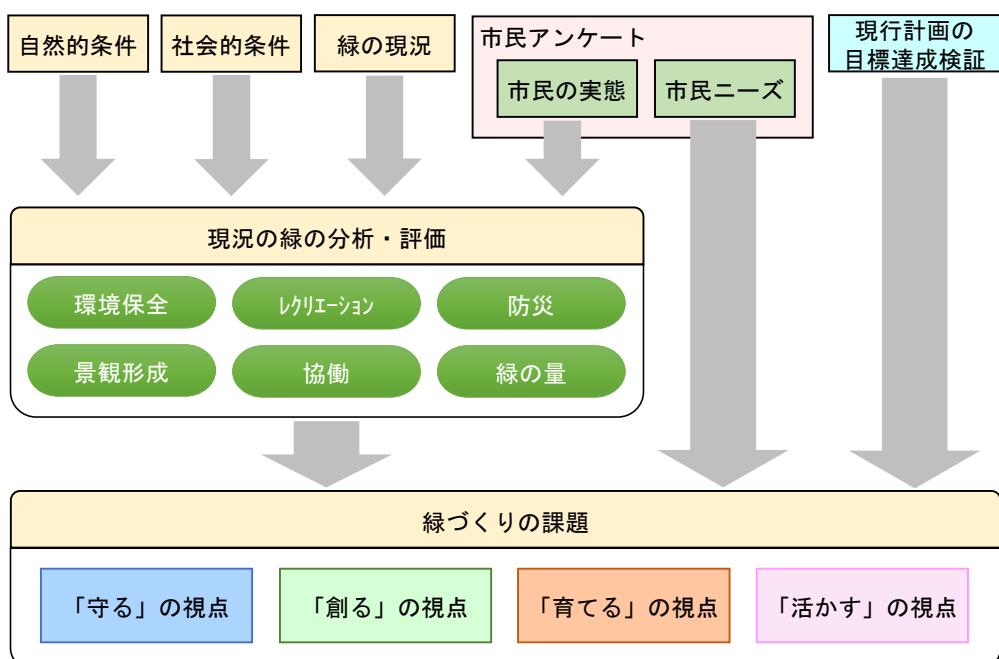


図 課題整理の視点

(2) 各視点からの課題

緑を「守る」 視点からの課題

■現況の緑の分析・評価

- 本市の緑は、大きくは、本宮山から宮路山にかけて連なる三河山地の森林、豊川・佐奈川・音羽川などの河川、平野部の農地、海（三河湾）により構成されている。これらの緑は、ヒートアイランドの緩和、二酸化炭素の吸収などの役割を果たすほか、本市の景観の骨格をなす要素となっている。<環>
- 市街地を取り囲む豊かな自然の緑は、“宮路山コアブラツツジ自生地”や“帶川のホタル”、“御津山のヒメハルゼミの棲息地”など、天然記念物に指定される貴重な動植物の生息・生育空間となっている。市内においては、県レッドリストに掲載される動植物の種数が増加しており、動植物の生息・生育空間が減少していると考えられる。<環>
- 森林は、水源涵養機能（水資源の貯留・水質の浄化・雨水流出量の調整）、生物多様性確保、土砂流出抑制などの環境保全・防災の機能を有している。しかし、森林面積は減少している。<環・防>
- 市街地周辺の農地は、ヒートアイランドの緩和、生物多様性確保、穏やかな田園景観の形成の他に、災害時の一時的な遊水地やオープンスペースなどの防災機能を有する。しかし、農地面積は減少している。<環・景・防>
- 河川は様々な動植物の貴重な生息空間であるとともに、佐奈川や音羽川などは、市民が桜や水辺の自然に親しむレクリエーションの場となっている。<環・レ>
- 国指定の史跡の三河国分寺跡や三河国分尼寺跡、天然記念物の御油のマツ並木や牛久保のナギなど、緑と一体となった数多くの文化財が分布している。<景>
- 市全体における緑地の割合は、計画策定時と同等の約59%を維持している。<量>

■市民ニーズ

- 緑の量は10年前と比較して減少した又は変わらないと感じている。
- 緑の役割として、「地球温暖化防止」、「いろいろな生物が生息する場」を期待している。
- まちなかの田畠、河川空間の緑、寺社の緑が多いと感じ、緑を守り増やすために「河川沿いなど自然豊かな緑の保全」「寺社の緑の保全」を重視している。

■前期の目標達成検証

- 市域面積に対する緑の割合は58.5%と、中間年次の想定値58.8%を0.3%下回った。<量>
- 市民の緑に対する満足度は80.9%と、中間年次の想定値81.3%を0.4%下回った。

※関連する緑の分析・評価の視点

<環>環境保全 <レ>レクリエーション <防>防災 <景>景観形成 <協>協働 <緑>緑の量

●本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑は多様な機能を有し、都市環境の改善に寄与しており、次世代に継承するために緑を保全していく必要があります。

(継続)

●農地や森林をはじめ、街路樹や公園樹木等の適切な維持管理を通して、緑の「質」を維持・向上させる必要があります

(新規)

●様々な動植物の貴重な生育・生息空間としての緑を保全していく必要があります。

(継続)

●歴史ある緑は本市や地域のシンボルとしての緑を保全する必要があります。

(継続)

緑を「創る」視点からの課題

■現況の緑の分析・評価

- 住区基幹公園は、前計画目標年次の令和2年度（2020年度）時点には、開設後30年以上を経過する公園が全体の約6割を占め、施設・遊具などの老朽化による安全性の低下が問題となっている。
- 総合公園である赤塚山公園は、淡水魚水族館や小動物園などが併設されており、年間を通じて多様なレクリエーションの場として機能している。<レ>
- 身近に公園がない区域が、居住誘導区域の22%を占めるなど公園の配置に偏りが見られる。<量>
- 街路樹の大木化・老朽化・生育環境悪化に対応するため、県の交付金事業「美しい並木道再生事業」を活用した街路樹の再生を実施している。<景>
- 指定緊急避難場所として都市公園・児童遊園・ちびっ子広場など294箇所を指定している。これらの拠点となる都市公園等の配置には、地域的な偏りがある。<防>
- 県の交付金事業「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用した民有地緑化制度（豊川市緑化推進事業費補助制度）により、令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）の6年間で、約1,267m²の空地・屋上が緑化された。<協・量>
- 公園緑地の整備、民有地緑化により、緑が市街化区域に占める割合は、平成22年度（2010年度）の8%から9%（令和6年度（2024年度））まで伸び、目標値を達成している。<量>

■市民ニーズ

- 緑の量は10年前と比較して減少した又は変わらないと感じている。
- 公園の配置に偏りがあり、身近な公園や広場の整備を必要としている。
- 幅広い世代が安心して使える公園整備を重視している。
- 公園について「防災機能」「公園施設の維持管理・老朽化施設の更新」「子どもの遊び場」を重視している。子育て世代は、特に「子どもの遊び場」「バリアフリー化」を重視している。
- 緑の役割として「美しい景観づくり」を望んでいる。
- 街路樹や公園の樹木の適切な維持管理を望んでいる。
- 緑を守りやすす活動として「自宅の緑化」に取り組む割合が最も高く、今後も取り組みたいと考えている。

■前期の目標達成検証

- 市民1人あたりの都市公園面積は13.5m²/人、中間年次の想定値13.1m²/人を0.4m²上回った。<量>
- 身近に公園のある区域は79.4%、中間年次の想定値78.5%を0.9%上回った。<量>

- 老朽化した施設は、利用者の安全確保のための適切な維持管理を行うとともに、都市基幹公園などでは市民ニーズの変化などに対応した整備・充実をあわせて行うことが必要です。

（継続）

- 身近な公園（住区基幹公園など）は、潤いのある暮らしの創造、子育て世代のニーズへの対応、地域の防災性の向上を図るとともに、本市が目指す集約型の都市構造の形成と整合を図った、公園整備・リニューアル・ストック再編が必要です。

（継続）

- 既存の民有地緑化制度に加え、自宅の緑化などの市民ニーズに応えるための仕組みが必要です。

（継続）

- 緑の多様な機能を高めるために、緑のネットワークの形成が必要です。

（継続）

緑を「育てる」視点からの課題

■現況の緑の分析・評価

- 子ども環境体験ツアーやNPO法人による自然観察会など、これから豊川市を担う子どもたちへの環境学習を実施している。<協・環>
- 市民参加による里山の保全と活用を目指し、「里山保全リーダー養成講座」を開講し、里山づくりに関する人材育成を行っている。市内では、里山林保全市民団体が2団体活動している（令和元年（2019年）9月現在）。
- 県の交付金事業「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用した民有地緑化制度（豊川市緑化推進事業費補助制度）により、令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）の6年間で、約1,267m²の空地・屋上が緑化された。<協・量>
- 地域住民や市民活動団体による緑の保全・管理の取組を行っており、豊川市公共施設アダプトプログラム制度に185団体（（令和7年（2025年）3月時点））が登録し、道路・公園・河川の美化活動などに約4,800人の市民が参加している。<協>
- アンケートの結果、「豊川市公共施設アダプトプログラム」について、「まったく知らない」が全体の約88%を占めている。
- 市民に長期間にわたって公園・緑地を使ってもらうために、計画・設計段階で住民ワークショップを開催し、整備を進めている。平成22年度（2010年度）以降、17ヶ所の公園・緑地整備を住民ワークショップにより行った。<協>

■市民ニーズ

- 高齢化により地元での対応が継続困難になってきている。
- 行政の主導や連携強化を望んでいる。
- 行政による情報発信を必要としている。
- 市民は、緑を守りやす活動として、「自宅の緑化」、「公園などの清掃」、「公園などの美化活動」に取り組んでおり、今後も取り組みたいと考えている。一方、今後取り組みたい活動をする上で、「情報の入手」を課題に挙げている。

■前期の目標達成検証

- アダプトプログラム登録団体数は185団体、中間年次の想定値180団体を5団体上回った。<協>
- 市民と行政が協働で管理する公園緑地の割合は79.1%、中間年次の想定値80.0%を0.9%下回った。<協>
- ワークショップを行って整備する公園緑地の数は17箇所、中間年次の想定値14箇所を3箇所上回った。<協>

●今後の本市の将来を担う若い世代をはじめとして、市民一人ひとりが豊川らしいふるさとの緑や身近の自然への関心を高めることによる、緑の保全や緑化の担い手づくりが必要です。

（継続）

●アダプトプログラムや民有地緑化等の地域に根ざした緑の維持・保全等の活動の支援・育成や情報発信が必要です。

（継続）

●緑のまちづくりに対する市民の参加意欲の高まりを踏まえ、豊川らしいふるさとの緑を継続的に育てていくための協働の仕組みや、緑に関する知識や情報の発信が必要です。

（継続）

緑を「活かす」視点からの課題

■現況の緑の分析・評価

- 住区基幹公園は、目標年次の令和2年度（2020年度）時点では、開設後30年以上を経過する公園が全体の約6割を占め、施設・遊具などの老朽化による安全性の低下が問題となっている。<レ>
- 広域公園である東三河ふるさと公園は、広域的な利用に対応するほか、市民の日常的な散策や休憩、ウォーキングなど、健康増進のための場として機能している。（令和6年度（2024年度）年間利用者：約31.2万人）<レ>
- 赤塚山公園は、淡水魚水族館や小動物園などが併設されており、年間を通じて多様なレクリエーションを楽しむことができる、本市を代表する都市公園として機能している。（令和6年度（2024年度）年間利用者：約44.2万人）<レ>
- 三河湾国定公園や本宮山県立自然公園は、登山やハイキングなどを通じて、自然を体感する場として、親しまれている。<レ>
- 豊川公園やスポーツ公園、桜ヶ丘公園、音羽運動公園、三河臨海緑地（日本列島）など、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点がある。<レ>
- 年間約500万人が訪れる豊川稲荷、桜まつりの舞台となる桜トンネルや佐奈川、音羽川などの緑、うなごうじまつり（牛久保八幡社）、風まつり（菟足神社）など地域の伝統的な祭りが行われる神社やその周辺の緑は、市内外の人の交流を支える緑として機能している。<レ>
- 赤塚山公園やスポーツ施設において、指定管理者制度を導入している。<協>
- 身近な公園は子育て世代の利用頻度が高い。<レ>
- 公園利用の目的は、「子どもや孫を遊具で遊ばせる・一緒に遊ぶため」が最も多い。<レ>

■市民ニーズ

- 公園利用ルールの柔軟化（子どもの遊び場やスポーツの場等）を重視している。公園施設の維持管理やバリアフリー化を重視している。
- 「赤塚山公園」「東三河ふるさと公園」が本市を象徴する緑として、認識されている。
- 大規模公園のPRを必要としている。

■前期の目標達成検証

- 公園の利用頻度は62.2%、中間年次の想定値74.8%を12.6%下回った。
- 公園の状況の市民満足度は62.9%、中間年次の想定値61.9%を1.0%上回った。<協>

●都市基幹公園などは、市民ニーズの変化などに対応するとともに、広域的な地域からの集客力を活かし、官民連携を視野に入れた更なる賑わいの創出を図る仕組みづくりが必要です。

（新規）

●既存の緑の拠点を効果的に活用・PRすることで、地域の特色を活かした魅力向上が必要です。

（新規）

●身近な公園（住区基幹公園など）では、地域のニーズに合わせた公園施設の適正な配置や機能の再編が必要です。

（新規）

●地元と連携した地域の人が使いやすい公園利用のルール作りが必要です。

（新規）

第4章 本計画の基本的な考え方

4-1 基本理念

第7次豊川市総合計画では、まちの未来像を「光・緑・人 輝くとよかわ」と掲げており、恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進むという想いが込められています。このように、まちの未来像にとって、緑は欠かせない要素となっています。

市内には、北部に連なる山地、三河湾、農地など、まちを取り囲む豊かな自然と市街地を流れる河川、豊川稻荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡、御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑があります。これらの緑は、快適で“うるおい”のある生活環境の形成をはじめ、私たちの生活に様々な恩恵をもたらすものであり、今まで大切に守り継がれてきました。

また、市内には、東三河ふるさと公園、赤塚山公園などの大規模な公園や街区公園をはじめとした身近な公園など、様々な種類の公園・緑地が存在します。市民意識調査では、公園に対する満足度は上昇傾向にあります。また、新型コロナウイルスの影響下において、公園は市民のレクリエーションや交流、健康づくりのニーズの受け皿となり、その価値が再評価されています。

人口減少・少子高齢化が進行する中でも、住みよいまちづくりを推進するためには、多様な主体と連携し、これまで守り継がれてきた豊かな自然と歴史の緑を将来に継承するとともに、公園・緑地などの緑を活用した地域の交流の促進や“にぎわい”的な創出により地域コミュニティを維持・活性化していくことが必要です。

そこで、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

『うるおい』と『にぎわい』にあふれる 緑のまち とよかわ

“うるおい”とは緑から享受する豊かな恵みに満ちている様子を、“にぎわい”とは人々が集うことで活気にあふれ、人と人とのつながりで活力に満ちたコミュニティの様子を表現しています。

4-2 緑の将来像

基本理念のもと、緑の将来像を以下のとおり設定します。

本市の骨格を形成するまとまりのある緑を「山の緑」「川の緑」「海の緑」「農地の緑」、本市の自然風景、歴史・文化、レクリエーションの拠点を「自然の緑の拠点」「歴史の緑の拠点」「公園緑地拠点」と位置づけます。骨格的な緑と緑の拠点を結ぶ、道路や河川を「水と緑のネットワーク軸」とし、ネットワークの充実を図ることで、緑が持つ様々な機能が効果的に発揮され、緑豊かなまちづくりを目指します。



凡例	区分	内容
■	山の緑	市北部・北西部に連なる山地
■	川の緑	豊川、豊川放水路、佐奈川、音羽川などの市内を流れる河川及び河川沿いの緑
■	海の緑	市南西部の臨海部の緑
■	農地の緑	市街地周辺の農地の緑
■	自然の緑の拠点	優れた美しい自然風景が残る本宮山、観音山、宮路山、御津山の緑（自然公園区域）
■	歴史の緑の拠点	豊川稻荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡史跡公園、豊川海軍工廠平和公園や御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑の拠点
■	公園緑地拠点	レクリエーションや防災など多様な機能の拠点となる大規模な公園緑地拠点（赤塚山公園・東三河ふるさと公園・三河臨海緑地・豊川公園・スポーツ公園・三上緑地）
■■■■	水と緑のネットワーク軸	大小さまざまな緑の拠点をつなぐ、豊川・佐奈川・音羽川などの河川と街路樹が整備された豊橋豊川線・姫街道などの道路
■	緑豊かな市街地	豊かな緑により良好な生活環境が形成された市街地

図 緑の将来像図

4-3 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、前章で「守る」、「創る」、「育てる」、「活かす」の4つの視点で整理した課題に対応するための基本方針を、課題と同様の4つの視点に基づいて定めます。



図 緑の課題に対応するための4つの基本方針

基本方針1 「守る」～豊川らしい緑を守ります～

北部に連なる山地や市街地を流れる河川、三河湾、農地など、まちを取り囲む豊かな自然是、本市の特徴的な緑の要素です。それらの緑は、カーボンニュートラルの実現に必要不可欠な二酸化炭素の吸収源であるとともに、雨水流出抑制やヒートアイランドの緩和といった多様な機能により市民の生活を支えています。また、コアブラツツジ（宮路山）・コバノミツバツツジ（富士神社）・ヒメハルゼミ（財賀寺）など市内の貴重な動植物をはじめ様々な動植物の生育・生息空間であり、生物多様性の観点からも重要な場となっています。

さらには、近年の気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化を踏まえ、緑が持つ雨水の貯留・浸透機能を活かし、流域治水と連携した取り組みの必要性が高まっています。これらの観点を踏まえ、緑が持つ多様な機能を将来にわたって発揮させ、市民の快適な暮らしを維持するため、緑の保全と適切な維持管理を推進し、緑の「質」の維持・向上を図ります。

一方で、豊かな自然以外にも、市内には豊川稻荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡や御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑が分布しています。

これらの今まで守り継がれてきた本市の特徴的な緑を、次世代へ良好な状況で継承するために、適切な保全措置と維持管理により緑の「質」の維持・向上を図ります。

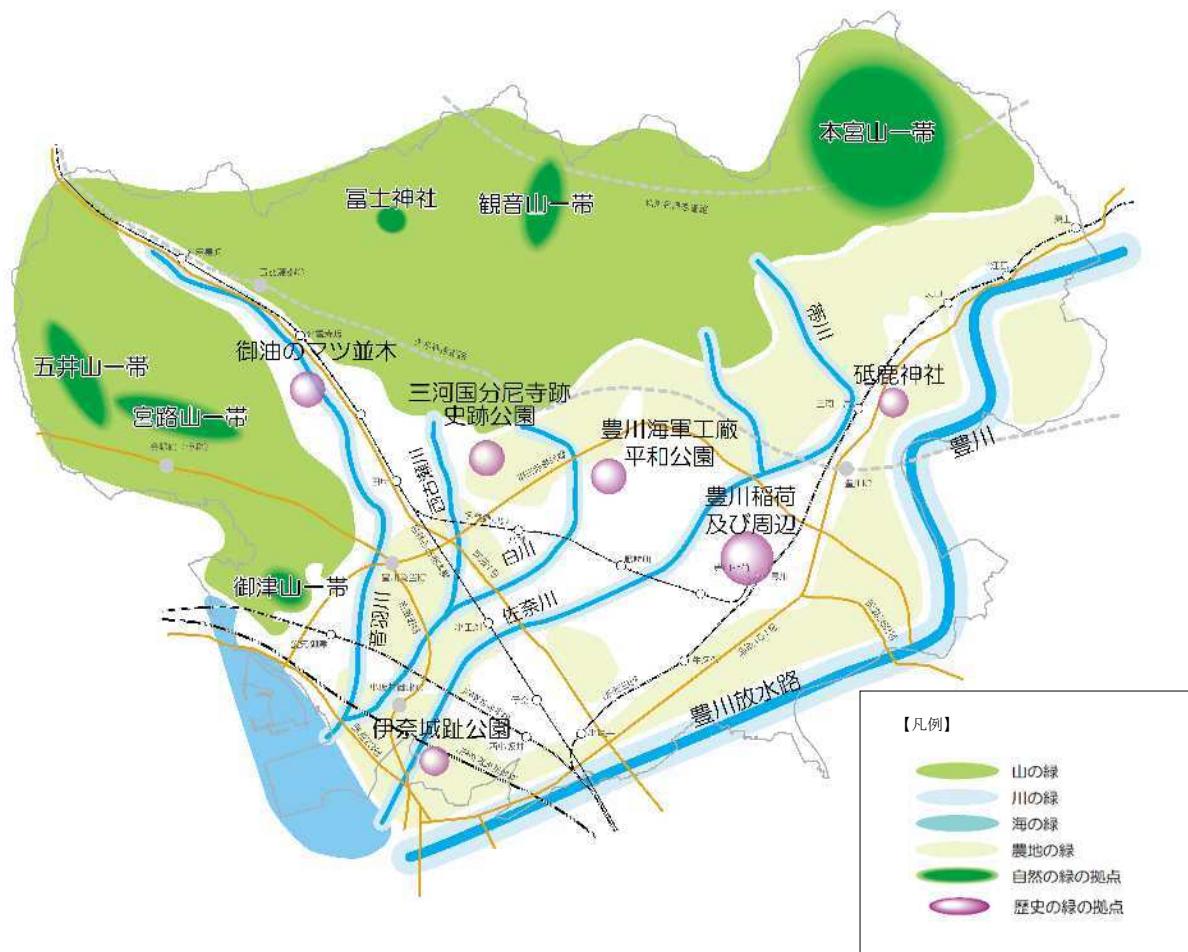


図 守る緑の方針図

「守る」の目標1**市域面積に対する緑の割合**

都市公園、公共施設緑地などの施設として担保される緑（施設緑地）と、農業振興地域農用地区域、地域森林計画対象民有林、自然公園区域、河川区域、地区計画による緑地など法や条例により担保される緑（地域制緑地）を対象とし、市域全体で緑が適切に保全されているかを評価します。目標は、現状維持とします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
市域面積に対する緑の割合	58.6%	概ね59% (現状維持)

「守る」の目標2**緑・自然の豊かさの市民満足度**

市民が緑・自然の豊かさに満足しているかを評価します。緑の質の維持・向上により市民の緑・自然の豊かさの満足度が上昇することを目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
緑・自然の豊かさの市民満足度	79.9%	82.5%以上

「守る」の補足指標**森林蓄積量**

「守る」の目標1「市域面積に対する緑の割合」を補足する指標として、樹木の幹の体積量を示す森林蓄積量をモニタリングします。

指標	現状値 令和5年度	目標値 令和12年度
森林蓄積量	918,723m ³	975,000m ³

基本方針2 「創る」～市民の生活を豊かにする緑を創ります～

これまでに整備されてきた都市公園や街路樹、佐奈川などの河川沿いの桜並木は、市民のレクリエーションや憩い、コミュニティ形成、生活環境の改善、良好な街並みの形成、災害時の避難場所や避難経路など様々な役割を担ってきました。

しかし、公園施設の老朽化、街路樹の老朽化・倒木の危険性の増大、立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においても身近な公園が不足している地域が存在する実態もあります。また、市民アンケートでは、公園・広場に充実させたい点として、避難場所としての機能が最も重要視されるなど、公園緑地の防災機能のニーズが高まっています。

また、今後のまちづくりの方針として、都市計画マスタープランでは、三河一宮駅西側の自然環境共生ゾーンを新たな産業集積エリアに位置づけています。このような開発行為を伴う企業立地については、民有地緑化制度の活用等により、緑化を推進します。

これらの背景を踏まえ、地域のレクリエーションや防災機能を担う広域的な緑の拠点、日常利用や一時的な避難地などの役割を担う身近な緑の拠点を創り、賑わいの創出や市民の健康増進を図ります。さらに、カーボンニュートラルの実現やヒートアイランドの緩和のための緑化を推進するとともに、生物多様性の確保に資する水と緑のネットワークを形成するなど、グリーンインフラとしての緑の効果に着目した各種取り組みを推進し、市民の快適な暮らしにつながる緑豊かな都市を創ります。



「創る」の目標1	市民1人あたり都市公園面積
-----------------	----------------------

予定されている都市公園の整備が計画的に行われているかを評価します。市民1人あたりの都市公園面積の目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
市民1人あたりの都市公園面積	12.8m ² /人	13.4m ² /人

「創る」の目標2	身近に公園がある地域の割合
-----------------	----------------------

計画的な公園の配置と整備が行われているかを、身近に公園がある地域の割合から評価します。立地適正化計画で定める居住誘導区域において、身近に公園がある区域の割合の増加を目指とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
身近に公園がある地域の割合 (居住誘導区域)	77.6%	79.5%

※本目標の公園とは、都市公園の他、ちびっ子広場・児童遊園など公園として機能する公共施設緑地です。

コラム ~ バリアフリーとユニバーサルデザイン ~

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去というソフト的な意味でも用いられます。

一方、ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

バリアフリーが高齢者や障害者に配慮した考えであるのに対して、ユニバーサルデザインは全ての人を対象としているのが大きく異なる点です。

基本方針3 「育てる」～緑を守り育てる担い手を育てます～

第7次豊川市総合計画において、「多様な主体との協働・連携」をまちづくりの基本方針の1つに位置づけており、これらの方針に基づくまちづくりを総合的に進めていくと定めています。

本市では、これまで、アダプトプログラムをはじめ、市民や事業者の参加による様々な活動を進めてきました。これらの活動を通じて、参加者はまちへの愛着を深めています。アダプトプログラムの登録団体数については、平成22年度（2010年度）の61団体から大幅に活動団体が増え、現在では155団体（令和元年度（2019年度）時点 ※令和6年度（2024年度）時点では185団体）が参加しています。その一方で、高齢化等により活動の継続が困難になり、活動を取り止める事例も発生しています。

人口減少・少子高齢化が進行していく中、効果的・効率的に緑を守り育てていくためには、市民協働の裾野を広げていくことが重要です。

これらの背景を踏まえ、緑を守り育てる次の世代の担い手を育てるとともに、多様な主体の協働・連携のための仕組みをつくります。

「育てる」の目標1

アダプトプログラム登録団体数

市民協働の取組の拡大をアダプトプログラム登録団体数の増加により評価します。アダプトプログラムの登録団体数の目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
アダプトプログラム 登録団体数	155団体	210団体

※：目標値は令和12年度の目標値を記載しています。【出典：環境基本計画2020】

「育てる」の目標2

市民と行政が協働で管理する都市公園の割合

都市公園の管理における市民参加の状況を評価します。

本市では、多くの都市公園において市民参加による管理（除草・清掃・剪定等）が行われています。しかし、高齢化等を背景に現在の管理体制が難しくなってきています。地元と行政の連携を密にし、現在の管理体制を維持できるような仕組みを検討していきます。目標値は以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
市民と行政が協働で管理する 公園緑地の割合	80.0%	概ね80.0% (現状維持)

「育てる」の目標3	ワークショップを行って整備する公園緑地の数
-----------	-----------------------

公園整備における市民参加の状況を評価します。

地域住民のニーズを事業の早い段階で取り入れるために、設計段階において住民ワークショップを実施します。また、ワークショップを通じ、長期にわたり地域住民の方々に愛着を持っていただくとともに、管理についても積極的に参加していただくことを目的としています。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
ワークショップを行って整備する公園緑地の数	10箇所	新規9箇所

コラム ~ インクルーシブな遊具 ~

インクルーシブ (inclusive) とは、英語で「包摂的」という意味です。

インクルーシブな遊具とは、従来の遊具ではハンディキャップや年齢・国籍・性別など何らかの要因で十分に満足して遊べなかつた子どもも含め「誰も」が遊びやすいことを目指した遊具です。

2020年3月に、日本初のインクルーシブな遊び場が東京都立砧（きぬた）公園内に誕生しました。

本市では、豊川公園の再整備に合わせ、こども広場にインクルーシブな遊具を整備しました。



図 豊川公園・こども広場周辺の整備イメージ

基本方針4 「活かす」～地域の活性化や魅力づくりのために緑を活かします～

本市では、これまで都市公園をはじめとした施設緑地の整備により、緑の量的な拡大を図ってきました。その一方で、都市公園の老朽化も進行しています。本市を代表する赤塚山公園が令和5年（2023年）に開設30年を迎えるとともに、住区基幹公園の約6割が開設から30年以上経過している状況です。

令和5年度（2023年度）に再整備事業が完了した赤塚山公園では、レクリエーション拠点としての活用を推進しています。

街区公園などの身近な公園については、画一的な整備による機能の重複や周辺環境の変化、ニーズの変化等により、公園としての魅力が低下し、あまり利用されていないことが考えられます。また、公園における一律的なルール（ボール遊び禁止など）も活発な利用を妨げる要因と考えられます。

地域の賑わい創出や、市民の健康増進、ひいてはウェルビーイングの向上に向けて、老朽化した公園の再整備や公園施設の適正配置、機能再編を進めます。

また、地域と協力したルールづくりなどを行い、今ある緑を活かすことで、子育て世代や高齢者をはじめとした多様なニーズの反映に努めます。

「活かす」の目標1

公園の利用頻度

市民ニーズに合った公園整備が行われているのかを公園の利用頻度から評価します。「活かす」の施策により、公園の利用頻度の増加を目指し、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
公園の利用頻度	年に数回程度以上 70.4%	年に数回程度以上 80.0%

「活かす」の目標2

公園の状況の市民満足度

市民が公園の状況に満足しているかを評価します。「活かす」の施策により市民の公園の状況の満足度が上昇することを目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
公園の状況の市民満足度	58.1%	65.0%以上

4－4 都市公園等の整備及び管理に関する方針

本市の都市公園の整備状況は、県営東三河ふるさと公園を含めると、市民1人あたりの都市公園面積が「豊川市都市公園条例」（昭和39年豊川市条例第28号）に規定する標準面積（10m²/人）や県内の平均値を上回っていますが、含めない場合は6.03m²/人と標準面積を大幅に下回ります。また、市街化区域内の市民1人あたりの都市公園面積は4.20m²/人と、「豊川市都市公園条例」規定する市街化区域の標準面積（5m²/人）を下回っています。立地適正化計画で定める居住誘導区域内においても身近に公園がない地域もあります。

整備済の都市公園は、半数以上が設置後30年以上経過する状況にあり、安全・安心な都市公園づくりのため、老朽化対策やバリアフリー対策を推進していく必要があります。

（1）整備に関する方針

整備に関する方針を以下に示します。

- 市街化区域では、都市公園の整備と緑化重点地区における市民緑地の整備により、長期的な目標として、市民1人あたりの都市公園面積5m²/人以上の確保を目指します。
- 都市公園の新規整備は、居住誘導区域を優先して進め、身近に公園がある地域の拡充を目指します。整備にあたっては、確保できる用地の面積、既設公園の誘致圏との重複、地域住民のニーズの高まりなどを総合的に検証して、新たな公園整備の必要性を判断します。
- 既存都市公園ストックの有効活用に重点を置き、利用者ニーズの変化や高齢化などの社会的背景を踏まえ、地域住民と連携し、都市公園の再整備・機能再編・バリアフリー化に取り組みます。事業にあたっては、公園施設等利活用・適正化計画の策定を通して対象エリアを検討します。
- 赤塚山公園をはじめとした主要な都市公園においては、公募設置管理制度（Park-PFI）や設置管理許可制度等の民間活力の導入を検討し、都市公園の魅力向上や賑わい創出を図ります。
- 市街化調整区域においては、緑が豊富であることなどを踏まえ、スポーツ公園等の都市計画決定済の都市公園を除き、新規の都市公園等の整備については、慎重に判断します。
- 公園施設等利活用・適正化計画を策定し、一定のエリア内での公園施設の機能の重複状況を踏まえ、児童遊園・ちびっ子広場のストックの適正化を推進します。

(2) 管理に関する方針

管理に関する方針を以下に示します

- 「豊川市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の点検・改修・更新を実施し、公園の維持管理に要するトータルコストの縮減を図ります。
- 指定管理者制度を導入している施設では、引き続き指定管理者による管理を行い、管理の効率化及びサービス水準の向上を図ります。
- 市民・事業者等と連携した、清掃・草刈などの日常管理を継続して実施します。
- 地域（地域住民・事業者・NPO法人等）が主体となって、都市公園の管理・運営を行うパークマネジメント手法の導入を検討していきます。

コラム ~ 公募設置管理制度（Park-PFI）~

人口増加、経済成長の社会情勢下では、都市公園の量的拡大を図ってきましたが、公園施設の老朽化の進行に伴い、維持管理に要する費用が増大しています。そのため、厳しい財政状況の中、地方公共団体のみで、公園の整備や公園施設の更新を行うことが難しい状況となっています。そのような状況下で、利用者のニーズの多様化に対応しつつ、都市公園の質や魅力向上を図るために、民間活力の活用を推進していくことが必要です。

このような背景から、平成29年（2017年）に都市公園法が改正され、公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されました。また、本市では、赤塚山公園の再整備に合わせて、民間活力導入事業を実施しました。



図 Park-PFI を活用した赤塚山公園の整備イメージ

公募設置管理制度とは…

- 都市公園において、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きです。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法特例措置（※）がインセンティブとして、適用されます。

※設置管理許可期間の特例、建蔽率の特例、占用物件の特例

(3) 豊川市公園施設等利活用・適正化計画による公園ストック再編

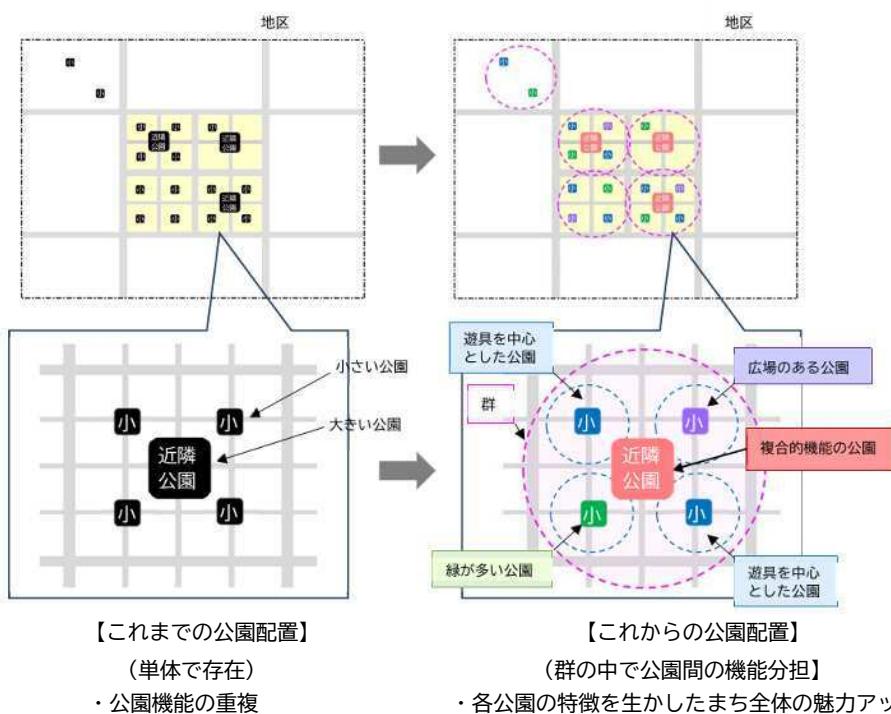
公園等の長期的に安定した維持管理や、公園機能を維持していくため、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」に基づく公園のストック再編を推進します。地域特性やまちづくりの方向性との整合を図りつつ、使いやすく魅力ある公園の再編に取り組むとともに、地域全体で公園の利活用を進め、長期的に安定した公園施設の維持管理を実現します。

■公園再編のイメージ

地区全体のまちづくりにつながる公園づくりを目指し、地区の核となる大きな公園の機能向上を進めます。

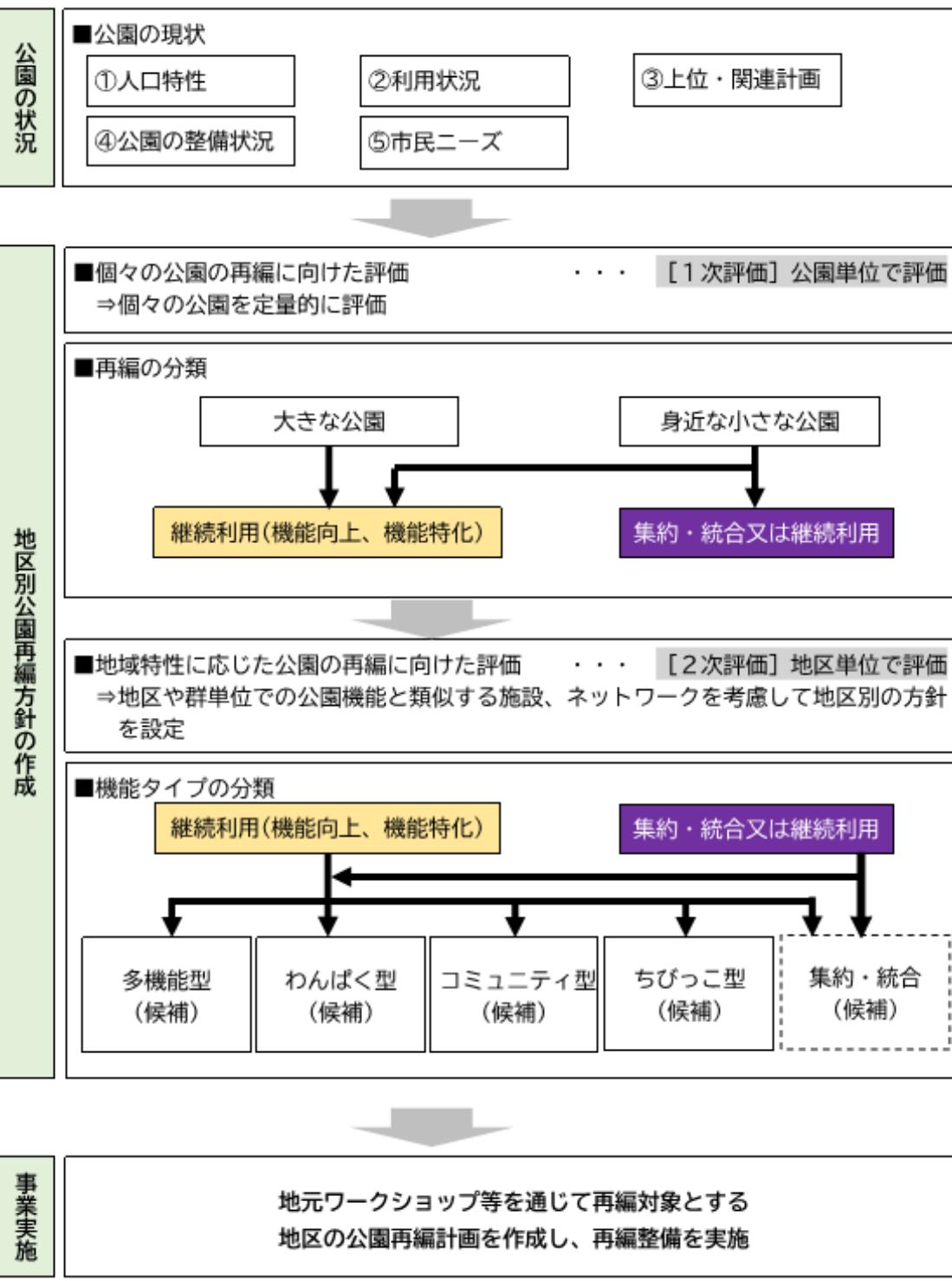
身近な小さな公園については、徒歩圏半径 500m 程度の圏域において公園や類似機能がまとまって存在している状態を「群」として設定し、各公園の立地状況や公園特性、立地適正化計画における位置づけ、周辺の類似施設、緑地ネットワーク等を考慮して、機能を特化・再整備や集約・統合等の見直しを行います。

公園単体の魅力アップを行うのではなく、群及び地区全体の公園機能の向上、コスト管理を図ります。



■公園再編の検討方針

公園再編は、個々の公園を定量的に評価する1次評価、地区単位、居住単位(群)で評価する2次評価をもとに、地区全体の公園機能の向上を図っていきます。



4-5 グリーンインフラの推進に関する方針

令和元年（2019年）9月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。従来の取組にもグリーンインフラに該当するものがあります。この取組は、持続可能な開発目標（SDGs）に示されている複数の地域課題の同時解決にアプローチする手法として有効です。

また、令和5年（2023年）9月には「グリーンインフラ推進戦略2023」が公表され、「自然と共生する社会」を目指す姿として掲げるとともに、官民が両輪となってあらゆる分野・場面へグリーンインフラを「ビルトイン」することを目指し国としての取り組みが総合的・体系的に位置付けられています。

グリーンインフラの推進に関する方針を以下に示します。

- グリーンインフラ官民連携プラットフォームに参画するとともに、情報発信や地域住民・事業者との連携を通じて、グリーンインフラの取組を広く普及・促進します。
- 将来的なグリーンインフラの普及拡大に向けて、地域の特性に応じた導入のあり方を検討し、効果的な活用を進めます。

表 グリーンインフラの活用を推進すべき場面と取組例

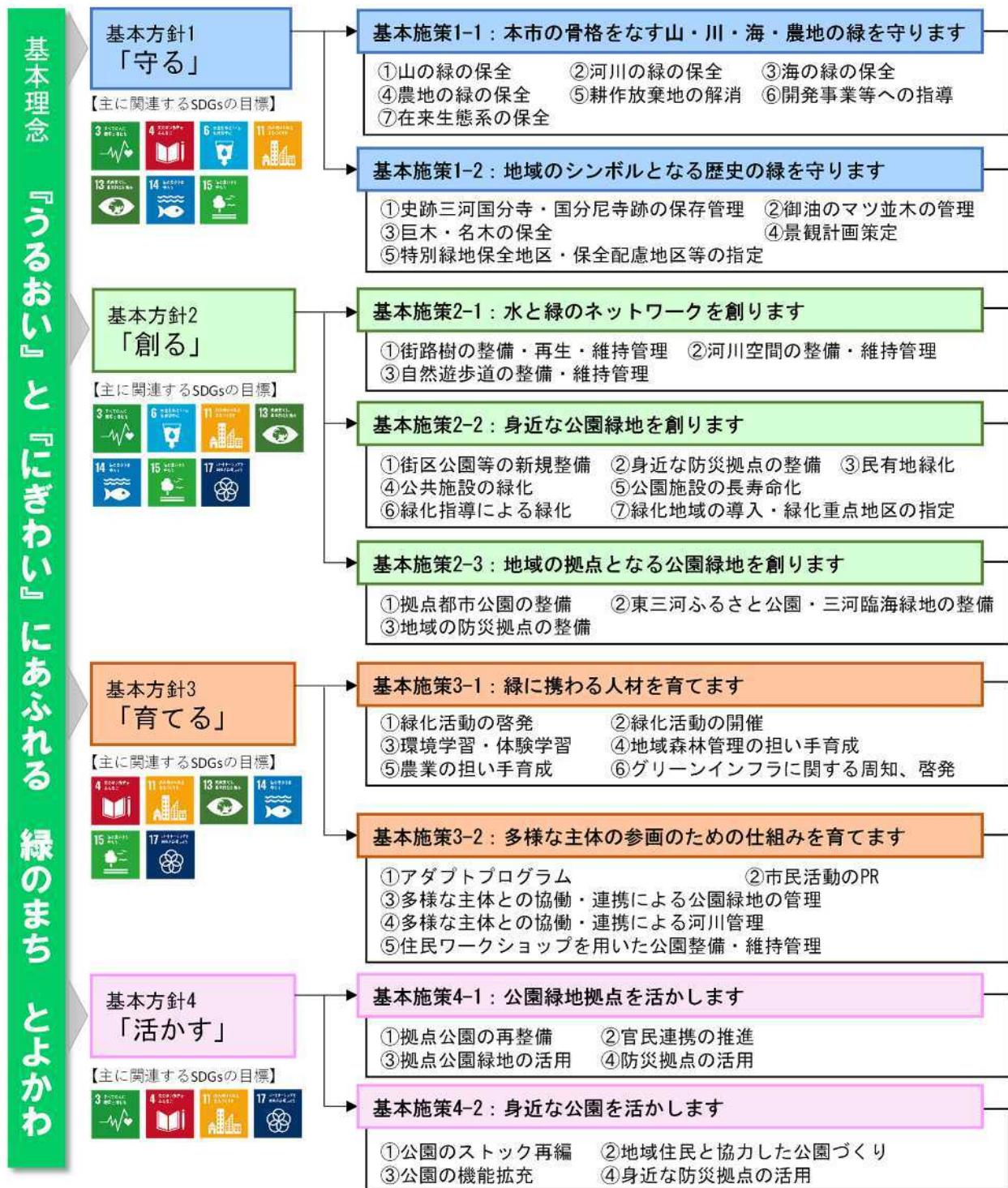
グリーンインフラの活用を推進すべき場面（※）	取組例
（1）気候変動への対応 既存インフラと相補的に活用することによる防災・減災対策	○公園緑地の整備
（2）投資や人材を呼び込む都市空間の形成 気候変動に適応した安全・安心な経済活動基盤の構築、快適な移動空間の形成	○雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による治水対策
（3）自然環境と調和したオフィス空間等の形成 官民連携による自然環境豊かなオフィス街区の整備	○保水性舗装や植栽の蒸発散効果を活用したヒートアイランド対策
（4）持続可能な国土利用・管理 自然環境の再生・活用、安全な土地利用の推進	○街路空間や駅前広場等の公共公益施設の緑化
（5）人口減少に伴う低未利用地の利活用と地方創生 段階的な農的な土地利用の推進や自然環境の回復による持続可能で魅力ある地域づくり	○屋上緑化、壁面緑化、公開空地の整備 ○山林、里地里山、農地の保全・管理
（6）都市空間の快適な利活用 インフラの更新・改良、公的施設の再編や民間開発に合わせた水と緑のネットワーク形成	○低未利用土地等を活用したグリーンインフラの導入 ○市民緑地や市民農園の整備
（7）生態系ネットワークの形成 生物多様性の保全、生物の移動経路の確保、自然の働きの回復による豊かな自然環境の再現	○多自然川づくり ○景観まちづくりの推進
（8）豊かな生活空間の形成 現代の多様な価値観とライフスタイルに対応する空間の形成	○グリーンインフラに関する人材育成

※出典：「グリーンインフラ推進戦略」（国土交通省、令和元年（2019年）7月

第5章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

5-1 基本施策の体系

各基本方針における施策体系のイメージを下記に示します。



5-2 基本施策

各基本方針に対応した基本施策を示します。

基本方針1 「守る」

基本施策1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

【主に関連する SDGs の目標】



① 山の緑の保全

- 山林や里山は、森林法で定める保安林や地域森林計画対象民有林の指定を継続し、社会情勢の変化に対応しながら、森林整備計画に基づき保全します。
- 生物多様性を育む山林や里山などの適切な管理を促進するため、市民活動団体などとの連携を図ります。
- 「あいち森と緑づくり事業（人工林整備事業、里山林整備事業）」及び森林環境譲与税を活用し、間伐等の森林整備を推進します。
- 林道整備事業を実施し、森林所有者などが行う間伐などの維持管理作業を支援し、森林の持つ公益的機能を保全します。



本宮山の林道

② 河川の緑の保全

- 一級河川の豊川は、「豊川水系河川整備計画」（令和7年（2025年）4月更新）に基づき、良好な自然環境が治水上支障のない範囲で適正に保全されるよう、関係機関に働きかけを行います。
- 市管理河川については、河川敷や河川堤防の法面において、良好な生態系や景観の形成に配慮しつつ、緑の適正な保全に努めます。

③ 海の緑の保全

- 「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（令和7年（2025年）8月変更）に基づき、港湾の開発・利用との調和した海岸の防護を図り、豊かな生態系づくりと自然浄化機能の向上を推進するため、関係機関に働きかけを行います。
- 海辺の緑の保全につながる維持管理を行います。
- 海浜に親しむことができる臨海緑地の維持管理を行います。



御津臨海緑地

④ 農地の緑の保全

- 市街化調整区域の優良な農地は、農業振興地域内農用地区域の指定を継続します。
- 市街化調整区域の農地では、生産性の向上と魅力ある営農環境づくりに向けて農業基盤整備を推進します。



荻町の田園風景

⑤ 耕作放棄地の解消

- 市民が農業にふれあうための農地所有者が開設する市民農園の設置の支援を推進します。
- 豊川市農政企画協議会と連携するとともに、農地情報バンク制度を活用することによって、農地の有効活用を図ります。
- 耕作放棄地解消に向けた意識啓発・情報発信を行うとともに地域計画に基づく取り組みを推進し、営農意欲の高い新たな担い手確保を図ります。
- 農地パトロールにより耕作放棄地の実態把握を行い、荒廃状況に応じ、農業委員会や農業協同組合との連携のもと、農地利用調整の取組を推進します。



耕作放棄地現況確認の様子

⑥ 開発事業等への指導

- 開発事業においては、各種指導要綱に基づき、緑地の確保について適正な指導を行います。
- 開発事業者などと自然環境保全のための協定を締結します。
- 市西部の三河湾国定公園や市北部の本宮山県立自然公園は、自然公園法や県条例に基づき適切な管理に努め、自然公園の機能を保全します。

⑦ 在来生態系の保全

- 在来の生態系に被害を及ぼすおそれのある、特定外来生物の防除を推進します。

基本施策 1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

【主に関連する SDGs の目標】



① 史跡三河国分寺・国分尼寺跡の保存管理

- 三河国分寺跡は、史跡公園としての保存整備を推進します。



三河国分寺跡

② 御油のマツ並木の管理

- 御油のマツ並木は、「御油のマツ並木保存管理計画」（平成 18 年（2006 年）3 月）に基づいた適切な保護・保全を進めます。



御油のマツ並木関係者会議による現地確認の様子

③ 巨木・名木の保全

- 巨木や名木の実態を調査し、保護を行います。
- 社寺境内の重要な樹林の保全意識の啓発を行うとともに、樹林地の保全の働きかけを行います。



大和の大イチョウ

④ 景観計画策定

- 歴史の緑を本市の景観資源として活かすとともに、歴史景観の維持向上を図るため、景観計画の策定を視野に入れ、市民の意向を把握するとともに、市民の機運を高めるための働きかけを行います。

⑤特別緑地保全地区・保全配慮地区等の指定

- 美しい山並みを形成する地域のランドマークであり、歴史ある社寺の境内林が存在する本宮山や観音山、コアブラツツジの自生地である宮路山、ヒメハルゼミの生息地などが分布する御津山の一帯は、貴重な動植物の生息環境を保全するための啓発活動に取り組むとともに、保全配慮地区の指定を視野に入れ、市民の意向を把握するとともに、市民の機運を高めるための働きかけを行います。
- 歴史や文化の趣きを醸し出す社寺境内地などの重要な樹林や樹木について、市街地の貴重な緑として永続的に保全するための、所有者の意識啓発に努めるとともに、特別緑地保全地区、保存樹（林）の指定などを検討します。



宮路山のコアブラツツジ

コラム ~ 御油のマツ並木 ~

御油のマツ並木は、江戸時代の初めに東海道の並木として、御油・赤坂宿間に整備され、幕府により管理されていました。明治に入り、宿場制度解体以降は、地元御油町で管理を続けていました。

その後、太平洋戦争のため、全国的に多くの松が燃料として切り倒されたことを憂慮した御油町の人々が、並木を存続させるために、天然記念物指定の働きかけを行いました。その結果、「東海道の松並木として代表的なもの」という理由により、昭和19年11月7日に国指定天然記念物に指定されました。

昭和45年頃から松くい虫がまん延し始め、これを憂いた地元住民により昭和47年に「天然記念物御油松並木愛護会」が結成されました。愛護会による並木の下草刈りや清掃、見回り等は現在も続き、その成果により、御油のマツ並木は江戸時代の並木景観を現在もなおとどめています。



愛護会の活動の様子

基本方針2 「創る」

基本施策2-1 水と緑のネットワークを創ります

【主に関連するSDGsの目標】



① 街路樹の整備・再生・維持管理

- 既存の街路樹を適切に維持・管理するとともに、新設・改良を行う路線については、周辺交通や環境、植栽幅等を踏まえ、必要に応じて、街路樹の植栽を行います。
- 街路樹の成長に伴い、まちなみ景観や自動車・歩行者の通行に支障をきたしている箇所について、街路樹の樹種、管理手法などを検討します。
- 豊川市街路樹再生指針に基づき、市民の理解と協力を得ながら、計画的な街路樹の保全を行います。
- 桜の名所である桜トンネル、佐奈川・音羽川・西古瀬川の桜の保全を行います。
- 拠点間をつなげる緑のネットワークの形成を目指すとともに、少量でも緑を感じられるよう、市民とともに道路の緑化を行うための空間を維持します。



西古瀬川の河津桜

② 河川空間の整備・維持管理

- 水と緑のネットワークとしての河川の機能を高めるとともに、生物の生息空間・移動空間、市民の憩いの場を創出します。
- 河川環境保全のため、多自然川づくりを行うよう働きかけます。
- 豊川、佐奈川、音羽川など主要河川において、河川の自然を生かした整備や保全を働きかけます。
- 佐奈川流域や音羽川流域などの市内の河川において、親水公園の整備と活用を図ります。
- 市民の参加、協力を得て、河川など水に親しめる空間の維持管理を行います。



多自然川づくり（西古瀬川）

③ 自然遊歩道の整備・維持管理

- 豊川、宮路山、本宮山、御津山自然遊歩道の整備、維持管理を行い、一層の活用を図ります。



自然遊歩道（本宮山）

基本施策2-2 身近な公園緑地を創ります

【主に関連するSDGsの目標】



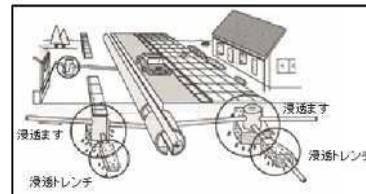
① 街区公園等の新規整備

- 公園や広場が不足する地区において、必要性を検討した上で、身近な公園や広場の整備を進めます。
- 土地区画整理事業に伴って創出される公園緑地の早期整備を推進します。

土地区画整理事業に伴う公園整備
(駅東電車通公園)

② 身近な防災拠点の整備

- 地域防災計画上、避難地に指定している公園緑地において、地域住民の意向を踏まえながら、公園施設の更新と連携して防災関連施設の設置、更新を推進します。
- 避難地や避難経路に指定されている公共施設や密集市街地にある公共施設において、各施設の整備方針を踏まえた上で、火災の延焼の遅延・防止に効果の高い樹種による植栽の導入を検討します。
- 公園緑地・道路・公共施設などにおいて、植樹帯・植樹ます・透水性舗装・雨水浸透ます・雨水貯留施設などのグリーンインフラを整備することにより、雨水流出抑制・雨水浸透を推進します。また、舗装範囲を見直すなど、地表面被覆の改善に取り組みます。

防災四阿テント設営状況
(三明公園)雨水浸透施設のイメージ
出典：愛知県建設局下水道課

民有地緑化（一般住宅）

④ 公共施設の緑化

- 緑化重点地区（八幡地区始め7地区）の設定されたエリアの公共施設において、敷地内の植栽、屋上緑化・壁面緑化、駐車場の緑化などを行うよう、各施設の所管課に働きかけます。
- 保育所の新規整備に際しては、園庭の芝生化を検討します。
- 保育園において、緑のカーテン事業などの緑化を拡大・推進します。



園庭の芝生化（一宮保育園）

⑤ 公園施設の長寿命化

- 既存の公園施設は、公園施設長寿命化計画に基づき、安全・安心を確保するため計画的な維持管理・改修を実施します。
- 公園等樹木長寿命化計画を策定し、公園等の樹木について、密集した樹木の間引きや適正な樹種転換を進めることで、残存樹木の健全化と長寿命化を図ります。



長寿命化計画に基づく遊具の更新（赤塚山公園）

⑥ 緑化指導による緑化

- 開発行為を実施する際には、法に定められた基準以上の緑地の整備とともに、地域性に配慮し、適切な公園緑地を整備するよう、事業者に対する指導を継続します。



開発事業による公園整備（にしさくらぎ公園）

⑦ 緑化地域の導入・緑化重点地区の指定

- 緑の地域間格差の是正を図るために、緑化重点地区での緑化を推進するとともに、緑地が不足している市街地などにおいて、緑化地域の導入を検討します。

コラム ~ ご家庭で取り組める浸水対策 ~

本市では、市内において自らの負担により雨水浸透ます・雨水貯留施設（貯留タンク）を設置しようする方を対象に補助金制度を設けています。

屋根に降った雨水を雨どいから水を集めて、設置した施設で、貯留・浸透することで、降雨時における下水道施設への雨水流出抑制、地下水の涵養、貯水活用による上水道への負担軽減を図ることを目的としています。詳しくは、市HP（担当部署：上下水道部 下水整備課）をご確認ください。



基本施策2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります

【主に関連するSDGsの目標】



① 拠点都市公園の整備

- スポーツ公園、御油松並木公園の全面供用に向け、整備を推進します。



スポーツ公園

② 東三河ふるさと公園・三河臨海緑地の整備

- 現在、部分供用となっている東三河ふるさと公園、三河臨海緑地について、公園緑地拠点としての機能をさらに高めるため、全面供用に向けた整備を愛知県に要望し、整備を促進します。



三河臨海緑地

出典：愛知県建設局三河港務所

③ 地域の防災拠点の整備

- 広域避難場所に指定している桜ヶ丘公園や豊川公園、災害復旧用オープンスペース候補地に指定している公園において、公園施設の更新と連携して防災関連施設の設置や火災の延焼の遅延・防止に効果の高い樹種による植栽を推進します。



耐震性貯水槽を使用した訓練

基本方針3 「育てる」

基本施策3-1 緑に携わる人材を育てます

【主に関連するSDGsの目標】



① 緑化活動の啓発

- 広報とよかわや市のホームページ、PRパンフレットなど、多様なメディアにより、緑に関する情報を市民に発信し、取組の啓発を行います。
- 講習会やガーデンコンテストの開催など、市民の緑化意識の高揚を図る手法を検討します。

② 緑化活動の開催

- 民有地緑化の促進、地球温暖化防止の推進、市民緑化活動の促進などのため、緑のカーテン事業を実施し、市民や事業者、行政が一体となった緑づくりのきっかけづくりとします。
- 「あいち森と緑づくり事業」（県民参加緑づくり事業）を活用した、市民参加による植樹・樹林地整備・ビオトープづくりなどの緑づくり活動の実施を推進します。
- 市民まつりなどのイベント、「ハンギングバスケット」教室などを通じ、緑にふれあう機会を創出し、緑に対する意識高揚を図ります。



花の産地とよかわ体験ツアー

③ 環境学習・体験学習

- 市民の緑に関する知識を深めるとともに、環境にやさしい行動を実践できる人を育てるため、とよかわ環境パートナーシップ事業などを通して環境教育や環境学習を継続的に実施します。
- 自然観察会、市民参加による身近な自然環境調査などを行い、生物多様性及び自然環境の保全を啓発します。



自然環境調査の様子

④ 地域森林管理の担い手育成

- 地域森林管理の担い手である市民や事業者と連携しながら、行政として積極的に支援し、健康的な山林・里山の管理・育成を推進します。



市民による里山管理

⑤ 農業の担い手育成

- 豊川市農政企画協議会と連携し、「就農塾」の開講や親元就農支援事業等を検討し、農業を担う人材育成を図ります。



就農塾の様子

⑥ グリーンインフラに関する周知、啓発

- グリーンインフラとしての緑の効果に対する市民の理解を高めるため、既存公園等におけるグリーンインフラ機能の「見える化」及びウェブ等による情報発信を通して、周知・啓発を図ります。

コラム ~ 森林環境税と森林環境譲与税 ~

平成31年（2019年）3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」（令和6年（2024年）度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年（2019年）度から譲与）が創設されました。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からず森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。このような現状の下、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境譲与税は、令和元（2019）年度から、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口から算出され、譲与されているところです。市町村においては、間伐や木材利用の促進、普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

本市では、保育園の内装の一部木質化や中学校での木製下駄箱の購入など木材の利用促進や森林整備事業の意向調査等に森林環境譲与税を充てています。（令和元年（2019年）度）

基本施策3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます

【主に関連するSDGsの目標】



① アダプトプログラム

- 豊川市公共施設アダプトプログラム制度の周知・啓発を図り、登録団体数の増大を目指します。制度の活用により、市民の協力による公園等の維持管理を推進します。



アダプトプログラム活動状況
(国府東フラワーボランティア)

② 市民活動のPR

- 町内会、ボランティア・市民活動団体などが行う緑化活動を紹介し、市民の緑化活動への関心の向上、活動の拡大を図ります。
- アダプトプログラムや環境保全活動を行う市民団体が相互に情報交換、交流できるよう交流会の開催を検討します。

③ 多様な主体との協働・連携による公園緑地管理

- 公園緑地について、事業者・ボランティア・市民活動団体などと行政が協働で管理する公園緑地を増やすため、積極的に参加したいと感じる管理の仕組みを検討・構築します。
- 市の管理する既存公園の一部を、花壇づくりや植樹などの活動スペースとして、町内会、ボランティア・市民活動団体などに提供し、公園の部分管理を行う仕組みを構築します。
- 既存の公園緑地における、町内会・ボランティア・市民活動団体などによる花の植替えや植樹、草刈・剪定などの緑に関する活動を支援します。
- 市民の参加・協力を得て、公園の樹木、街路樹の管理を推進します。



市民団体等による公園緑地における花の植替え（新池公園）

④ 多様な主体との協働・連携による河川管理

- 県管理の河川の草刈り作業の一部を地域住民で構成されている団体に委託するコミュニティリバー制度など、市民協働による河川管理が行えるように働きかけます。



市民協働による河川管理
(佐奈川の会)

⑤住民ワークショップを用いた公園整備・維持管理

- 公園緑地の整備や再編、維持管理に関する住民ワークショップを実施します。また、ワークショップを通じ、市民の公園への愛着、公園管理への参加意欲の向上を図ります。



住民ワークショップの様子
(西赤土公園)

コラム ~ 豊川市公共施設アダプトプログラム ~

アダプト (adopt) とは、英語で「養子縁組する」を意味します。

豊川市公共施設アダプトプログラムとは、市民の皆さまや事業所の皆さまが、市管理の道路・公園・河川の公共施設の里親となって、美化の面で維持していく活動を行うことです。本市では、活動する方々の支援を行っています。

このような管理手法は、昭和 60 年（1985 年）にアメリカ・テキサス州で始まり、日本では平成 10 年（1998 年）に初めて導入されました。本市では、平成 20 年（2008 年）1 月 15 日から導入しています。

活動内容

- ・活動対象になった区域の空き缶・吸い殻・紙くず等の収集や除草、花の植栽管理等
- ・施設の破損状況等の報告、その他

市の支援

- ・活動に必要なゴミ袋・軍手等の提供
- ・活動に対する補償（市民活動総合保障制度）
- ・アダプトサイン（看板）の設置（希望する場合）

対象者

市内に在住・在勤・在学する個人・事業者・団体

対象となる場所

市内の道路、公園、河川等の公共施設
(ただし、区・県の官立の場合、それぞれの管理者の制度が優先)

基本方針4 「活かす」

基本施策4-1 公園緑地拠点を活かします

【主に関連するSDGsの目標】



①拠点公園の再整備

- 赤塚山公園においては再整備を推進し、地域活性化や交流人口増大に資するレクリエーション拠点としての機能を強化します。
- 豊川公園を活用した賑わいの創出に向けて、市プール跡地への庭球場再整備を始め、こども広場やウォーキングコース等の整備を推進します。



赤塚山公園
水の広場再整備イメージ

②官民連携の推進

- 公園の多様化するニーズに対応すべく、都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）などによる民間活力導入を検討・推進します。
- 指定管理者制度の活用により、引き続き、公園施設の効率的な運営及びサービス水準の向上を図ります。

③拠点公園緑地の活用

- 赤塚山公園や手取山公園などは、自然観察や豊川産農産物の普及、自然体験などの「緑の教育」の拠点として、施設の活用を図ります。
- 保存整備事業の行われた三河国分尼寺跡史跡公園・豊川海軍工廠平和公園は、ボランティアガイドによる案内など、市民による活動を継続的に支援し、生涯学習や学校教育の場、市民の憩いの場、イベント広場としての活用を図ります。
- 御油のマツ並木は、東海道のマツ並木としての景観を維持し、地域のまちづくりのシンボルとしての活用を図ります。
- 赤塚山公園、豊川公園などは、利用ニーズに応じて、地域活性化や交流人口増大に資するレクリエーション拠点としての活用を図ります。



自然観察会（手取山公園）

④ 防災拠点の活用

- 地域の防災拠点となる公園緑地を、防災訓練などの場として活用します。



御津臨海企業懇話会防災訓練

基本施策 4-2 身近な公園を活かします

【主に関連する SDGs の目標】



①公園のストック再編

- 公園施設等利活用・適正化計画を策定し、都市公園や児童遊園などを含む公園施設について、子育て世帯や高齢者をはじめとした幅広いニーズに即した公園施設の適正な配置や機能の再編を推進します。

②地域と協力した公園づくり

- 地域と市の協働の中で、地域（地域住民・事業者・NPO 法人）が主体となり、都市公園の管理・運営を行うパークマネジメントの仕組みづくりを検討します。パークマネジメントの推進により、従来行われてきた地域による清掃・除草などの日常的な管理に加え、地域の自主的な活動（マルシェなど様々なイベントの開催・ルールづくりなど）により、公園や地域の活性化を目指します。
- 都市公園の利用者の利便向上のために必要な協議を行う公園活性化協議会（市、観光・商工関係団体、地元自治会、住民団体等により組織）の設置を視野に入れ市民や関係団体の意向を把握するとともに、協議会設置の機運を高めるための働きかけを行います。
- 多様なニーズに応じた公園の使い方ができるように、住民ワークショップ等を通じ、地域住民と協力した公園のローカルルールづくりを推進します。

③公園の機能拡充

- バリアフリー化、利用者のダイバーシティ化への対応を進め、誰もが安心して快適に利用できる公園づくりを通してウェルビーイングの向上を図ります。
- 公園にジョギングコース・ウォーキングコース・健康遊具などを整備し、市民の健康づくりを通してウェルビーイングの向上を図ります。



園路のバリアフリー化
(下河原公園)

④身近な防災拠点の活用

- 自治会・地域住民・事業所などの参加により、身近な公園において、防火防災訓練・消防訓練・避難訓練等を実施し、防災意識の向上や自助・共助による地域防災力の向上を推進します。



自主防災訓練の様子
(野中公園・蔵子二区町内会)

5-3 地域別施策

本計画を市民にとって身近な計画とするために、前節に示した基本施策を地域別に示すとともに、各施策の活動主体・関連主体を示します。

地区の区分は、日常の生活圏と概ね整合する、小学校区を基本単位とし、本市の地勢を象徴する河川（河川流域）や土地利用の特性から市域を5地区に区分します。

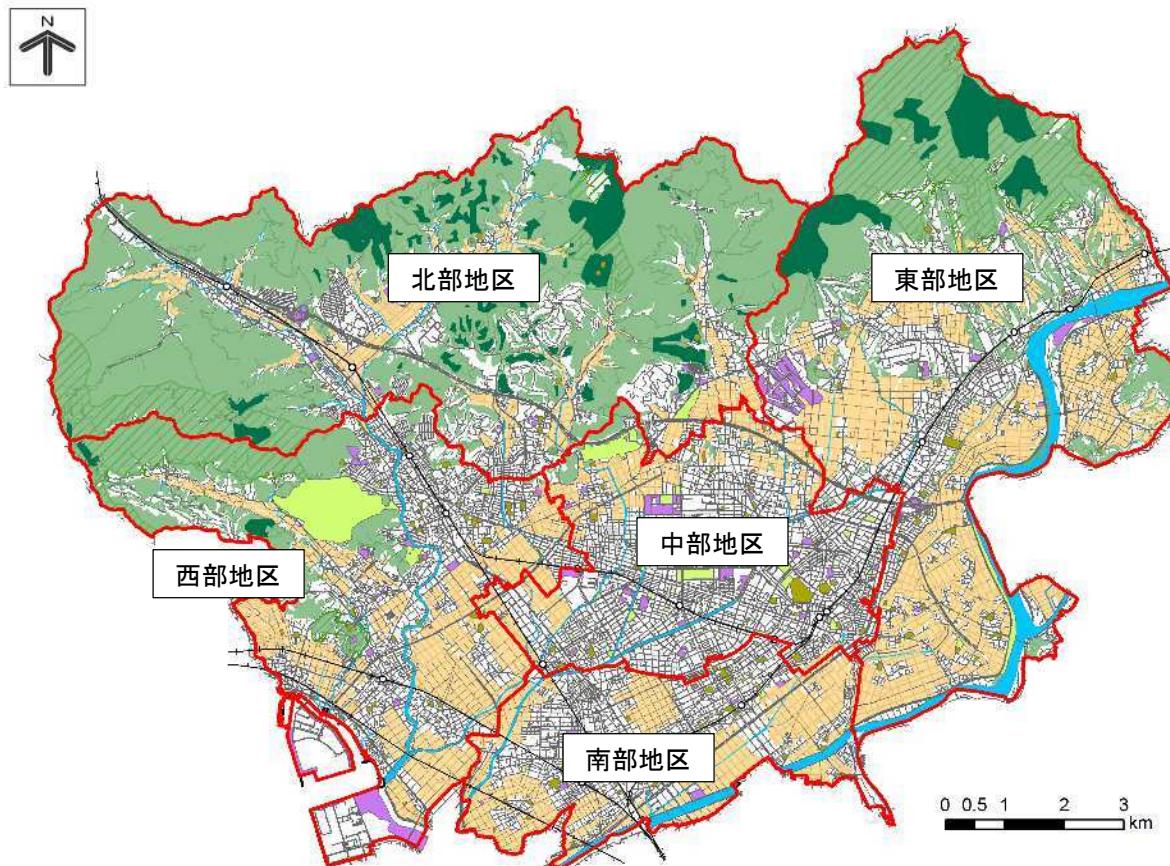


図 地区区分図

表 各地区に該当する小学校区

地域	該当する小学校区
中部地区	金屋小、桜木小、桜町小、三蔵子小、代田小、中部小、豊川小、八南小、豊小
東部地区	一宮西部小、一宮東部小、一宮南部小、東部小
北部地区	赤坂小、千両小、長沢小、萩小、平尾小
西部地区	国府小、御油小、御津南部小、御津北部小
南部地区	牛久保小、小坂井西小、小坂井東小、天王小

(1) 中部地区

地勢の概況

- 本市の中心部に位置し、豊川市役所が立地する地区であり、大半が市街化区域に指定されています。
- 地区の東部を佐奈川が、中央部を白川、西古瀬川が流れています。
- 地区の緑は、豊川公園や赤塚山公園や、北部に広がる農用地によって構成されています。
- 地形は概ね平坦であり、市街化区域では、住居系を中心として、商業系、工業系の用途地域の指定がされています。
- 愛知県や本市が管理する幹線的な道路は、街路樹により緑化されています。

位置図



特徴的な緑

- 佐奈川は、水際に植物が繁り、生物の生息・生育地となっているほか、遊歩道が整備されており、桜を見ながら散策を楽しむことができます。
- 豊川稻荷は、初詣、春季・秋季大祭などに年間 548 万人が訪れます（令和 6 年実績）。また、境内地及びその周辺にまとまった緑地があり、市街地の気象緩和にも貢献しています。
- 国・県の文化財に指定される建造物が複数存在する三明寺や、奉納綱火が県指定の無形民俗文化財に指定され、豊川夏祭りの拠点にもなっている進雄神社の社叢林は、市街地の貴重な緑となっています。また、三河国分尼寺跡は、中門と回廊の一部が復元され、史跡公園として整備されています。
- 祭りなどで使用される豊川公園や、桜ヶ丘公園、豊川高等学校グラウンドが市街地におけるまとまったオープンスペースであり、広域避難場所に指定されています。
- 赤塚山公園は、淡水魚水族館や小動物園などがあり、多様なレクリエーションを楽しむことができます。

市民意向調査結果

- 概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約 46%）なっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約 21%）なっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約 33% の人が「行政支援のもと、地元が行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります ・河川の緑の保全 ・農地の緑の保全 ・耕作放棄地の解消 ・開発事業等への指導 ・在来生態系の保全	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります ・巨木・名木の保全	●		●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります ・街路樹の整備・再生・維持管理 ・河川空間の整備・維持管理	● ●	● ●	● ●
	2-2 身近な公園緑地を創ります ・街区公園等の新規整備 ・身近な防災拠点の整備 ・民有地緑化 ・公共施設の緑化 ・公園施設の長寿命化 ・緑化指導による緑化	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ●
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります ・地域の防災拠点の整備	●		
	3-1 緑に関する知識や情報を発信します ・緑化活動の啓発 ・緑化活動の開催 ・環境学習・体験学習 ・農業の担い手育成 ・グリーンインフラに関する周知・啓発	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
基本方針3 「育てる」	3-2 多様な主体の参画のための仕組みをつくります ・アダプトプログラム ・市民活動のPR ・多様な主体との協働・連携による公園緑地の管理 ・多様な主体との協働・連携による河川管理 ・住民ワークショップを用いた公園整備・維持管理	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	4-1 公園緑地拠点を活かします ・拠点公園の再整備 ・官民連携の推進 ・拠点公園緑地の活用 ・防災拠点の活用	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ●
	4-2 身近な公園を活かします ・公園のストック再編 ・地域住民と協力した公園づくり ・公園の機能拡充 ・身近な防災拠点の活用	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ●

(2) 東部地区

地勢の概況

- 地区東部を南北に豊川が流れ、河川に沿つて自然堤防が形成されています。
- 地区北部に木曽山系の本宮山（標高 789.2 m）が位置し、帶川（佐奈川の支川）が流れています。
- 河川に沿った平地部の広範の区域は、農用地としての土地利用となっています。
- 地区中央から北東方向にかけて市街地が形成されています。

位置図



特徴的な緑

- 本宮山一帯は、自然の景勝地として自然公園に指定されるとともに、ハイキングなどの自然とふれあう場として利用されています。
- 豊川は、淵や瀬、河畔林がある豊かな自然景観を形成しています。
- 砥鹿神社は年間約 34 万人が訪れる観光資源となっており（令和 6 年実績）、「砥鹿神社のケヤキ」は県の天然記念物に指定されています。
- 宝円寺のシダレザクラ、砥鹿神社奥宮（本宮山）の社叢など、県の天然記念物に指定される緑が分布しています。
- 帶川には市の天然記念物に指定される「帶川のホタル」が生息しています。
- いこいの広場は、身近な健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として利用されています。

市民意向調査結果

- 概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約 49%）なっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約 17%）なっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約 58% の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります ・山の緑の保全 ・河川の緑の保全 ・農地の緑の保全 ・耕作放棄地の解消 ・在来生態系の保全	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります ・巨木・名木の保全	●		●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります ・街路樹の整備・再生・維持管理 ・河川空間の整備・維持管理 ・自然遊歩道の整備・維持管理	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	2-2 身近な公園緑地を創ります ・街区公園等の新規整備 ・身近な防災拠点の整備 ・民有地緑化 ・公共施設の緑化 ・公園施設の長寿命化 ・緑化指導による緑化	● ● ● ● ● ●		● ●
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります ・地域の防災拠点の整備	●		
	3-1 緑に関する知識や情報を発信します ・緑化活動の啓発 ・緑化活動の開催 ・環境学習・体験学習 ・地域森林管理の担い手育成 ・農業の担い手育成 ・グリーンインフラに関する周知・啓発	● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ●
基本方針3 「育てる」	3-2 多様な主体の参画のための仕組みをつくります ・アダプトプログラム ・市民活動のPR ・多様な主体との協働・連携による公園緑地の管理 ・多様な主体との協働・連携による河川管理 ・住民ワークショップを用いた公園整備・維持管理	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	4-1 公園緑地拠点を活かします ・官民連携の推進 ・拠点公園緑地の活用 ・防災拠点の活用	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	4-2 身近な公園を活かします ・公園のストック再編 ・地域住民と協力した公園づくり ・公園の機能拡充 ・身近な防災拠点の活用	● ● ● ●		● ● ●
基本方針4 「活かす」				

(3) 北部地区

地勢の概況

- 市街化区域は、音羽川、国道1号の沿線と音羽蒲郡IC周辺の一部地区に限られ、大半が市街化調整区域となっています。
- 地区の中央から西部には音羽川と山陰川（音羽川支流）が流れています。
- 北部の観音山や西部の宮路山などに広範に分布する緑、山腹に位置する財賀寺や富士神社周辺の拠点的な緑が当地区の特徴ある緑として挙げられます。
- 山間を流れる音羽川、山陰川の沿川に、農地が形成されています。

位置図



特徴的な緑

- コバノミツバツツジまつり（富士神社）には約9,000人（令和6年実績）が訪れ、その他にも宮路山のもみじまつりなど、美しい緑の景観が観光客の目を楽しませています。
- 宮路山コアブラツツジ自生地、富士神社のコバノミツバツツジ自生地、財賀寺のヒメハルゼミと生息地、財賀寺のツガなど、市の天然記念物に指定される緑が分布しています。
- 音羽運動公園は、身近な健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として利用されています。

市民意向調査結果

- 概ね10年間の「緑の量」の変化については、「変わらないと思う」と回答した人が最も多く（約55%）なっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約23%）なっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約58%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	・山の緑の保全 ・河川の緑の保全 ・農地の緑の保全 ・耕作放棄地の解消 ・在来生態系の保全			
	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります	● ●		
	・巨木・名木の保全			
	2-1 水と緑のネットワークを創ります	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	・街路樹の整備・再生・維持管理 ・河川空間の整備・維持管理 ・自然遊歩道の整備・維持管理			
基本方針2 「創る」	2-2 身近な公園緑地を創ります	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	・身近な防災拠点の整備 ・民有地緑化 ・公共施設の緑化 ・公園施設の長寿命化 ・緑化指導による緑化			
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります	● ●		
	・拠点都市公園の整備 ・地域の防災拠点の整備			
	3-1 緑に関する知識や情報を発信します	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
基本方針3 「育てる」	3-2 多様な主体の参画のための仕組みをつくります	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	・アダプトプログラム ・市民活動のPR ・多様な主体との協働・連携による公園緑地の管理 ・多様な主体との協働・連携による河川管理 ・住民ワークショップを用いた公園整備・維持管理			
	4-1 公園緑地拠点を活かします	● ●	● ●	
	・官民連携の推進 ・防災拠点の活用			
	4-2 身近な公園を活かします	● ● ● ●	● ● ● ●	
基本方針4 「活かす」	・公園のストック再編 ・地域住民と協力した公園づくり ・公園の機能拡充 ・身近な防災拠点の活用			

(4) 西部地区

地勢の概況

- 県営公園である東三河ふるさと公園が位置し、本市のみならず東三河地域の重要な緑の拠点となっています。
- 臨海部には、三河港港湾計画に基づき、日本最大級の臨海緑地である三河臨海緑地が位置しており、地区の緑の拠点となっています。
- 本地区は音羽川や御津川の河口があり、三河湾を臨む臨海地区となっています。
- 音羽川が地区を南北に縦断し、川沿いは市街化区域に指定されています。大半の区域は、市街化調整区域となっています。
- 地区西部の五井山から御津山などに連なる山地の山間や音羽川・御津川の川沿いに農地が形成されています。

位置図



特徴的な緑

- 東三河ふるさと公園は、広域的なレクリエーションの拠点であり、自然とふれあうイベントが開催されるなど、年間約31万人が訪れます。このほか、御津山園地は年間約1万人の利用があります（令和6年実績）。
- 国の天然記念物に指定される、御油のマツ並木の緑が存在します。
- 御津山には市の天然記念物に指定される「御津山のヒメハルゼミの棲息地」があります。
- 音羽川には遊歩道が整備されており、桜を見ながら散策を楽しむことができます。
- 三河臨海緑地は、散策や軽スポーツ、海の眺めを楽しむ場として利用されています。

市民意向調査結果

- 概ね10年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約47%）なっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約23%）なっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約60%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	・山の緑の保全 ・河川の緑の保全 ・海の緑の保全 ・農地の緑の保全 ・耕作放棄地の解消 ・在来生態系の保全			
	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	・史跡三河国分寺・国分尼寺跡の保存管理 ・御油のマツ並木の管理 ・巨木・名木の保全			
	2-1 水と緑のネットワークを創ります	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	・街路樹の整備・再生・維持管理 ・河川空間の整備・維持管理 ・自然遊歩道の整備・維持管理			
	2-2 身近な公園緑地を創ります	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	● ● ●
	・街区公園等の新規整備 ・身近な防災拠点の整備 ・民有地緑化 ・公共施設の緑化 ・公園施設の長寿命化 ・緑化指導による緑化			
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	・拠点都市公園の整備 ・東三河ふるさと公園・三河臨海緑地の整備 ・地域の防災拠点の整備			
基本方針2 「創る」	3-1 緑に関する知識や情報を発信します	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
	・緑化活動の啓発 ・緑化活動の開催 ・環境学習・体験学習 ・地域森林管理の担い手育成 ・農業の担い手育成 ・グリーンインフラに関する周知・啓発			
	3-2 多様な主体の参画のための仕組みをつくります	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
	・アダプトプログラム ・市民活動のPR ・多様な主体との協働・連携による公園緑地の管理 ・多様な主体との協働・連携による河川管理 ・住民ワークショップを用いた公園整備・維持管理			
	4-1 公園緑地拠点を活かします	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	・官民連携の推進 ・拠点公園緑地の活用 ・防災拠点の活用			
	4-2 身近な公園を活かします	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ●
	・公園のストック再編 ・地域住民と協力した公園づくり ・公園の機能拡充 ・身近な防災拠点の活用			
基本方針4 「活かす」				

(5) 南部地区

地勢の概況

- 地区南部を豊川放水路、西部を佐奈川が流れ、概ね平坦な地形において、耕地整理が行われた優良な農地と市街地により構成されています。
- 市街化区域では、住居系を中心として、商業系、工業系の用途地域の指定がされています。
- 主に地区東部に位置する、愛知県や豊川市が管理する幹線的な道路は、街路樹により緑化されています。

位置図



特徴的な緑

- 国の天然記念物に指定される、牛久保のナギの緑が存在します。
- 市の史跡に指定される五社稻荷古墳などを有する五社稻荷社には、まとまった社叢林が存在します。
- 徳川家の家紋「葵の紋」発祥ゆかりの地である伊奈城趾は、土壘や本丸の郭跡が保存され、史跡公園として整備されています。

市民意向調査結果

- 概ね10年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約44%）なっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「公園や広場の整備」に対する意向が最も高く（約23%）なっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約60%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります	●	●	●
	・河川の緑の保全	●	●	●
	・海の緑の保全	●	●	●
	・農地の緑の保全	●	●	●
	・耕作放棄地の解消	●	●	●
	・在来生態系の保全	●	●	●
基本方針2 「創る」	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります	●	●	●
	・巨木・名木の保全	●	●	●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります	●	●	●
	・街路樹の整備・再生・維持管理	●	●	●
	・河川空間の整備・維持管理	●	●	●
	・自然遊歩道の整備・維持管理	●		
基本方針3 「育てる」	2-2 身近な公園緑地を創ります	●	●	●
	・街区公園等の新規整備	●	●	●
	・身近な防災拠点の整備	●	●	●
	・民有地緑化	●	●	●
	・公共施設の緑化	●		
	・公園施設の長寿命化	●	●	●
基本方針4 「活かす」	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります	●	●	●
	・地域の防災拠点の整備	●		
	3-1 緑に関する知識や情報を発信します	●	●	●
	・緑化活動の啓発	●	●	●
	・緑化活動の開催	●	●	●
	・環境学習・体験学習	●	●	●
	3-2 多様な主体の参画のための仕組みをつくります	●	●	●
	・アダプトプログラム	●	●	●
	・市民活動のPR	●	●	●
	・多様な主体との協働・連携による公園緑地の管理	●	●	●
	・多様な主体との協働・連携による河川管理	●		
	・住民ワークショップを用いた公園整備・維持管理	●		
	4-1 公園緑地拠点を活かします	●	●	●
	・官民連携の推進	●	●	●
	・防災拠点の活用	●	●	●
	4-2 身近な公園を活かします	●	●	●
	・公園のストック再編	●	●	●
	・地域住民と協力した公園づくり	●	●	●
	・公園の機能拡充	●		
	・身近な防災拠点の活用	●	●	●

5－4 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区（緑化重点地区）

（1）緑化重点地区とは

都市緑地法において、緑の基本計画に必要に応じて定める事項として、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）及び当該地区における緑化の推進に関する事項」が位置づけられています。緑化重点地区では、市が取り組む緑化施策や市民及び事業者などが取り組む緑化活動を優先的かつ重点的に進め、地区内の緑の充実化を図ります。

都市緑地法運用指針では、緑化重点地区は、以下のような地区に設定するものとしています。

【緑化重点地区の設定要件】

- 駅前等都市のシンボルとなる地区
- 緑が少ない住宅地
- 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区 等

(2) 緑化重点地区の設定の考え方

以下に示す2つの視点により緑化重点地区を設定します。

【視点1】駅前等都市のシンボルとなる地区（第6次豊川市総合計画、立地適正化計画）

上位・関連計画では、下記に示す駅周辺の7地区を市の拠点と定め、立地適正化計画では、各拠点の駅周辺に都市機能誘導区域を定めています。

■中心拠点

市内を貫く（都）姫街道線を軸として、中東部の拠点である豊川地区、諏訪地区と、それらを結ぶ中央通地区の3地区を一体的に捉えた中心市街地

■地域拠点

八幡地区：八幡駅周辺

国府地区：国府駅周辺

一宮地区：三河一宮駅周辺

音羽地区：名電赤坂駅周辺

御津地区：愛知御津駅周辺

小坂井地区：伊奈駅、西小坂井駅、小坂井駅周辺

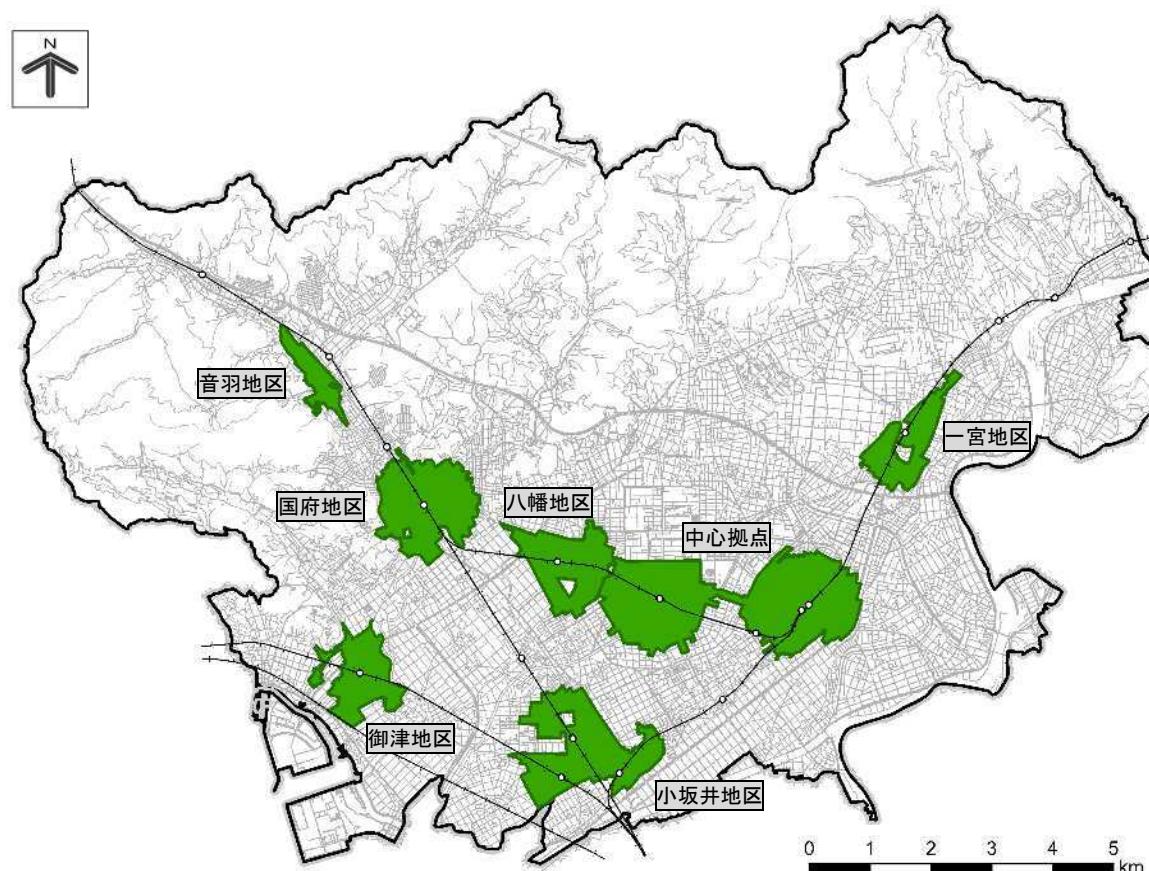
【視点2】緑化の必要性が比較的高い地区

都市機能誘導区域では、緑に関連した施策として、以下を定めています。

- 既存公園の適切な維持管理・再整備の推進により公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場を提供
- 居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、民有地緑化制度の活用などにより、本市の自然環境を活かした緑が生える良好な都市環境の整備を推進

(3) 緑化重点地区の設定

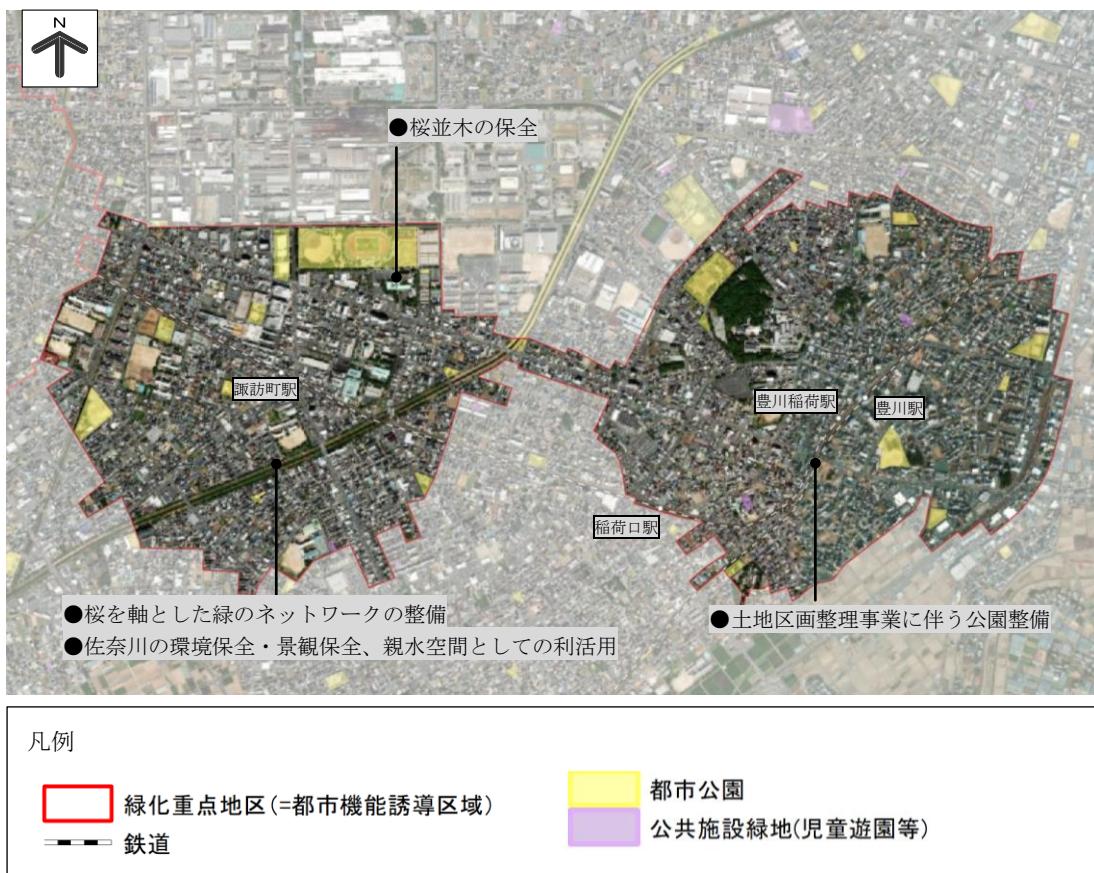
前頁に示す2つの視点より、中心拠点・八幡地区・国府地区・一宮地区・音羽地区・御津地区・小坂井地区の7地区を緑化重点地区に設定します。



(4) 緑化重点地区の施策

各緑化重点地区で取り組む施策について、以下に示します。

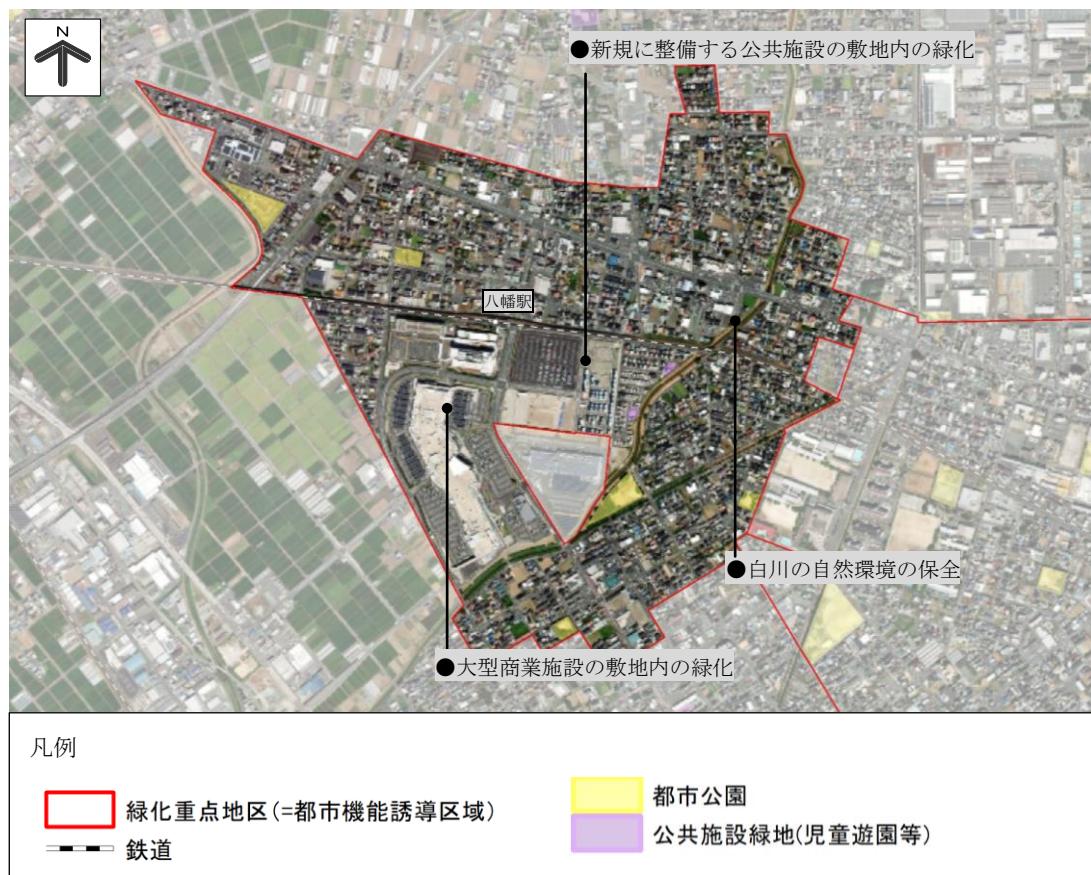
① 中心拠点（豊川地区・諏訪地区・中央通地区）



【施策】

- 土地区画整理事業に伴う公園整備
- 佐奈川・豊川公園・桜トンネル・桜町千両線を結ぶ桜を軸とした緑のネットワーク整備
- 桜並木の保全
- 幹線道路の整備に合わせた街路緑化
- 佐奈川の環境保全・景観保全、親水空間としての利活用
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

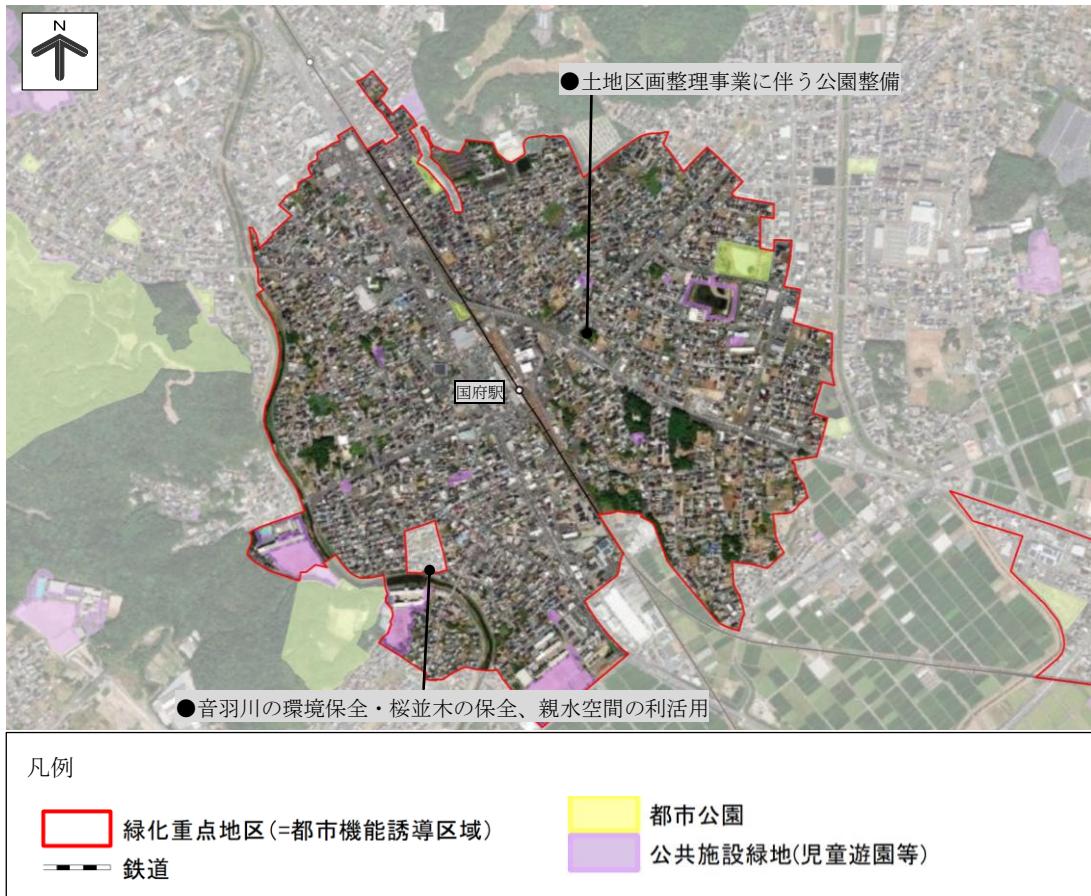
② 八幡地区



【施策】

- 新規に整備する公共施設の敷地内の緑化
- 大型商業施設の敷地内の緑化
- 都市計画道路の街路樹保全
- 白川の環境保全
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備

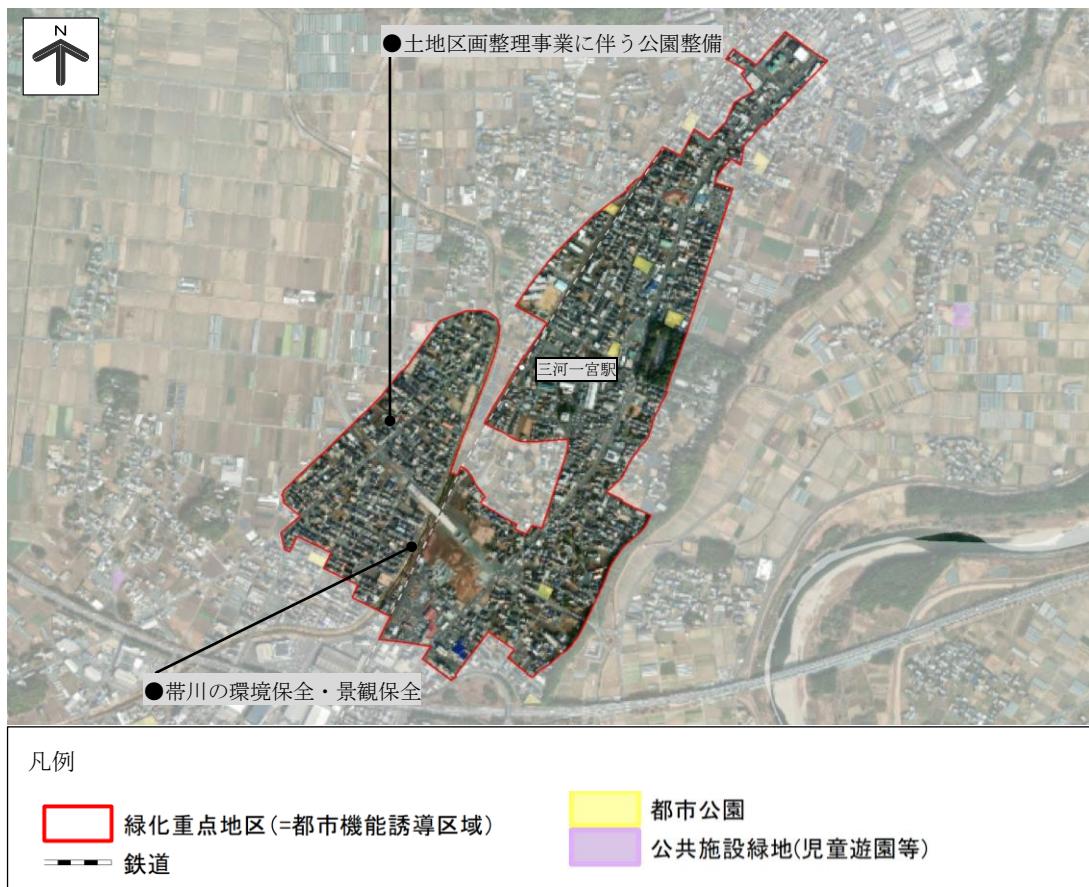
③国府地区



【施策】

- 土地区画整理事業に伴う公園整備
- 国府駅へのアクセス道路の整備に合わせた街路緑化
- 音羽川の環境保全・桜並木の保全、親水空間の利活用
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

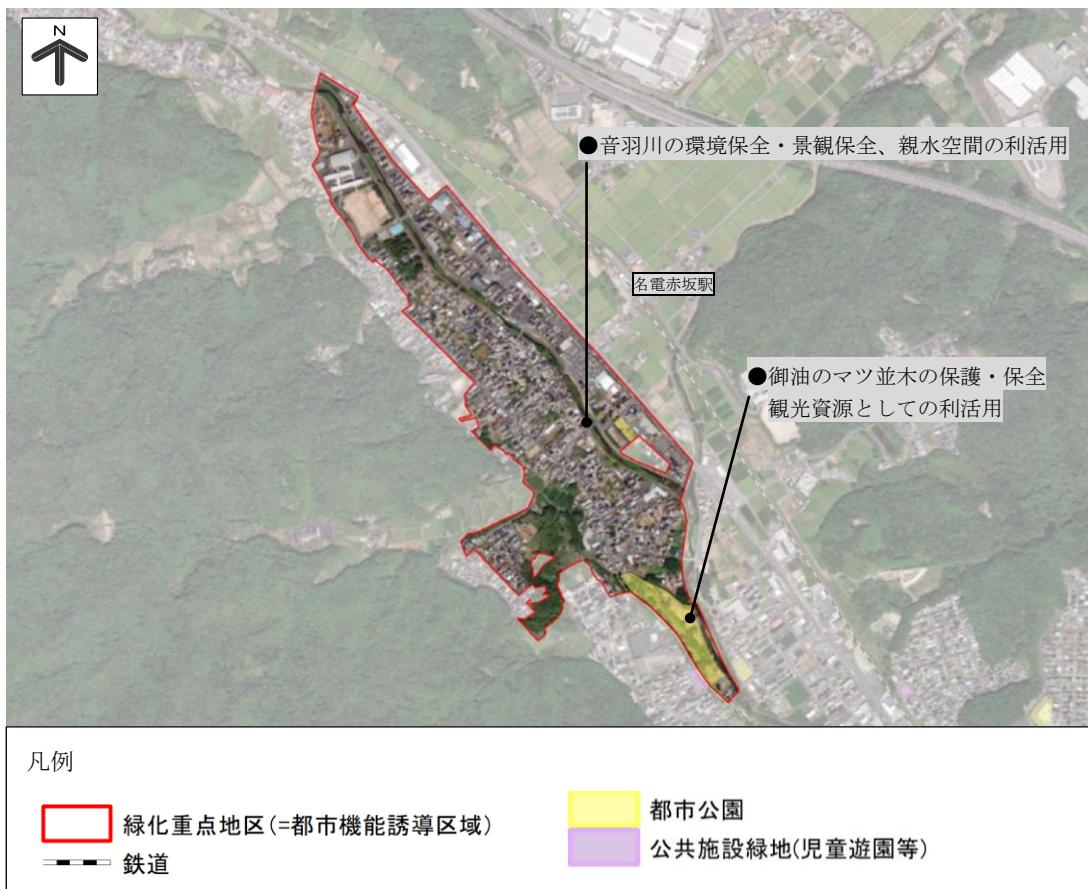
④ 一宮地区



【施策】

- 土地区画整理事業に伴う公園整備
- 幹線道路の整備に合わせた街路緑化
- 帯川の環境保全・景観保全
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

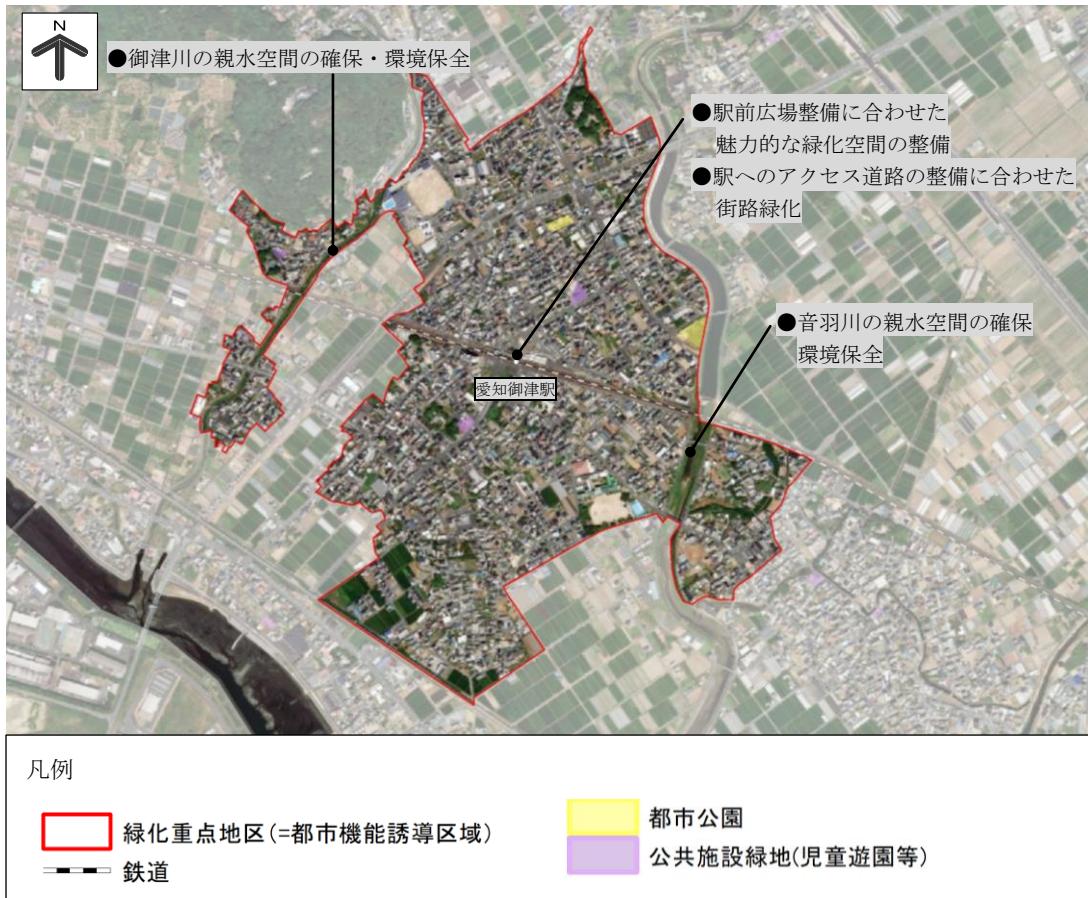
⑤ 音羽地区



【施策】

- 御油のマツ並木の保護・保全、観光資源としての利活用
 - 音羽川の環境保全・景観保全、親水空間の利活用
 - 公共公益施設の緑化
 - 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
 - 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
 - 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

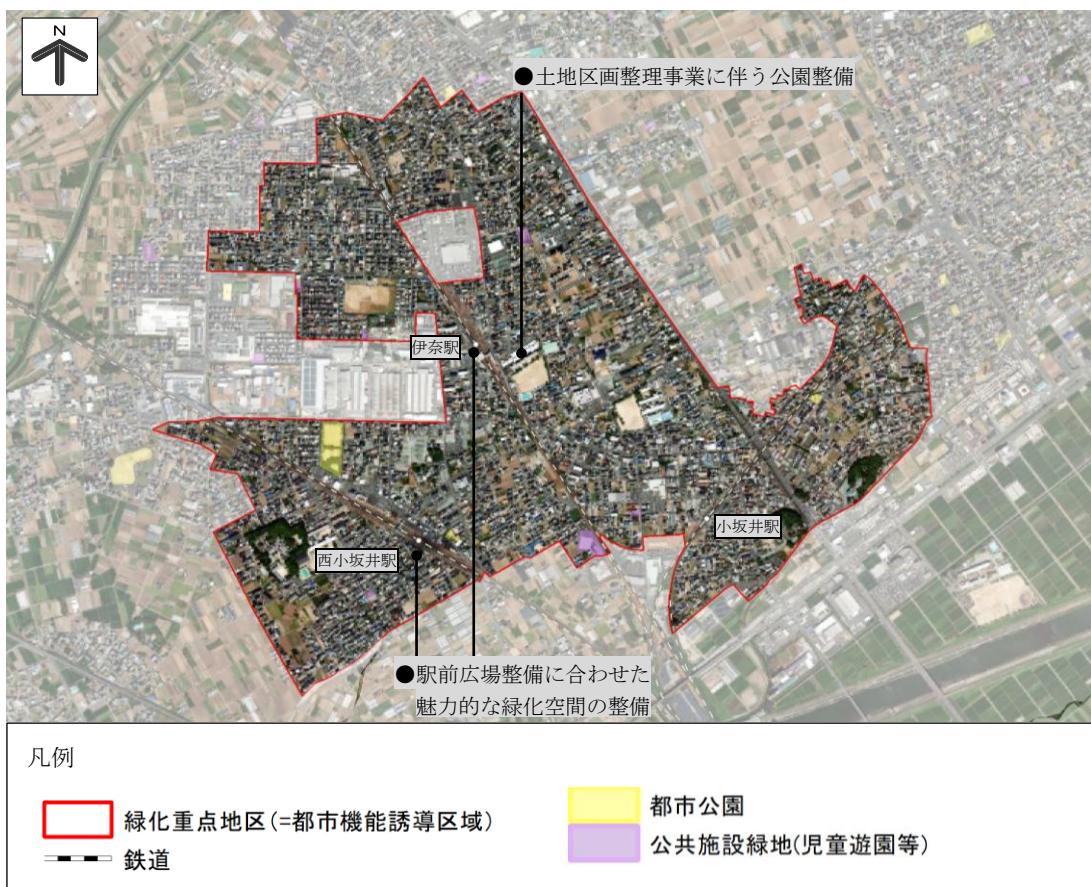
⑥ 御津地区



【施策】

- 駅前広場整備に合わせた魅力的な緑化空間の整備
- 愛知御津駅へのアクセス道路の整備に合わせた街路緑化
- 御津川・音羽川の河川改修と親水空間の確保・環境保全
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

⑦ 小坂井地区



【施策】

- 駅前広場整備（伊奈駅・西小坂井駅）に合わせた魅力的な緑化空間の整備
- 幹線道路の整備に合わせた街路緑化
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

第6章 計画の推進体制

6-1 推進体制

少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化、厳しい財政状況などの社会経済情勢の変化を踏まえると、緑のまちづくりを進めるためには、行政だけではなく、市民や事業者といった地域の様々な主体の参加が必要です。

そのため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働しながら活動することで、“『うるおい』と『にぎわい』にあふれる緑のまち とよかわ”を基本理念とする緑の将来像の実現を目指します。

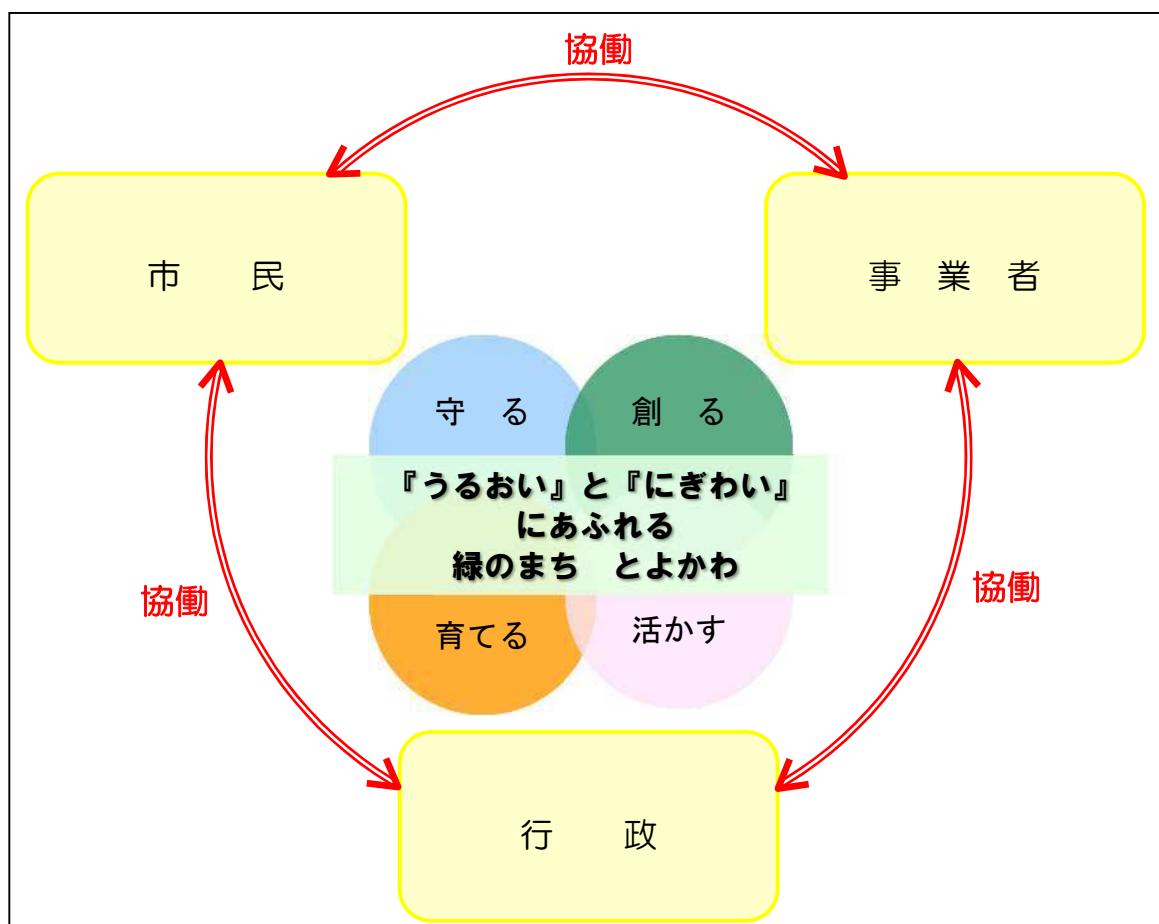


図 計画の推進体制

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、庭やベランダなどの緑化に努めるほか、緑に関する講習会などへの参加を通じて、身近な緑などに対する理解・知識を深めるとともに、地域の緑化・維持管理活動にも積極的に関わっていくことが重要です。

(2) 事業者の役割

事業者は、環境保全に対する社会的責任を認識し、建物の屋上や壁面の緑化、敷地内の緑化や敷地境界の生垣化などを積極的に進めます。また、地域住民と協働しながら、敷地周辺の清掃活動や地域の緑化活動への参画を通じて、緑のまちづくりに貢献していくことが重要です。

(3) 行政の役割

公園や広場、街路樹など、公共空間の緑化などを推進します。また、市民、事業者から緑化活動に対する理解と協力が得られるように普及・啓発活動を進めるとともに、各主体が自主的に緑化活動に取り組めるように支援します。さらに、計画を推進するために、市民・事業者・行政の連携体制を強化していきます。

6-2 進行管理

計画の進捗管理は、【Plan（計画の策定）】、【Do（施策の実施）】、【Check（進捗状況の把握、評価）】、【Action（改善・見直し）】のPDCAサイクルに基づいて行い、施策の進捗状況を毎年確認するとともに、施策の進め方の見直しを随時行います。

本計画では、第6次・第7次豊川市総合計画と同様に市民満足度に関連する目標を設定しています。それらの項目については、2年ごとに実施される市民意識調査の結果を用いて達成状況を確認していきます。

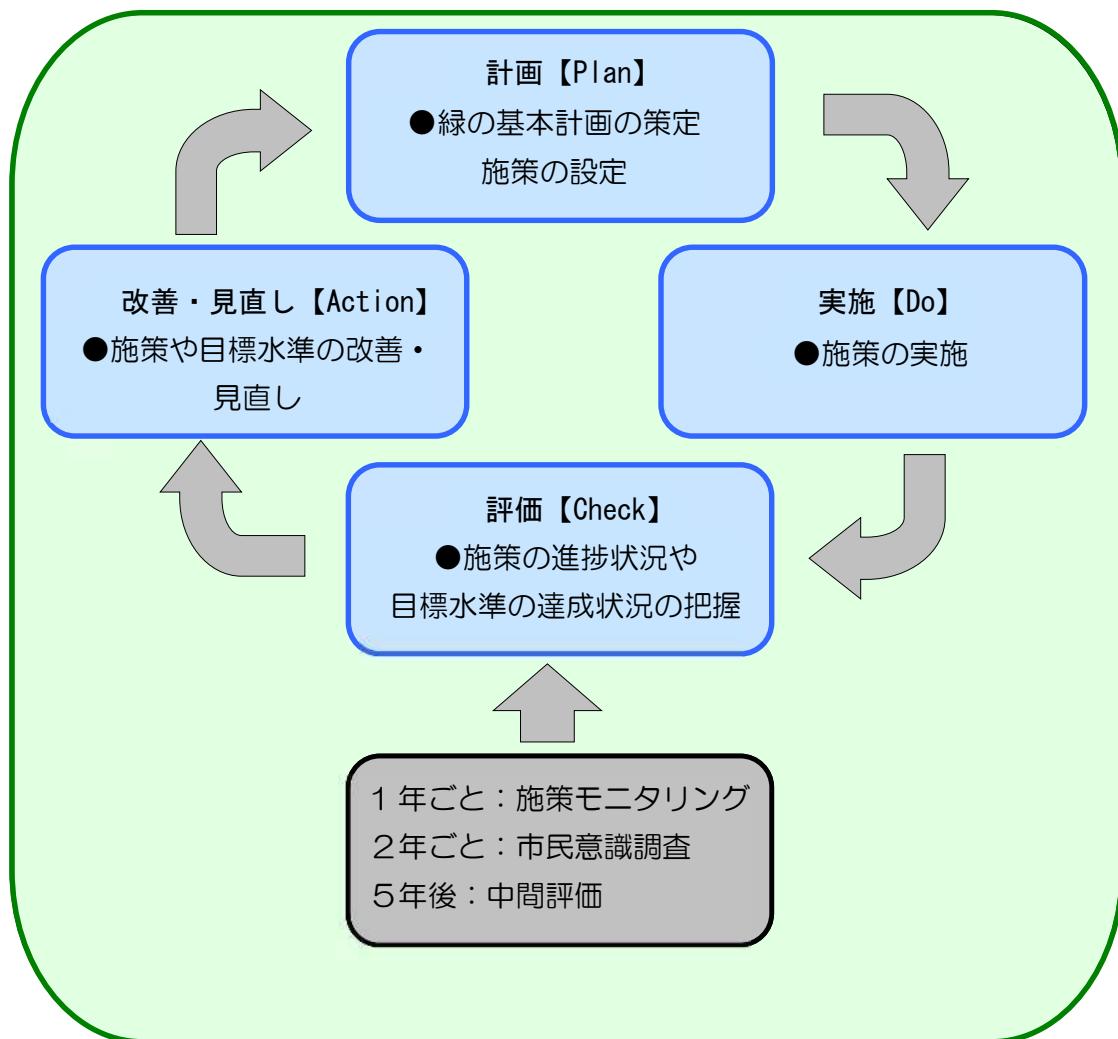


図 計画の進行管理

卷末資料

用語解説

あ 行

愛知県広域緑地計画

広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した愛知県の計画。

あいち森と緑づくり事業

都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するため、県が「あいち森と緑づくり税」を財源として、市町村が行う「身近な緑づくり事業」「緑の街並み推進事業」「美しい並木道再生事業」「県民参加緑づくり事業」に対して交付金を交付して、支援する事業。

一級河川

国土保全上または国民経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

ウェルビーイング

well（よい）と being（状態）からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。

雨水浸透ます

ますの底面に碎石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる“ます”的こと。総合治水対策の一環として雨水の流出抑制を図るとともに、地下水涵養などの役割も果たす。

雨水貯留施設

雨水を一時的に貯め、下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。

エヌピーオー

Non-Profit Organization（民間非営利法人組織）の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治団体、宗教団体を除く）のこと。

エコロジカルネットワーク

生物多様性確保の観点から、動植物の生息地又は生育地として適切な規模や連続性をもった緑地による有機的なネットワーク。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地、敷地内の空地の総称。

か 行

河川区域

河川の堤防斜面の居住地側下端（法尻）から対岸の堤防斜面の居住地側下端（法尻）までの区域。洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。

河畔林

河川下流域の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にある水辺林。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画に定める区域。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みのこと。

景観計画

景観法8条に基づき景観行政団体が定める、良好な景観形成に関する計画。

広域公園

一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

広域避難場所

地方自治体が指定した大人数が収容できる避難場所のこと。一時避難場所が危険になった際に避難し、その規模は火災の輻射熱から身体を守るためにおよそ10ha以上が必要とされ、大規模な広場（オープンスペース）として、大規模公園などが指定されている。

公共公益施設

道路・公園・緑地・広場・河川などの都市の骨格を形成する公共施設と住民の生活のために必要なサービスを提供する教育施設・官公庁施設・医療施設・コミュニティ施設などの公益施設の総称。

公募設置管理制度 (Park-PFI)

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

コミュニティ

居住する人々が共同体としての意義を持って生活する一定の地域やその人々の集団。

さ 行**重山**

民家・集落の後背地として広がる薪などを確保するための雑木林。人の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきていたが、近年では荒廃化が進んでいる。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

史跡公園

歴史公園にあっては、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する特殊公園。

自然公園

美しい山河や優れた自然景観に恵まれた地域を保護し、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然を学ぶことができるよう指定した公園。自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類がある。国定公園は自然公園法、県立自然公園は愛知県立自然公園条例に定められている。市内には、三河湾国定公園と本宮山県立自然公園がある。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

市民緑地

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が契約を締結し、市民に公開した緑地や緑化施設

市民緑地契約制度

「都市緑地法」に基づき、市町村又は緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置管理する制度。

市民緑地認定制度

「都市緑地法」に基づき、市町村長の指定を受けて市民緑地の管理などを行う緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が、緑化地域又は緑化重点地区内において、住民の利用に供する300m²以上の市民緑地を設置し、管理することについて、市町村長の認定を受ける制度。

社叢林

神社において社殿や神社境内を囲うように密生している林。

街区基幹公園

街区公園、近隣公園、地区公園が該当する。

人工林

主に人が苗木を植えて造成した森林。

信頼度

アンケートの精度を表す指標。「信頼度95%」の場合、同じアンケート調査を100回実施した際に、95回は標本誤差の範囲内に収まるることを意味する。

ストック再編

都市公園毎の機能の見直しを行う「機能の再編」と都市公園の集約再編による機能向上を行う「立地の再編」とがある。

生物多様性

長い時間をかけて進化しながら獲得してきた、生物が持つそれぞれの個性の多様さ。

設置管理許可制度

都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。

総合公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

た行**耐震性貯水槽**

地震発生時の防火を目的とした施設。

第3次豊川市都市計画マスターplan

都市計画法（第18条の2）に基づき、「豊川市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、豊川市が目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を定めている。

ダイバーシティ

異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重し合うこと。

第7次豊川市総合計画

豊川市の目指す都市の将来像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本目標を定め、様々な分野にわたる市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地域計画

地域の農業者、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者による話し合いを経て、農地1筆ごとの10年後の耕作者計画を記した「目標地図」を追加し、地域農業の将来の在り方を明確化し、農地の集約化等の取り組みを加速させる計画。

地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。なお、地域森林計画とは、都道府県知事が全国森林計画に即して、5年ごとに10年を一期として立てる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするものである。

地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。

透水性舗装

雨水を路盤・路床に浸透させる構造となっている舗装。雨水流出抑制、地下水涵養、ヒートアイランド現象緩和の効果がある。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

都市機能誘導区域

居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設を都市の骨格構造上の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。立地適正化計画により定める区域。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。なお、豊川市では、市全域が都市計画区域である。

都市計画道路

都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項などについて定めた法律。

都市農地

市街化区域内の農地。従来、市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」であったが、都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画により、「都市にあるべきもの」へと位置づけが見直された。それを受け、都市緑地法の改正により、「緑地」の定義に農地が含まれることが明記された。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。

土地区画整理事業

土地区画整理事業に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

豊川市街路樹再生指針

街路樹の再生を図り、街路樹による事故を未然に防止することを目的とした指針。

豊川市環境基本計画2020

環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要なビジョンや施策を定めた計画。

豊川市公共施設アダプトプログラム制度

市民と市が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度。

豊川市公共施設等総合管理計画

豊川市が所有する全ての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理するための計画。

な 行

二 次 林

原生林が伐採などされた後、自然に、または人為的に再生した森林。

二 級 河 川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川。都道府県知事が指定する。

農 業 振 興 地 域 農 用 地 区 域

農業振興地域の中において農業基盤の整備をすすめる区域であり、農業関係の公共投資が重点的に投入される区域。

は 行

パークマネジメント手法

公園管理の一手法であり、公園利用の積極的な支援、多様なニーズへの柔軟かつ適切な対応、他の公園利用者や周辺住民などとの利害対立の予防、現状の公園利用の適切性の評価と改善策の実施、公園施設の利用に伴う安全確保などを目的とする運営管理。

バリアフリー

障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。または障壁が取り除かれた状態。

ヒートアイランド現象

人工排熱の増加や地表面の人工化などを主な原因として、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

標 本 誤 差

標本数を設定してアンケート調査を実施した際に、回答結果に生じる誤差。

風 致 地 区

都市における風致を維持するための地区。樹林地・丘陵地・水辺地などの良好な自然環境を保持している地区や、史跡・神社仏閣などのある地区、良好な住環境を維持している地区などを都市計画で指定し、地区内の建物の建ぺい率や高さ、敷地の緑化率等を規制する。

保安林

災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林。

保全配慮地区

都市緑地法第4条第2項第5号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」であり、必要に応じて緑の基本計画において定めるもの。市町村における緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市町村が市民緑地や条例による保全措置、市民緑地契約の締結等により緑地の保全を図る必要があると認められるものについて定める

ま行**マルシェ**

フランス語で「市場」を指す。全国の都市公園で、農作物や飲食物販、ワークショップなど様々な形態の出店を募ったマルシェが行われている。

や 行**誘致圏**

公園の計画にあたって、対象公園からどの程度の範囲に住む人の利用が見込まれるかという距離。街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m、地区公園では半径 1km を誘致圏と考える。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地増に応じて用途別に分類される 13 種類の都市計画の総称。

ら 行**ランドマーク**

地域の主要な目印、地域を特徴づける象徴的な景観要素（歴史的な建造物や高層ビル・橋・塔・山など）のこと。

立地適正化計画

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する計画。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒すための休養、娯楽。

わ行

ワークショップ

地域に関する諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画の考案・それらの評価を行う活動。

緑に関する計画策定の経緯

年月	内容
昭和 53 年 4 月	豊川市緑のマスタープラン策定
平成 4 年	豊川市緑のマスタープラン改訂
～	平成6年 都市緑地保全法の改正 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の創設
平成 8 年 3 月	豊川市緑の基本計画策定 (目標年次：平成 22 年（2010 年）)
～	平成18年2月 宝飯郡一宮町と合併 平成20年1月 宝飯郡音羽町、宝飯郡御津町と合併 平成 22 年 2 月 宝飯郡小坂井町と合併
平成 23 年 3 月	豊川市緑の基本計画改訂 (目標年次：令和 2 年（2020 年）)
令和 3 年 3 月	豊川市緑の基本計画改訂 (目標年次：令和 12 年（2030 年）)

改訂の経緯

(令和元年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
10月 18日	第1回作業部会	
11月 21日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の緑の分析、評価について ・市民アンケート調査の実施について
12月 27日 ～1月 14日	豊川市緑の基本計画 市民アンケート調査	(調査概要については39頁を参照)
2月 12日	第2回作業部会	
3月上旬	第2回策定委員会 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の結果について ・緑づくりの課題について

(令和2年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
7月中旬	第3回作業部会 (書面審議)	
8月 6日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、緑の将来像、基本方針について ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策について
10月下旬	第4回作業部会 (書面審議)	
11月 16日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（案）について
1月 12日 ～2月 12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（案）について
2月下旬	パブリックコメント の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果を策定委員会委員に報告

中間見直しの経緯

(令和7年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
7月 29日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間見直しの概要について ・中間評価の結果について ・見直すべき内容について
10月 2日	第1回策定委員会	
10月 16日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間見直し骨子について
10月 31日	第2回策定委員会	
1月上旬	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（案）について
2月上旬	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画書（案）について
2月下旬	第3回策定委員会	

豊川市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるため、豊川市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、豊川市緑の基本計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 第1項に規定するほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、委員会を欠席する場合、委員長が適当と認める者を代理者として出席させることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市緑の基本計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、都市整備部公園緑地課長をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市緑の基本計画作業部会

部会長	都市整備部公園緑地課長			
	部 名	課 名	職 名	
危機管理課			課長補佐又は係長のうち部会長が指名する者	
企画部				
企画政策課				
財務部				
財産管理課				
福祉部				
地域福祉課				
介護高齢課				
子ども健康部				
子育て支援課				
保育課				
市民部				
市民協働国際課				
人権交通防犯課				
産業環境部				
企業立地推進課				
農務課				
商工観光課				
環境課				
清掃事業課				
建設部				
道路河川管理課				
道路建設課				
建築課				
都市整備部				
都市計画課				
区画整理課				
上下水道部				
下水整備課				
水道整備課				
消防本部				
消防総務課				
教育委員会				
教育庶務課				
生涯学習課				
スポーツ課				
その他部会長が必要と認める課				

豊川市緑の基本計画策定委員名簿

(令和7年度)

区分	氏名	所属	分野
委員	◎ 岡本 肇	中部大学工学部都市建設工学科 准教授	学識
	○ 臼井 直之	岐阜市立女子短期大学デザイン環境学科 准教授	学識
	落合 利夫	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長	商工業
	山口 伯男	豊川市農業委員会	農業
	門林 直人	東三河流域森林・林業活性化センター事務局 事務局長	森林
	市川 勝久	豊川造園建設協同組合 理事	造園
	笠松 由美	とよかわ里山の会 監事	環境
	猿渡 裕子	特定非営利活動法人 とよかわ子育てネット 理事	児童福祉
	鈴木 昌浩	豊川市連区長会	
	小野田 薫	市民	公募
オブザーバー	湯浅 健司	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 課長	県職員
	岩田 勝則	愛知県東三河建設事務所都市施設整備課 課長	県職員

◎：委員長、○：副委員長



令和8年（2026年）月

発行：豊川市都市整備部公園緑地課

住所：豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2176

FAX：0533-89-9570

Eメール：koen@city.toyokawa.lg.jp